# 見本市産業の育成及び国際見本市会場の運営組織のあり方等に関する調査報告書

平成24年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

# 《 目　次 》


I.　はじめに ..... 1

II. 商談が行われる見本市の開催 ..... 2

1.　見本市の市場規模 ..... 2
2.　見本市活性化に向けた方向性について ..... 4
(1) 国内外における見本市のトレンド ..... 4
(2) 商談重視の効用 ..... 7
(3) 海外の取り込み・コンベンションの取り込み ..... 8
3.　大阪における開催有望見本市、開催地に選ばれるための大阪の機能･魅力の向上 ..... 9
(1) 全国の分野別見本市開催件数の推移と傾向 ..... 9
(2) 大阪市内の分野別見本市開催件数と傾向 ..... 10
(3) インテックス大阪における見本市・展示会開催実績 ..... 11
(4) 分野別見本市開催件数の推移と傾向（インテックス大阪） ..... 16
(5) インテックス大阪における規模別催事開催実績（平成 19～22 年） ..... 17
(6) インテックス大阪における主要催事来場者出展者所在地 ..... 18
(7) 出展者・来場者アンケート調査結果からみる有望見本市 ..... 22
(8) 見本市主催者、業界誌等へのヒアリングからみた見本市の現状、有望分野について ..... 23
(9) 産業別特化係数からみた大阪市の強み ..... 28
(10) 開催をめざす見本市の考え方 ..... 29
(11) 大阪の展示会産業振興に向けた強み・弱み ..... 30
4.　見本市活性化、商談活性化方策 ..... 31
(1) 商談志向の高い出展者、来場者を集めるための具体的取組 ..... 31
(2) 商談活性化に向けた流れ ..... 33
5.　経済波及効果の分析 ..... 34
(1) 分析の概要 ..... 35
(2) 大阪市内への波及効果 ..... 35
(3) 契約誘発効果 ..... 49
6.　インテックス大阪での商談活性化に向けて ..... 51

III.　インテックス大阪の運営組織及び運営方式の検討 ..... 52

1.　インテックス大阪の施設運営の課題及び検討の方向性について ..... 52
(1) インテックス大阪及び運営主体（財団法人大阪国際経済振興センター）の概要・役割 ..... 52
(2) インテックス大阪の現状と課題 ..... 55
(3) 検討の方向性 ..... 59
(4) 取組みの視点：公共性と収益性 ..... 59
(5) インテックス大阪の今後の取り組み ..... 60
2.　課題解決に向けた運営手法等の検討 ..... 64
(1) 施設運営強化のための運営手法の検討 ..... 64
(2) 想定される運営スキームのあり方 ..... 70
3.　シミュレーションに基づく評価 ..... 72
(1) シミュレーションによる評価 ..... 72
(2) 今後の公募に向けた検討事項 ..... 85
(3) 公募により想定される課題・対応策等 ..... 86

IV.　おわりに ..... 90

1.　見本市産業の育成及び国際見本市会場の運営組織のあり方等に関する有識者会議　意見まとめ ..... 90
2.　見本市産業の育成及び国際見本市会場の運営組織のあり方等に関する有識者会議　開催経過 ..... 93

# I. はじめに

見本市産業は、企業に効果的・効率的なマーケティング手段と商談機会を提供し、域内の関連産業に及ぼす経済波及効果も大きい、付加価値の高いサービス産業である。大阪市においては、昭和60年に国際見本市会場「インテックス大阪」を設置し、見本市等を通じた企業の販路拡大等を支援してきた。 しかしながら、開業から26年が経過した現在、社会経済環境は大きく変化し、コンベンション・見本市産業に関する国際競争の激化、本社機能の東京一極集中や大阪経済の低迷などの要因とも相俟って、大規模な産業見本市は減少傾向にある。また、施設は経年による一部老朽化も見られ、改修等の機能の回復が必要な時期を迎えつつある。こうした背景のもとで、現状の社会情勢に即した効果的、効率的な事業展開を検討すべき時期にある。

そのため、「インテックス大阪」の運営組織が今後の見本市等の誘致を促進させる新たな方策や機能充実に取り組み、コンベンション誘致における国際競争・都市間競争力を高めつつ、これまで以上に効果的・効率的に事業を推進して政策的に見本市産業を育成していくことがますます重要となっている。

本調査は、こうした状況を踏まえつつ、「インテックス大阪」が大阪・関西経済を牽引するビジネス交流拠点としての機能を最大限発揮し、数多くの商談重視の見本市が開催されるために必要とされる新たな方策や運営組織、運営形態、機能、役割などについて、「見本市産業の育成及び国際見本市会場の運営組織のあり方等に関する有識者会議」を設置し、有識者等の意見を交えながら、インテックス大阪のめざすべき将来像及び有望な見本市について検討してきたところである。

平成24年３月には、調査・検証及び有識者会議における検討を経て、今後のインテックス大阪の目指すべき方向性についてとりまとめを行った。

# II. 商談が行われる見本市の開催

## 1. 見本市の市場規模

見本市・展示会の市場規模について、(社) 日本イベント産業振興協会が毎年発行する「平成 21 年　国内イベント市場規模推計結果　報告書」より、個別のイベントについて事業費と来場者消費額を合計した市場規模をみると、最も景気動向を受けやすいと考えられる見本市・展示会は前年の数字を下回っている。中でも、見本市・展示会の落ち込みは大きく、前年比 79.3%であった。一方、前年の数字を大きく上回ったものは、博覧会と会議イベントであった。

また、主に問題解決を目的に開催される会議イベントは不況期の平成 21 年でも順調に規模を拡大している。一方、MICE の中でも中心といわれている見本市・展示会はリーマンショック後の平成 21 年に一時的に規模が縮小しているものの、平成 19 年までは規模を拡大しており、毎年一定の規模で推移していた。会議イベント・見本市・展示会がイベント市場全体に占める割合は大きく、見本市・展示会の振興により、市場全体が底上げされると考えられる。

図表 II-1 国内イベントカテゴリー別市場規模推移

(資料)(社)日本イベント産業振興協会「平成 21 年　国内イベント市場規模推計結果　報告書」

## 図表 II-2　国内イベントの範囲

| カテゴリー | 詳細 |
|---|---|
| 販促イベント | 1) 企業名や商品名を前面に打ち出した販売促進活動の一環として開催されるイベント<br>2) 新製品発表会<br>3) 単独展示会<br>4) 周年行事・式典<br>5) 販売店大会 |
| スポーツイベント | 1) 民間諸団体または企業をスポンサーとするスポーツイベント全般<br>2) 国・日本体育協会の主催する競技大会<br>3) 自治体主導のスポーツイベント全般<br>4) プロ野球、Jリーグ、大相撲などのプロスポーツのレギュラーシーズンは除く<br>（ただし、オールスターなどの特別試合やレギュラーシーズン以外のチャリティーショーやファン感謝デー、地方巡業などイベント性の高いものは含まれる） |
| 文化イベント | 1) 民間諸団体または企業をスポンサーとする音楽・演劇および特別美術展<br>2) 自治体主導の文化イベント<br>3) 常設ではない美術展 |
| 会議イベント | 1) 日本を含めて3カ国以上かつ50人以上の参加者のある国際会議<br>2) 業界・学会などの各種団体が開催する諸団体開催国内会議<br>3) 地方自治体が開催する自治体開催国内会議 |
| 見本市・展示会 | 1) 一般の民間企業・団体が出展することのできる見本市・展示会<br>2) 原則として、企業などの単独展、自治体主導の物産展などは除く |
| フェスティバル | 1) 複合型イベント（フェスタ・フェアを含む）<br>2) 自治体主導の文化祭（学生中心の文化祭・学園祭は除く）<br>3) 博覧会という名称をつけた中小規模のイベント<br>4) 祭り・パレード・景観に関わる催し（桜まつりなど）など、多様な形態のイベント<br>5) 自治体主導の物産展 |
| 博覧会 | 1) 来場者50万人以上の博覧会及びそれに準ずる地方博覧会<br>2) 都市緑化フェア |

(資料)(社)日本イベント産業振興協会「平成21年　国内イベント市場規模推計結果　報告書」

## 2. 見本市活性化に向けた方向性について

### (1) 国内外における見本市のトレンド

#### ① 諸外国における見本市のトレンド

経済産業省「平成 22 年度サービス産業活動環境整備調査事業 （展示会産業活性化のための標準の確立及びビジョン策定等に関する調査事業）」報告書では、諸外国における展示会産業の位置づけについて、ドイツ、アメリカ、シンガポールの３カ国と比較を行っている。これを図示したものを以下に示す。

これによると、ドイツの展示会は、国内外から多くの出展者、来場者が集まり、国内企業間のみならず国外企業間の取引を実現する場として展示会が機能している。また、アメリカの展示会は、国内市場が大きいため国内企業間の取引が中心であるが、第三者認証制度の確立など、商談を行う環境が整っていることが特徴である。シンガポールの展示会は、海外からの出展者や来場者の誘致に積極的であり、特に国外企業間の取引を実現する場としての機能が強いといった特徴がある。

また、見本市を運営する業者の間では、最近では、会議場と展示場を合わせて一体型で運営を行っているところが増えていることが指摘されている。

こうした状況は、後に行うヒアリング調査によっても指摘されており、海外のみならず、国内においても、同様の傾向にある。

図表 II-3 諸外国における展示会産業の位置づけ

（資料）経済産業省「平成 22 年度サービス産業活動環境整備調査事業 （展示会産業活性化のための標準の確立及びビジョン策定等に関する調査事業）」報告書より

### ② アジアにおける見本市のトレンド

平成 19 年から 21 年における３年間の展示会開催件数の推移をみると、アジア諸国が増加している一方、日本では開催件数が減少している。一方、成長著しいアジア諸国に目を向けると、中国や韓国などでは政府を中心に見本市・展示会産業の育成に力を入れており、特にシンガポールでは国内市場が小規模であるにも関わらず、海外から積極的に出展者や来場者を数多く受け入れることによって国際的に著名な展示会を開催している。このような現状がある中で、日本は国内市場の優位性を活かし、国外の企業が国内で開催される展示会に出展・来場できるような取り組みを推進しなければ、展示会産業全体が将来的に衰退してしまうことも考えられる。

図表 II-4　アジア諸国における展示会開催件数の推移

（資料）UFI（国際見本市連盟）公表資料[1]より作成

[1] UFI（国際見本市連盟）における展示会の定義は以下の通り。図表では、③の展示会の数字を用いている。
定義：商品・サービス・情報等を展示・宣伝するためのイベント（ただし、フリーマーケットや路上販売は含まない）
また、「展示会」の分類については、以下の通り。
①（ISO 基準及び国際展示会としての一定の基準を満たす）国際展示会：ISO 基準に準拠した国際展示会
②（ISO 基準を満たすものの、国際展示会以外の）一般展示会：ISO に準拠した展示会で、国際展示会の来場者数または出展者数の基準には満たないもの
③展示会：①、②以外の展示会

### ③ 日本における見本市のトレンド

先ほどは海外における展示会の機能についてみたが、同じ様式で日本についても機能のイメージを示したものが以下である。

日本における展示会についてみると、国内市場が大きいことから、主に国内企業が多く参加しているが、企業の広告宣伝の場として捉えられる傾向が強く、後で触れるように、ヒアリングでは、展示会がビジネスの取引の場としてまだ十分に活かされていないという意見が得られた。運営会社の間では、そもそも展示会が商談会であるという認識が薄く、名刺交換やＰＲの場としてしか考えられてこなかったといわれている。つまり、日本の展示会は商談の場として機能しているとは言い難い状況にある。

特に、世界を代表する経済大国である日本の国内には世界を代表する技術力を持った企業が多く集積しているほか、消費市場としてのポテンシャルも高いため、商談の場としての我が国の展示会は、海外の企業にとっても十分な魅力があり、国内外の企業間取引を実現する場となるポテンシャルを持っていると考えられる。しかし、日本における見本市・展示会は、海外企業の参加が十分ではなく、海外企業と国内企業の取引も十分に行われているとは言い難い状況になっているという現状がある。

図表 II-5　日本における展示会産業の位置づけ

（資料）経済産業省「平成22年度サービス産業活動環境整備調査事業（展示会産業活性化のための標準の確立及びビジョン策定等に関する調査事業）」報告書より

### ⑵　商談重視の効用

各種報告書及び民間オーガナイザー等の事業者、海外の施設運営業者などから、海外における展示会・見本市の特徴として、展示会を企業間のビジネスの場として展示やセミナー等を機能させており、それぞれの国が持っている国内市場の特性や地理的条件などを活かして、国内外から戦略的に企業を集めていることが指摘されている。また、見本市・展示会の誘致にあたり国際競争が激化する中で、商談が活発に行われる見本市のトレンドは、今後国内の見本市産業育成を目指す方向性となるものと考えられる。

図表 II-6　見本市がもたらす効果

**見本市がもたらす効果**

①契約誘発効果：商談機会の増加、顧客の獲得、知名度の向上

②経済波及効果：多様な消費活動、他産業の生産や消費の連鎖を誘発

**商談活発化**

・企業取引の拡大の効率化

・当該見本市の価値向上による出展者・来場者数増大

・更なる経済波及効果の増大につながる

### ⑶　海外の取り込み・コンベンションの取り込み

#### ①　海外の取り込み

世界を代表する経済大国である日本の国内には世界を代表する技術力を持った企業が多く集積しているほか、消費市場としてのポテンシャルの高さを有しており、海外の企業の参加を促すことにより、国内企業にとってもプラスの効果をもたらす。

特に、観光庁「訪日外国人消費動向調査」（平成 23 年）によると、展示会・見本市を目的として訪れる外国人は 1.9%であり、国際会議を目的とする外国人（3.0%）よりも少なくなっている。大規模な国際会議は、展示・商談の機会となると共に開催地の知名度も向上することから、国内外のコンベンション誘致を進めていく必要があると考えられる。

図表 II-7　訪日外国人の主な来日目的

（資料）観光庁「平成23年訪日外国人消費動向調査」より作成

#### ②　セミナーの併設、集客への取組

見本市・展示会主催者へのヒアリングでは、最近の傾向として、総合展よりも、専門的に特化した分野の展示会が盛んであるとのことであった。しかし、内容が専門的になればなるほど、出展者の数は限定される。そのため、関連するいくつかの見本市を合わせることで開催されている傾向がある。

また、それぞれの分野別にキーパーソンは異なっている。誰を呼べば集客に結びつくか、それを把握した上でアプローチすることが必要であるとのことであった。ヒアリング調査からもわかるように、セミナーの開催は効果的な集客方法の一つである。セミナー内容の充実を図ることで、参加者の満足度も高くなると考えられる。展示会会場でも模型等を見せるだけでなく、別な形でアピールポイントを作り、集客につなげることが求められている。

## 3. 大阪における開催有望見本市、開催地に選ばれるための大阪の機能・魅力の向上

### (1) 全国の分野別見本市開催件数の推移と傾向

全国の分野別の見本市開催状況について、時系列で分野別に分類を行った。傾向としては、「環境・エネルギー」「ＩＴ機器・ソフト・事務処理機器」と「食品・飲料」「健康・福祉・美容」の分野で開催件数が多く、また開催件数も伸びている。

そのなかでも、生産財関連では、平成23年の実績値で、環境・エネルギー（34件）、ＩＴ機器・ソフト・事務処理機器（27件）、機械要素・部品・素材、エレクトロニクス・電子部品（24件）、異業種・技術交流／特許（11件）などが開催されている。

同様に、消費財関連では、平成23年の実績値で、食品・飲料（21件）、流通・店舗・商材（18件）、健康・福祉・美容（16件）などの見本市が開催されている。

図表 II-8 全国の分野別見本市開催件数の推移

【生産財関連】

【消費財関連】

（資料）(株)ピーオーピー「展示会データベース2012年版」より作成

## ⑵　大阪市内の分野別見本市開催件数と傾向

平成 23 年の実績に基づいて、大阪市内の分野別の見本市開催件数の分析を行った。

全国的には「環境・エネルギー」と「食品・飲料」　「健康・福祉・美容」の開催傾向が高かったのに対して、大阪市内で分野別開催件数が多いのは「化学・製薬・バイオ機器」、「流通・店舗・商材」、「食品・飲料」、「環境・エネルギー」「健康・福祉・美容」であった。

大阪市の開催件数に見る傾向は概ね全国的な傾向とも合致しているといえる。

図表 II-9　大阪市内における分野別見本市開催件数

【生産財関連】（平成 23 年）

【消費財関連】（平成 23 年）

（注）大阪市内で開催された催事の件数をカウントした。
（資料）㈱ピーオーピー「展示会データベース 2012 年版」より作成

### ⑶　インテックス大阪における見本市・展示会開催実績

インテックス大阪において、過去４年間に開催された催事に対し、分野別、展示面積別に分類を行った。集計に当たっては、各年度で、展示面積の上位20位までの催事について、分野や使用号館、展示面積を整理している。

各年の開催実績についてみたところ、全体として、専門的な内容の見本市・展示会の開催件数が上位に位置していることがわかる。一方、以前は一般的であった総合展のような展示会は、最近では数が少なくなっているといえる。

また、最近では、見本市の多くは、いくつかの専門的な見本市を束ね、開催されている傾向がみられる。これは、主催者側として、来場者のニーズにこたえるために展示内容の専門化を図る一方で、来場者数を増やすため、類似する分野の見本市をまとめて開催した方が効果的であると考えていることによる。

## 図表 II-10　インテックス大阪における見本市・展示会開催実績

【平成 22/4/1～23/3/31 のインテックス大阪における見本市・展示会開催実績（展示面積上位 20 位）】

（単位：㎡）

| | 名称 | 分野 | 開催期間 | 主催者 | 使用号館 | 展示面積 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | フィッシングショーOSAKA2011 | スポーツ・レジャー | 2/4(金)～6日（日） | 大阪釣具共同組合 | 3，6A・B | 24,477 |
| 2 | INTERMOLD2010（第21回金型加工技術展）<br>金属プレス加工技術展2010 | 金属加工・工作機械 | 4/14（水）～17日（土） | (社) 日本金型工業会/テレビ大阪<br>(社) 日本金属プレス工業協会 | 6A・B | 19,358 |
| 2 | 産業とくらしのグランドフェア2010 | 金属加工・工作機械 | 9/17(金)～18（土） | 関西地区ユアサやまずみ会 | 6A・B | 19,358 |
| 4 | バリアフリー2010 第16回高齢者・障がい者の快適な生活を提案する総合福祉展 | 健康・福祉・美容 | 4/15（木）～17（土） | 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会/テレビ大阪 | 3～5A | 16,576 |
| 4 | 第13回 関西 設計・製造ソリューション展<br>第13回 関西 機械要素技術展<br>第1回 医療機器開発・製造技術 EXPO大阪<br>第2回 新エネルギー EXPO大阪 | 製造・設計・制御機器<br>機械要素・部品・素材<br>病院・医療<br>環境・エネルギー | 10/6（水）～8（金） | リードエグジビジョンジャパン(株) | 3～5A | 16,576 |
| 6 | 中小企業総合展2010 in Kansai | 異業種・技術交流／特許 | 5/26（水）～28（金） | (独)中小企業基盤整備機構 | 6A・B(半館) | 14,519 |
| 7 | 2010電設工業展 | 電設・空調・下水道 | 5/26（水）～28（金） | (社) 日本電設工業協会 | 4，5A・B | 13,082 |
| 8 | N-EXPO/KANSAI'10（ネキスポ関西2010） | 環境・エネルギー | 9/1（水）～3（金） | (株)日報アイ・ビー | 2，3(半館),屋外 | 12,189 |
| 9 | 第3回関西うどん・そば産業展<br>第3回関西ラーメン産業展<br>第1回関西居酒屋産業展<br>第2回店舗環境改善展<br>省エネ・省CO2・コスト削減対策展 | 食品・飲料<br>流通・店舗・商材<br>環境・エネルギー | 6/15（火）～17（木） | ﾄﾚｰﾄﾞｼｮｰｵｰｶﾞﾅｲｻﾞｰｽﾞ（株） | 2，3 | 11,848 |
| 10 | SCRUM2010 大阪ガスビジネス創造展 | 異業種・技術交流／特許 | 10/20(水)～23（土） | 大阪ガス（株） | 6A | 9,679 |
| 10 | 2010大阪ウエルディングフェスタ(OWF) | 金属加工・工作機械 | 11/13(土)～14（日） | 関西地区有力溶材商 | 6A | 9,679 |
| 12 | 関西エクステリアフェア2010 | 花卉・園芸 | 6/10（木）～11（金） | 関西ｴｸｽﾃﾘｱﾌｪｱ2010実行委員会 | 1(半館)・2 | 9,273 |
| 12 | フードテック2010 | 食品衛生加工・包装機械・物流 | 9/7（火）～9/10(金) | (社)大阪国際見本市委員会 | 1(半館)・2 | 9,273 |
| 14 | JP2010情報・印刷産業展 | 印刷・製版・紙加工機械 | 5/20（木）～22（土） | JP産業展協会 | 4 | 6,729 |
| 14 | エネ蔵2010～エネルギーソリューション＆蓄熱フェア～ | 環境・エネルギー | 5/26（水）～28（金） | 蓄熱フェア実行委員会 | 2 | 6,729 |
| 14 | 2010浙江省輸出商品（大阪）交易会 | 流通・店舗・商材 | 9/14(火)～17（金） | (社)大阪国際見本市委員会/浙江省商務庁 | 2 | 6,729 |
| 14 | リビング＆デザイン | 家具・インテリア・照明 | 9/29(水)～10/2(土) | (社)大阪国際見本市委員会 | 2 | 6,729 |
| 14 | ビューティーワールドジャパンウエスト | 健康・福祉・美容 | 10/25（月）～27（水） | メサゴ・メッセフランクフルト(株) | 4 | 6,729 |
| 14 | 住設建材まつり | 住宅・ビル設備・建材 | 11/6（土）～7(日) | (株) 丸産業 | 4 | 6,729 |
| 14 | 第111回 スポーツビジネスフェア大阪 | スポーツ・レジャー | 2/2(水)～3（木） | 大阪スポーツ用品卸商業組合 | 2 | 6,729 |

(注１)展示面積は公開されていないため、使用号館の面積を足し合わせて算出した。
(注２)分野はピーオーピー「展示会データベース 2012 年版」の分類にしたがい、独自に分類。
(資料)(財)大阪国際経済振興センター「インテックス大阪・IBPC 大阪年報　Annual Report」より作成

【平成 21/4/1～22/3/31 のインテックス大阪における見本市・展示会開催実績（展示面積上位 20 位）】

（単位：㎡）

| | 名称 | 分野 | 開催期間 | 主催者 | 使用号館 | 展示面積 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 09　食博覧会・大阪 | 食品・飲料 | 4/30(木)～5/10(日) | 食博覧会実行委員会 | 1～6A・B | 49,375 |
| 2 | 三井ホーム住まいと暮らしのEXPO2009 in OSAKA | 家具・インテリア・照明 | 6/28(日) | 「住まいと暮らしのEXPO 2009 in OSAKA」事務局 | 3，6 | 45,179 |
| 3 | フィッシングショーOSAKA2010 | スポーツ・レジャー | 2/6(土)～2/7(日) | 大阪釣具協同組合 | 3，6A・B | 24,477 |
| 4 | 産業とくらしのグランドフェア2009 | 金属加工・工作機械 | 10/16(金)～10/17(土) | 関西地区ユアサやまずみ会 | 6A・B | 19,358 |
| 4 | 2009大阪どてらい市 | 金属加工・工作機械 | 7/4(土)～7/6(月) | － | 6A・B | 19,358 |
| 6 | 第12回　関西 設計・製造ソリューション展<br>第12回　関西 機械要素技術展 | 製造・設計・制御機器<br>機械要素・部品・素材 | 10/7(水)～10/9(金) | 関西 設計・製造ソリューション展(DMS関西) 事務局 | 3～5 | 18,201 |
| 6 | バリアフリー2009　第15回 高齢者・障がい者の快適な生活を提案する総合福祉 | 健康・福祉・美容 | 4/16(木)～4/18(土) | バリアフリー展事務局 | 3～5 | 18,201 |
| 8 | N-EXPO/KANSAI'09（ネキスポ 関西 2009） | 環境・エネルギー | 9/3(木)～9/5(土) | 日報イベント(株) | 2，3 | 14,748 |
| 9 | 全日本科学機器展in大阪2009 | 計測・分析・科学・検査機器 | 10/21(水)～10/23(金) | フジサンケイ ビジネスアイ 事業部 | 4，5 | 13,082 |
| 9 | 第17回大阪アウトドアフェスティバル2010 | スポーツ・レジャー | 3/6(土)～3/7(日) | テレビ大阪 | 4，5 | 13,082 |
| 11 | A-PACK 2009 OSAKA<br>フーテック関西2009 | 食品衛生加工・包装機械・物流 | 5/20(水)～5/23(土) | (株)日報アイ・ビー、日報イベント(株) | 2，3 | 11,848 |
| 11 | 粉体工業展大阪2009 | 計測・分析・科学・検査機器 | 10/21(水)～10/24(土) | 展示会事務局 (株)シー・エヌ・ティ | 1，2 | 11,816 |
| 11 | 関西エクステリアフェア2009 | 花卉・園芸 | 6/11(木)～6/12(金) | 関西エクステリアフェア2009実行委員会事務局 | 1，2 | 11,816 |
| 14 | 大阪ウエルディングフェスタ2009 | 金属加工・工作機械 | 11/7(土)～11/8(日) | マツモト産業(株) | 6A | 9,679 |
| 14 | 中小企業総合展2009 in Kansai | 異業種・技術交流／特許 | 5/27(水)～5/29(金) | 中小企業総合展 | 6A | 9,679 |
| 14 | ASIA NAIL FESTIVAL IN OSAKA 2009 | 健康・福祉・美容 | 7/12(日)～7/13(月) | NPO法人 日本ネイリスト協会 | 6A | 9,679 |
| 17 | ビューティーワールド ジャパン ウエスト | 健康・福祉・美容 | 10/26(月)～10/28(水) | ビューティーワールド ジャパン ウエスト事務局 | 4 | 6,729 |
| 17 | JP2009情報・印刷産業展 | 印刷・製版・紙加工機械 | 5/28(木)～5/30(土) | JP産業展協会事務局 (印刷之世界社内) | 4 | 6,729 |
| 17 | エネ蔵2009　～エネルギーソリューション＆蓄熱フェア～ | 環境・エネルギー | 6/10(水)～6/12(金) | 関西電力(株)お客さま本部営業計画グループ | 4 | 6,729 |
| 17 | 微細精密加工技術展2009 | 金属加工・工作機械 | 5/28(木)～5/30(土) | 日刊工業新聞社　イベントグループ | 2 | 6,729 |

(注１)展示面積は公開されていないため、使用号館の面積を足し合わせて算出した。
(注２)分野はピーオーピー「展示会データベース 2012 年版」の分類にしたがい、独自に分類。
(資料)(財)大阪国際経済振興センター「インテックス大阪・IBPC 大阪年報　Annual Report」より作成

【平成 20/4/1～21/3/31 のインテックス大阪における見本市・展示会開催実績（展示面積上位 20 位）】

（単位：㎡）

| | 名称 | 分野 | 開催期間 | 主催者 | 使用号館 | 展示面積 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | INTERMOLD 2008（第19回金型加工技術展）<br>金属プレス加工技術展2008 | 金属加工・工作機械 | 4/17(木)～4/20(日) | インターモールド振興会 | 4～6 | 32,440 |
| 2 | 2009モバックショウ（第21回国際製パン製菓関連産業展） | 食品衛生加工・包装機械・物流 | 2/25(水)～2/28(土) | 日本製パン製菓機械工業会 | 1～5 | 30,017 |
| 3 | 第11回 関西 機械要素技術展<br>第11回 関西 設計・製造ソリューション展 | 機械要素・部品・素材<br>製造・設計・制御機器 | 10/1(水)～10/3(金) | 関西機械要素技術展 事務局<br>関西設計・製造ソリューション展 事務局 | 2～5 | 24,930 |
| 3 | バリアフリー 2008 第14回高齢者・障害者の快適な生活を提案する総合福祉展 | 健康・福祉・美容 | 4/25(金)～4/27(日) | バリアフリー展事務局 | 2～5 | 24,930 |
| 5 | フィッシングショーOSAKA2009 | スポーツ・レジャー | 2/7(土)～2/8(日) | 大阪釣具協同組合 | 3，6A・B | 24,477 |
| 6 | 2008　大阪どてらい市 | 金属加工・工作機械 | 7/5(土)～7/7(月) | － | 6A・B | 19,358 |
| 6 | 産業とくらしのグランドフェア | 金属加工・工作機械 | 9/19(金)～9/20(土) | ユアサ商事(株) 関西支社内 ユアサやまずみ会 | 6A・B | 19,358 |
| 8 | 2008 国際ウエルディングショー | 金属加工・工作機械 | 4/9(水)～4/12(土) | 産報出版(株) | 2～4 | 18,577 |
| 9 | 2008 電設工業展 | 電設・空調・下水道 | 5/28(水)～5/30(金) | (社)日本電設工業協会 | 1，2 | 18,169 |
| 10 | 2008NEW環境展 大阪 | 環境・エネルギー | 9/18(木)～9/20(土) | 日報イベント(株) | 2，3 | 14,748 |
| 11 | ビューティーワールド ジャパン ウエスト | 健康・福祉・美容 | 10/6(月)～10/8(水) | ビューティーワールド ジャパン事務局 | 4，5A・B | 13,082 |
| 11 | JP2008 情報・印刷産業展 | 印刷・製版・紙加工機械 | 6/26(木)～6/28(土) | JP産業展協会（印刷之世界社 内） | 4，5A・B | 13,082 |
| 11 | 第16回 大阪アウトドアフェスティバル2009 | スポーツ・レジャー | 3/7(土)～3/8(日) | 大阪アウトドアフェスティバル運営事業局 | 4，5A・B | 13,082 |
| 14 | フードテック2008（国際食品産業技術展 2008 大阪） | 食品衛生加工・包装機械・物流 | 10/21(火)～10/24(金) | (社)大阪国際見本市委員会 | 3，4 | 11,848 |
| 14 | 2008日中韓産業交流会（大阪） | 異業種・技術交流／特許 | 6/18(水)～6/20(金) | 日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部事業推進課 | 3，4 | 11,848 |
| 16 | 第33回 日本ショッピングセンター全国大会「ビジネスフェア」 | 流通・店舗・商材 | 1/20(火)～1/22(木) | (社)日本ショッピングセンター協会「ビジネスフェア」事務局 | 1，2 | 11,816 |
| 17 | 関西エクステリアフェア2008 | 花卉・園芸 | 5/15(木)～5/16(金) | 関西エクステリアフェア2008実行委員会 | 4，5A | 11,457 |
| 18 | 大阪ウエルディングフェスタ 2008(OWF) | 金属加工・工作機械 | 11/15(土)～11/16(日) | 産報出版(株) | 6A | 9,679 |
| 18 | 中小企業総合展 2008 in Kansai | 異業種・技術交流／特許 | 5/28(水)～5/30(金) | 中小企業総合展事務局 | 6A | 9,679 |
| 18 | アジアネイルフェスティバル イン 大阪 2008 | 健康・福祉・美容 | 7/13(日)～7/14(月) | NPO法人 日本ネイリスト協会 | 6A | 9,679 |

(注１)展示面積は公開されていないため、使用号館の面積を足し合わせて算出した。
(注２)分野はピーオーピー「展示会データベース 2012 年版」の分類にしたがい、独自に分類。
(資料)(財)大阪国際経済振興センター「インテックス大阪・IBPC 大阪年報　Annual Report」より作成

【平成 19/4/1～20/3/31 のインテックス大阪における見本市・展示会開催実績（展示面積上位 20 位）】

（単位：㎡）

| | 名称 | 分野 | 開催期間 | 主催者 | 使用号館 | 展示面積 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | バリアフリー2007 第13回 高齢者・障害者の快適な生活を提案する総合福祉展 | 健康・福祉・美容 | 4/12(木)～4/14(土) | バリアフリー展事務局 | 1～5 | 30,017 |
| 2 | フィッシングショー OSAKA 2008 | スポーツ・レジャー | 2/1(金)～2/3(日) | 大阪釣具協同組合 | 3，6A・B | 24,477 |
| 3 | 産業とくらしのグランドフェア2007 | 金属加工・工作機械 | 9/7(金)～9/8(土) | ユアサ商事(株)関西支社 | 6A・B | 19,358 |
| 4 | A-PACK 2007 OSAKA<br>'07 関西食品産業展 | 食品衛生加工・包装機械・物流 | 4/18(水)～4/21(土) | (株)日報アイ・ビー | 2～4 | 18,577 |
| 5 | 第10回 関西設計・製造ソリューション展<br>第10回 関西機械要素技術展 | 製造・設計・制御機器<br>機械要素・部品・素材 | 10/3(水)～10/5(金) | 関西設計・製造ソリューション展事務局 関西機械要素技術展 事務局 | 3～5 | 18,201 |
| 6 | 2007 NEW環境展 大阪会場 | 環境・エネルギー | 9/6(木)～9/8(土) | (株)日報アイ・ビー | 2，3 | 14,748 |
| 7 | 全日本科学機器展 in 大阪2007 | 産業機械・機器全般 | 10/17(水)～10/19(金) | フジサンケイ ビジネスアイ 事業部 | 4，5A・B | 13,082 |
| 7 | ビューティーワールド ジャパン ウエスト | 健康・福祉・美容 | 10/22(月)～10/24(水) | メサゴ・メッセフランクフルト(株) | 4，5A・B | 13,082 |
| 7 | クリーンライフ ビジョン 21 -2007年 大阪大会- | 縫製・クリーニング機械 | 11/24(土)～11/25(日) | (社)大阪国際見本市委員会 | 4，5A・B | 13,082 |
| 7 | JP2007 情報・印刷産業展 | 印刷・製版・紙加工機械 | 5/24(木)～5/26(土) | JP産業展協会(印刷之世界社 内) | 4，5A・B | 13,082 |
| 7 | 華東交易会「2007大阪」 | 総合・観光・物産 | 9/5(水)～9/8(土) | (社)大阪国際見本市委員会 | 4，5A・B | 13,082 |
| 7 | 第15回 大阪アウトドアフェスティバル2008 | スポーツ・レジャー | 3/8(土)～3/9(日) | テレビ大阪事業局 | 4，5A・B | 13,082 |
| 13 | 粉体工業展大阪 2007 | 計測・分析・科学・検査機器 | 10/16(火)～10/19(金) | (株)シー・エヌ・ティ | 1，2 | 11,816 |
| 13 | プラテックス 大阪 2007 | プラスチック・セラミック加工機械 | 6/6(水)～6/9(土) | プラテックス事務局 | 1，2 | 11,816 |
| 15 | 建設技術展2007近畿 | 建設・土木・測量 | 10/11(木)～10/13(土) | 建設技術展実行委員会事務局<br>(株)ムラヤマ 内 | 6A | 9,679 |
| 15 | 知財ビジネスマッチングフェア2007 | 異業種・技術交流／特許 | 10/18(木)～10/19(金) | 近畿経済産業局 特許室 | 6B | 9,679 |
| 15 | 大阪ウエルディングフェスタ2007 | 金属加工・工作機械 | 11/10(土)～11/11(日) | 大阪ウエルディングフェスタ2007 事務局 | 6A | 9,679 |
| 18 | Osaka Home Expo 2007 | 住宅・ビル設備・建材 | 10/25(木)～10/27(土) | Osaka Home Expo 2007 事務局 | 2 | 6,729 |
| 18 | 安全・安心リフォーム展 | 安全・防災 | 10/25(木)～10/27(土) | 安心・安全リフォーム展 事務局 | 2 | 6,729 |
| 18 | 微細精密加工技術展 2007 | 金属加工・工作機械 | 5/23(水)～5/26(土) | 「微細精密加工技術展2007」事務局<br>(日刊工業新聞社 内) | 2 | 6,729 |

(注１)展示面積は公開されていないため、使用号館の面積を足し合わせて算出した。
(注２)分野はピーオーピー「展示会データベース 2012 年版」の分類にしたがい、独自に分類。
(資料)(財)大阪国際経済振興センター「インテックス大阪・IBPC 大阪年報 Annual Report」より作成

### (4)　分野別見本市開催件数の推移と傾向（インテックス大阪）

インテックス大阪における見本市開催件数について、分野別に平成 19 年度から 22 年度までの 4 年間の推移をみたものが以下である。

インテックス大阪における見本市の分野別開催件数が多いものをみると、生産財関連では「金属加工・工作機械」「環境・エネルギー」、消費財関連では「住宅・ビル設備・建材」「流通・店舗・商材」「健康・福祉・美容」「家具・インテリア・照明」「食品・飲料」となっている。

環境・エネルギー分野の多さは全国的な傾向と合致しているが、金属加工・工作機械といった分野が比較的多い。

図表 II-11　分野別見本市開催件数の推移

【生産財関連】（平成 19～22 年度）

【消費財関連】（平成 19～22 年度）

(資料) 財)大阪国際経済振興センター「インテックス大阪・IBPC 大阪年報　Annual Report」 及びホームページより作成

### ⑸　インテックス大阪における規模別催事開催実績（平成 19～22 年）

インテックス大阪で平成 19～22 年度において開催された展示会・見本市について、利用面積をいくつかのカテゴリーにわけ、集計を行った。

近年の傾向をみると、6,000 ㎡未満（１館のみ利用）の比較的小規模の展示会や、15,000～20,000 ㎡未満の中～大規模の件数が占める割合は増加している一方、20,000 ㎡以上（６号館や３～４館同時利用）の大規模な展示会は減少している。特に、大規模な催事は市場の優位性から東京を中心に開催される傾向にある。

図表 II-12　インテックス大阪における近年の展示会の利用面積比率

(注)展示面積は公開されていないため、使用号館の面積を足し合わせて算出した。
(資料)(財)大阪国際経済振興センター「インテックス大阪・IBPC 大阪年報　Annual Report」より作成

## ⑹　インテックス大阪における主要催事来場者・出展者所在地

国際見本市会場「インテックス大阪」の今後の運営のあり方について検討を行うために、見本市展示会関係者にアンケート調査とヒアリング調査を実施した。

調査の概要については下記の通りである。

### ①　アンケート、ヒアリング調査の概要

#### 1）アンケート調査の概要

アンケート調査の調査目的と調査対象、質問項目については、以下のとおりである。

[1]調査目的

インテックス大阪の今後の運営のあり方や有望な見本市について検討を行うために実施した。

[2]調査対象・調査期間・調査方法・回収数

インテックス大阪で開催された催事の来場者・出展者・主催者に対してアンケート調査を実施した。

● 来場者

| 名称 | 開催期間 | 調査方法 | 回収数 |
|---|---|---|---|
| 見本市･展示会A<br>見本市･展示会B | 平成 23 年 10 月 | 現地において調査票への記入を依頼 | 664 人 |
| 即売会C<br>即売会D | 平成 23 年 11 月 | 現地において調査票への記入を依頼 | C:109 人<br>D:203 人 |
| イベントE | 平成 23 年 11 月 | 現地において調査票への記入を依頼 | 159 人 |
| コミック･同人誌 F | 平成 24 年1月 | 現地において調査票への記入を依頼 | 121 人 |

● 出展者

| 名称 | 開催期間 | 調査方法 | 回収数 |
|---|---|---|---|
| 見本市･展示会A<br>見本市･展示会B | 平成 23 年 10 月 | 現地において調査票への記入を依頼 | A:97 社<br>B:66 社 |
| コミック･同人誌 F | 平成 24 年1月 | 現地において調査票への記入を依頼 | 56 サークル |

● 主催者

| 調査期間 | 調査方法 | 回収数 |
|---|---|---|
| 2012 年1～3月 | 郵送で送付し、郵送または FAX で回収 | 31 社 |

[3]調査内容

アンケートでの主な質問内容は以下のとおり。

● 質問内容

（来場者）

1) 基本属性（居住地、性別、年齢）

2) 滞在期間及び宿泊先

3) 今後開催を希望する見本市・展示会

4) インテックス大阪や大阪市への意見や要望

（出展者）

1) 会社概要（所在地、資本金、業種、従業員数）
2) 参加人数、滞在期間及び宿泊先
3) 利用した交通手段と参加にかかった費用
4) 見本市・展示会での商談を成功させるための取り組み
5) 今後開催を期待する見本市・展示会
6) インテックス大阪や行政への要望

（見本市・展示会主催者）

1) 会社概要（所在地、資本金、業種、従業員数）
2) 来場者数・参加人数と滞在期間及び宿泊先
3) 利用した交通手段と参加にかかった費用
4) 見本市・展示会での商談を成功させるための取り組み
5) 今後有望であると考えられる見本市・展示会
6) インテックス大阪や行政への要望

### ２）ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の調査目的と調査対象、質問項目については、以下のとおりである。

#### [1]調査目的

インテックス大阪の今後の運営のあり方や有望な見本市について検討を行うために実施した。

#### [2]調査対象

インテックス大阪で催事の主催経験がある主催者や出展事業者を中心に、以下の 11 社、１機関を選定した。

●ヒアリングの対象事業者

1) 見本市・展示会主催者：９社
2) 政府機関：１団体
3) 出版業者：１社
4) 見本市・展示会出展者：１社

#### [3]調査方法

上記の事業者を訪問し、ヒアリングを実施した。

#### [4]調査期間

平成 23 年 11 月～平成 24 年２月

[5]調査内容

ヒアリングでの主な質問内容は以下のとおり。

●質問内容

（見本市・展示会主催者）

1) 主催している見本市・展示会について
2) 見本市・展示会イベントの現状と将来
3) 大阪市における見本市開催の可能性
4) インテックス大阪や大阪市への意見や要望

(政府機関)

1) 見本市・展示会における国の取組
2) 見本市・展示会イベントの現状と将来
3) 大阪市における見本市開催の可能性
4) 大阪へのMICE誘致のための課題

(出版業者)

1) 見本市・展示会イベントの現状と将来
2) 大阪市における見本市開催の可能性
3) インテックス大阪や大阪市への意見や要望

(見本市・展示会出展者)

1) 見本市への出展状況
2) 見本市・展示会イベントの現状と将来
3) インテックス大阪を利用した感想
4) インテックス大阪や大阪市への意見や要望

### ② アンケートによる主要催事来場者・出展者所在地

平成23年に実施したアンケート及び企業提供情報に基づき、他業種参加の総合展示会、ものづくり関連展示会、美容関連展示会、同人誌即売会の来場者及び出展者の所在地の分析を行った。

その結果、来場者の多くは、関西から来訪しており、関東、東海、中国・四国、九州などからの来場者は少ないのが現状である。一方で、出展者の所在地は関東や東海など、関西以外からの企業も少なからず存在している。このように、関西エリアでの見本市は、主に関西を中心に訪れている顧客をターゲットに、関西以外の遠隔地から出展者が営業を行うという構造となっている。

一方、主催者ヒアリングからは、関西の出展企業が全国の顧客獲得を狙う場合、首都圏の見本市への出展を行う傾向が見られる。

図表 II-13　主要催事来場者・出展者所在地の構成比

(注)「ものづくり関連展示会１」と「健康・福祉・美容関連展示会」では、大阪市、大阪府といった区分で集計していないため、「近畿」の数字に大阪市、大阪府が含まれている。

## ⑺　出展者・来場者アンケート調査結果からみる有望見本市

インテックス大阪で平成23年秋に開催された見本市・展示会の出展者・来場者にアンケートを行ったところ、「化学・製薬・バイオ機器」や「環境エネルギー」といった新産業や、「産業機械・機器全般」といった伝統的なものづくり分野のニーズが高くなっている。

インテックス大阪の平成23年の催事開催件数をみると、「化学・製薬・バイオ機器」の開催件数が多く、ニーズを反映しているといえる。

図表 II-14　今後開催を期待する見本市の種類

【生産財関連】

【消費財関連】

（注）インテックス大阪で平成23年秋に開催された見本市・展示会でのアンケート調査結果より作成

### ⑻　見本市主催者、業界誌等へのヒアリングからみた見本市の現状、有望分野について

#### ①　見本市・展示会イベントの現状

日本における見本市・展示会は東京（特に東京ビックサイト）に一極集中しており、地方での開催は少ないのが現状である。こうした現状において、展示会は分野を絞って開催することで、訴求力を高めることが望ましいという指摘がなされている。また、国際会議、学会に併設される展示会も注目されており、会議等誘致の取り組みも重要といえる。

| 概要 | ヒアリングによって把握した意見 |
|---|---|
| 分野を絞った展示会を開催 | ・分野を絞った展示会を行っている主催者が多い。川上から川下まで全て揃っている「何でもあり」の見本市の訴求力は弱い。間口を広げると、関係のない企業が多くなり、マッチングの精度も下がるため、分野を絞ったほうがいい。(主催者)<br>・専門的な内容の見本市・展示会の開催件数が増加。総合展ははやらない。小さな専門展を集めて開催している。（主催者） |
| 異業種交流の必要性 | ・自社と取引がある企業が多い分野の見本市に出展する。同時に、未開拓の分野についてもチャレンジしたいと考えており、異業種交流のような形ができればありがたい。（出展者） |
| 海外は施設全体の収益向上としてベニューマーケティングを強化 | ・組織運営にあたっては、利用者サービスとしての施設運営部門と、ベニューマーケティングとして企画・営業部門が、組織の両輪となっている。韓国の KINTEX でも、企画営業部門など外注されているものの、機能として強化されている。(主催者) |
| 展示会産業は曲がり角に | ・展示会は曲がり角のため、世界に勝てるテーマ（介護福祉、住宅、日本食、アニメなどコンテンツ産業）が必要。（主催者） |
| 展示会と会議の同時開催 | ・展示会と会議が同時開催されており、セットになっていることも多い。（出版業者） |
| 学会や規格を決める会議が開催 | ・最近では、比較的大型（8,000 人規模）の医学系会議が国内で開催されている印象を持っている。また、IEEE (Institute of Electrical and Electronic Engineers,米国電気電子技術者協会) に関連した会議も増えている。（政府機関） |
| 併催するセミナーの充実 | ・最も効果的な集客方法は、セミナーを開催することである。セミナーの充実を図ることで、参加者の満足度も高くなる。模型を見せるだけでなく、何か売りになるものがなければいけない。（主催者） |
| 会場費が海外展示場よりも高い | ・日本は会場費が圧倒的に高すぎる。韓国の COEX は半額以下、サンテックは３分の２である。サンテックは、初回は会場費無料で、観光客による消費などの効果が期待されている。（主催者） |
| 日本は海外と比較して見本市の評価が低い | ・・日本では、見本市・展示会の評価は大変低いと思う。その理由として、見本市が PR の場として考えられていること、東京にビジネスが集中してしまっていることがあげられる。東京自体が一つの展示会の会場となってしまっており、自分の会社から１時間圏内で会場にいくことが可能である。（主催者）<br>・海外で行われる展示会の参加者は通常会期である２～３日間現地に宿泊し、朝から晩まで展示を見て帰る。反面、日本では半日でざっと見ただけで帰ってしまう人が多い。（主催者） |
| 既存顧客のフォローが目的 | ・新規顧客の獲得、自社の製品の PR、既存顧客のフォローアップのため、出展している。（出展者） |

### ② 見本市・展示会イベントの将来

見本市・展示会イベントは、企業の統合などにより将来的に参加企業数そのものは減少することが指摘されている。会議等のイベントは増加する一方で、小間単価の下落なども予測される。こうしたなかで、付加価値の高い見本市・展示会を行うことが求められている。

| 概要 | ヒアリングによって把握した意見 |
|---|---|
| 企業合併による開催件数の減少 | ・研究開発分野の企業の展示会・見本市を多く開催しているが、企業統合が増えていることで、単純に企業数が減少している。当然、参加人数なども２社を合わせた場合よりも減少するだろう。（主催者） |
| 会議・国際イベントの増加 | ・展示会だけでは限界、小間の単価は下がっている。会議、国際イベントは増えてきている。（主催者） |
| 日本における低評価は必ず見直される | ・日本における見本市・展示会の評価は今後必ず見直される。展示会に参加することで、より安価で、高品質な製品の取引が可能であることを知る企業が増えれば増えるほど、展示会自体の評価も上がってくるだろう。今までは顔見せ程度であった展示会の評価も上がるだろう。将来、挨拶目的だけで見本市に足を運ぶ人はいなくなる日が来る。（主催者） |

### ③ 大阪での将来性

大阪の将来性として、環境・エネルギー関連、健康・医療・医薬品関連などが挙げられている。その他に、地場で多い産業に着目することも指摘されている。また、クリエイティブデザインや異業種交流会・中小企業間のマッチングについても有望という意見も見られた。

| 概要 | ヒアリングによって把握した意見 |
|---|---|
| 共通意見 | ・東京に集中しているというが、東京に出るだけの体力のない中小企業も多い（主催者）<br>・美容院などをはじめ、大阪の方が東京よりも事業所の数が多い業種（特に個人事業主）があるのではないか。また、ターゲットを大阪の中小企業に絞っている主催者がいるのではないか。（出版業者）<br>・地場で多い産業に着眼する。そうした業種はどこにでもあるが、東京まで開催のために来ることはできない。（主催者）<br>・東京の来場者は大阪に比べて多いが、一方でひやかしも多い。少数であっても大阪は商談意欲の高い来場者が多いため、質のよい展示会が開催できている。東京よりも大阪を好むアジア系の企業もある。（主催者）<br>・大阪から新しい見本市を立ち上げることは可能。未開拓の分野を、小さいところから育てていくという視点が必要である。（出版業者）<br>・どの分野でも、最も重要なのは多くのバイヤーが訪れることで、関西企業が何を欲しているか知ることから始めてはどうか。（主催者）<br>・包装機械に関して日本の技術は高く評価されている。精密かつ高速というのは日本だけの技術。韓国も追いつけていない。（主催者）<br>・海外のバイヤーを呼ぶのであれば、どこで開催するかは問題ではない。（主催者）<br>・ＢtoCにもビジネスチャンスはある。BtoBだけに拘わるべきではない。（主催者）<br>・地元の人の要望が強く、また、地元にその分野の中心となる企業がいれば、地方でも見本市を開催できる。（主催者）<br>・隔年開催のイベントのように、同じ年に東京で開催されることがないイベントを狙って誘致してはどうか。（主催者） |

| 概要 | ヒアリングによって把握した意見 |
| --- | --- |
| 環境・エネルギー関連 | ・「省エネ」「スマートグリッド」などの環境・エネルギー関連分野は有望である。（主催者）<br>・テーマも時代の変化を写している。2012年のテーマは、「スマート技術で社会貢献～未来都市づくりへのチャレンジ」となっている。「省エネ」「スマートグリッド」などは、業界としても大いにビジネスチャンスがある分野。展示の内容も多くは、それらに関連したものとなる。こういったテーマは今後有望であると考えられる。（主催者）<br>・関西には、住宅や家電、電池メーカーなどが集積しており、これらのテーマを開催するメリットはあるはず。（主催者）<br>・ローカルに独自の技術がある。間伐材を利用したバイオマス技術を持つ企業が和歌山にある。そうした企業の出展の場を近場で提供することは意義がある。（主催者） |
| 健康・医療・医薬品関連 | ・・医学系の展示会が今後伸びるのではないか。特に、iPS細胞に関連する分野は多くの日本人が関わっており、今後会議の開催規模は大きくなることが予想される。「国際医薬品原料・中間体展2011 in 大阪」のような展示会は、大阪で取り組める、これまでとは異なる新しい分野の見本市・展示会ではないかと感じた。製薬・化学分野に強い企業が大阪には揃っていると思う。（主催者）<br>・大阪では主に川上に位置し、関連素材や中間材などを購入する製薬メーカーがターゲットになるだろう。（主催者）<br>・自分の健康にお金をかける人が増えるだろう。こうした分野の、接骨院、病院などは地場の方々をターゲットにすれば地元開催の方が集客しやすい。（主催者） |
| クリエイティブデザイン | ・産創館でも60名程度のマッチングを開催しており、盛況である。最近は、メーカーとデザイナーとのマッチングが好評だった。（主催者）<br>・デザイン関連では大阪での開催の可能性もあるだろう。（出版業者） |
| 異業種交流会・マッチング | ・異業種交流会のようなものを市でまとめることはできないか。新たなものを作ることができれば面白い。（出版業者）<br>・他県では県下の中小企業を行政がとりまとめてグループで出展するケースも多い。（主催者）<br>・企業間のマッチングに関しては、展示会では企業側からの問い合わせが多く、それらをつなぐことで自然に成りたっている。（主催者） |
| ロボットテクノロジー | ・大阪で開催が有望と考えられるのは、例えば、ロボットテクノロジーや理工系の分野ではないか。（政府機関） |

### ④ インテックス大阪のポテンシャル及び課題

インテックス大阪のポテンシャルとして、ロケーションの良さを評価する一方で、ハード面の課題として、アクセス面での不便さ、施設の老朽化、インターネット環境などの課題などが指摘されたほか、ソフト面の課題として周辺の賑わいの無さを指摘している。

| 概要 | | ヒアリングによって把握した意見 |
|---|---|---|
| 【ポテンシャル】ロケーションの良さ | | ・西日本をターゲットとするなら、インテックスのロケーションは非常に良い。（主催者） |
| （課題）ハード面 | アクセスが不便 | ・・アクセスが不便である。市内中心部（キタ・ミナミ両方）まで出るのに30分以上かかる。もう少しスムーズに、早く、できれば15分程度で移動できないか。（政府機関）<br>・・インテックス大阪に行くためにはニュートラムに乗り換える必要があり、会場まで遠い印象を受ける。ニュートラム以外にもう一つ交通手段があればいい。路線バスやシャトルバスは有力な候補である。（出版業者）<br>・地下鉄からニュートラムに乗り換えるのも、遠い印象につながっている。また、ニュートラムの輸送力が少なく、イベント時には輸送力が不足している。（主催者） |
| | 会議施設がない<br><br>宿泊施設が少ない | ・セミナー等を開催できる会議設備がないことも問題である。3号館が会議棟なら、どの号館からも行きやすくてよい。（主催者）<br>・どこの展示施設も同じだが、会議施設が不足しているので、増やすと良い。（主催者）<br>・学会の参加者を収容できる会議施設があることが必要。（政府機関）<br>・日本には大型の会議ができる施設が少ない。最近の傾向からすれば、6,000人以上の参加者を収容できる会議施設があることと、宿泊施設が少ないことが解消されれば、大型会議を大阪で開催することになるのではないか。（政府機関） |
| | インターネット接続環境が整っていない | ・最近ではできるだけ印刷した紙を使わないペーパーレス会議が主流になりつつある。そのため、少なくとも会場内ではどこでもインターネットに接続できる環境でなければ、仕事ができない。（政府機関）<br>・フリーWiFi 環境を整えている施設は首都圏を探してもほとんどない。そのため、今回Sibos のために環境整備するということであれば、別の国際会議を誘致する際の材料になると考えられる。（政府機関） |
| | その他 | ・バックヤードが狭く、搬入搬出に不便である。（主催者） |
| （課題）ソフト面 | 周辺のにぎわいがない | ・インテックス大阪周辺がにぎわっておらず、食事をするにも宿泊先のホテル周辺に戻らないといけない。もっと、周りがにぎやかになるとよい。（主催者） |
| | その他 | ・大阪では商談まで結びつきにくい。主催者事務局のマンパワーが無いのではないか。（出版業者）<br>・インテックス大阪周辺にキャッシングができるATMが少ない。また、会議場やホテルでもそのようなコーナーは無い。お金を自由に引き出せないため、折角ATCという商業施設があるにもかかわらず、買物がしにくく、土産物を買うこともできない事態が発生する可能性がある。（政府機関） |

### ⑤ 開催地として選ばれるための取組

今後、インテックス大阪が、開催地として選ばれる条件の一つとして、周辺の観光資源との連携等により、誘客能力を高める必要がある。

| 概要 | ヒアリングによって把握した意見 |
|---|---|
| 観光資源 | ・観光資源の開発や目新しい企画が必要。例えば、水陸両用バスをうまく使えないか。開催期間限定で、インテックス大阪周辺まで走らせるなどしてはどうか。（政府機関）<br>・関西の観光地を回るようなツアーデスクを設けてはどうか。近隣の観光施設とタイアップするような試みができれば、会議の間も参加者の家族が回れるため、来場者も増えるのではないか。（政府機関） |

## ⑨　産業別特化係数からみた大阪市の強み

特化係数で見て大阪府が高い分野は、化学工業、機械器具製造業、食堂やレストラン・喫茶店等が挙げられる。例えば、製造業では、環境エネルギー分野に取り組む企業に注目した見本市の開催や、サービス業においては、個店が多いことから、個性を持った魅力ある個店を集めた交流会、店舗用調理器具の展示会等の開催なども考えられる。

また、震災後、社会的な防災・防犯への不安の高まりへの対応として、防災・防犯に関する展示会・セミナーの充実等を図ることも考えられる。

図表 II-15　産業別特化係数からみた大阪市の強み

| | 産業分類 | 特化係数 | | | 事業所数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大阪府 | 東京都 | 神奈川県 | 大阪府 | 東京都 | 神奈川県 |
| E | 製造業 | 1.34 | 0.97 | 0.81 | 53,417 | 59,852 | 22,549 |
| 分野1 | 11 繊維工業 | 1.37 | 0.74 | 0.26 | 5,620 | 4,656 | 760 |
| | 16 化学工業 | 1.86 | 1.23 | 1.09 | 1,386 | 1,421 | 571 |
| | 18 プラスチック製品製造業 | 1.77 | 0.95 | 0.84 | 3,259 | 2,706 | 1,074 |
| | 19 ゴム製品製造業 | 1.86 | 1.30 | 0.55 | 849 | 917 | 176 |
| | 25 はん用機械器具製造業 | 1.99 | 0.89 | 1.13 | 4,018 | 2,762 | 1,599 |
| 分野2 | 26 生産用機械器具製造業 | 1.58 | 0.88 | 1.22 | 4,894 | 4,226 | 2,653 |
| | 29 電気機械器具製造業 | 1.47 | 1.11 | 1.43 | 2,181 | 2,536 | 1,485 |
| | 291 発電用・送電用等電気機械器具製造業 | 1.36 | 0.85 | 1.42 | 927 | 893 | 680 |
| I | 卸売業，小売業 | 0.99 | 0.94 | 0.90 | 114,794 | 168,237 | 72,616 |
| | 592 自転車小売業 | 1.08 | 0.82 | 0.84 | 1,182 | 1,392 | 641 |
| 分野3 | M 宿泊業，飲食サービス業 | 1.06 | 1.09 | 1.04 | 61,830 | 97,664 | 42,157 |
| | 761 食堂，レストラン | 0.90 | 0.71 | 0.90 | 4,272 | 5,170 | 2,973 |
| | 767 喫茶店 | 1.90 | 0.84 | 0.62 | 10,902 | 7,394 | 2,473 |
| | 769 お好み焼・焼きそば・たこ焼店 | 2.38 | 0.59 | 0.51 | 3,449 | 1,323 | 514 |
| | 782 理容業 | 0.74 | 0.62 | 0.83 | 6,134 | 8,002 | 4,815 |
| | 783 美容業 | 0.78 | 0.70 | 0.95 | 10,290 | 14,166 | 8,759 |
| 分野4 | 796 冠婚葬祭業 | 0.71 | 0.84 | 0.96 | 572 | 1,045 | 544 |
| | R サービス業（他に分類されない） | 0.86 | 0.93 | 0.87 | 23,974 | 40,016 | 17,050 |
| | 823 学習塾 | 0.95 | 0.73 | 1.29 | 3,657 | 4,344 | 3,469 |
| | 923 警備業 | 0.97 | 1.09 | 1.02 | 605 | 1,047 | 443 |

（注）特化係数について、都府県のうち、最も数字が大きいものに網かけを行っている。
（資料）経済産業省「平成21年経済センサス」

・大阪府の特化係数が高く、かつある程度事業所の数がある産業分野の例として、
【分野1】:化学工業、プラスチック・ゴム製品製造業
【分野2】:機械器具製造業　→電気機械器具製造業（特に発電用・送電用等電気機械器具）
→スマートシティに関する取組支援等
【分野3】:飲食店・喫茶店　→消費地としての大阪に注目
【分野4】:教育、防犯・防災　→少子化の中でも一定の需要がある学習塾等の展示会の開催、
地震や防犯・防災対策に関する展示会の一層の充実

注：特化係数：構成比を全国の構成比で割った係数。この係数が１よりも大きければ、当該部門のウェイトが全体に比べ大きいことを意味しており、これを使えば、各県の産業構造の特徴を分析することができる。

## (10) 開催をめざす見本市の考え方

今後、インテックス大阪が開催を目指す見本市については、関西の地場産業に着目し、機械器具製造業、化学、消費関連など、関西エリアで一定の蓄積を有する分野を中心として、催事の開催を目指す必要がある。

図表 II-16　開催を目指す見本市の考え方

| 区分 | 考え方 |
|---|---|
| ターゲット層 | インテックス大阪での見本市の参加者<br>（来場者：関西エリアの企業、出展者：全国（首都圏、関西等）の企業） |
| 有望分野 | 関西の地場産業に着目した分野<br>具体的には、<br>・「機械器具製造業」<br>・「化学」<br>・「消費関連（飲食、理美容業、教育、防犯・防災等）」　など<br>※開催実績があるものもあるが、分野を絞ったり、異業種交流を図るなどで潜在的ニーズを掘り起こして新規開催をめざす。 |
| 行政の産業振興対象分野 | ・「環境・エネルギー」<br>・「健康・医療」<br>※開催実績をみると、「環境・エネルギー」「健康・福祉」については現在一定数が開催されており、ニーズが顕在化している。<br>反面、大阪の持つ強みを生かすことが可能な「製薬・バイオ関連」、環境の中でもスマートシティに関する分野は未だ潜在的なニーズが大きい。<br>全国から来場者を集めるためには、他地域で開催されていないオンリーワンの見本市を企画することが必要。 |

図表 II-17　大阪の見本市・展示会の現状と有望分野

### (11) 大阪の展示会産業振興に向けた強み・弱み

東京一極集中が進む中ではあるが、環境・エネルギーや健康・医療・医薬品をはじめとした大阪の地場の強みや豊富な観光資源、アジア新興国との近接性を活かし、行政等による産業振興、MICE 振興の取組や特区も追い風に、見本市・展示会の誘致、開催に取り組むことが有効である。

図表 II-18　大阪の見本市・展示会のＳＷＯＴ分析

| 強み | 機会 |
|---|---|
| 【経済要因】<br>● 国内有数の経済・市場規模を持つこと(大企業、中小企業が多数立地)<br>● 関西地域は外国1国分に相当するポテンシャルを有していること<br><br>【技術要因】<br>● 特徴的で、高い技術を持つ中小企業が多いこと<br>● 環境・エネルギー関連等事業所の集積<br>● 健康・医療・医薬品産業の集積<br><br>【環境要因】<br>● アジアとの結びつきの強さ(首都圏に比べアジアと近接している)<br>● 交通インフラの充実、ロケーションの良さ<br>● ショッピング、エンターテインメント等集客・観光都市の近接性(京都・神戸など)<br>● 経済団体・大阪府・京都市・神戸市等の国際観光都市としての取組の推進 | 【経済要因】<br>● アジア諸国の経済発展、所得増加<br><br>【技術要因】<br>● 環境・エネルギー分野の盛り上がり<br>● 規格会議・国際会議の開催<br><br>【環境要因】<br>● 成長戦略(環境・エネルギー、健康・医療等振興)への取組<br>● 「関西イノベーション国際戦略総合特区」<br>● 展示会と会議の同時開催<br>● アジア諸国の日本の市場・技術、文化への関心の高まり<br>● アジアからの観光客の増加(特に中国の国際観光の規制緩和(訪日観光ビザ等)<br>● 国を挙げた外国人観光客獲得の取組みの推進<br>● 大阪市、大阪府、経済界共同でのコンベンションの誘致の取組 |
| **弱み** | **脅威** |
| 【経済要因】<br>● 企業の本社・本社機能の首都圏への流出<br>● 企業の統合・合併による企業数の減少<br><br>【環境要因】<br>● 会場施設の機能不足(大規模会議施設の欠如、インテックス大阪の老朽化)<br>● 宿泊施設や会場周辺施設の賑わいの乏しさ<br>● 海・空の交通ネットワーク接続の不便さ<br>● 市町村、経済団体の連携不足 | 【経済要因】<br>● 世界同時不況による所得の減少<br><br>【技術要因】<br>● 新興国を始めとする海外企業による技術面での追い上げ<br>● 核となる技術の流出<br><br>【環境要因】<br>● 国内外における、国際的な観光客獲得を目指す都市間競争の激化<br>● 外国人観光ビジターの減少リスク要因(世界不況、円高、天災、原発事故等) |

(資料) 各種資料より作成

## 4. 見本市活性化、商談活性化方策

### ⑴　商談志向の高い出展者、来場者を集めるための具体的取組

⑴ 商談志向の高い出展者、来場者を集めるためには、既存見本市の拡大、商談活性化に取り組むとともに、商談重視の見本市の開催に成功している主催者との連携により、新規見本市の開催を模索することが有効である。

今後の取組の例としては、広報の強化・バイヤー誘致とそれに伴うサービスの拡充（会議設備など貸し出し備品の充実）、マッチング機能の付加、商談見本市の開催支援（サービスに応じた施設使用料のパッケージ化・弾力化）などが想定される。

図表 II-1　見本市活性化・商談活性化方策

| 背景 | 取り組み内容(例) |
|---|---|
| ・最も重要なのは多くのバイヤーが訪れることである。ユーザーに近い人、購買担当者に訪れてもらえるとよい。（ヒ）<br>・他都市では、行政が、自ら保有する地元企業とのネットワークを活用してDMの発送や来場を呼びかけている。大企業に協力要請し来場を促している自治体もある。（ヒ）<br>・関西に拠点を置く大手家電メーカー等の新製品発表会を同時期に集中開催してもらえれば、世界中から関係者が集まる。（ヒ）<br>・大阪市の海外事務所などから出展・来場が有望な企業情報を提供いただければ、大変助かる。海外に足場がなくても、情報をもとに効率的に営業につなげられる。（ヒ）<br>・他県が地元企業を束ねて出展する機会も多く、それらの自治体と連携することも有効。（ヒ）<br>・出展者も来場者を集めるよう啓発している。セミナーも多数企画して呼び水にしている。（ヒ）<br>・出展者情報を開催前のできるだけ早い時期にネット等で広報している。（ヒ） | ・広報協力（公共スペースでの広報、行政の持つ企業ネットワークを活用した広報、後援）<br>・バイヤー誘致（大企業⇒経済団体・企業留置施策との連携、海外バイヤー⇒大阪市のビジネスパートナー都市⇒海外事務所⇒海外の貿易振興機関等との連携）<br>・集客の重要なツールとなるセミナーを開催するための会議設備の充実 |
| ・商談希望先や取り扱い製品を把握し、事前のマッチングや調整などを可能な限り支援する。（ヒ）<br>・来場者のニーズを、出展者のシーズに結び付けるため、マッチングブースを会場に設置することにしている。（ヒ）<br>・海外では行政が手配を担当する旅行会社やオーガナイザーと細部に至るまでの横断的な手配を取りまとめる部署として機能するなど、海外施設では人材育成が盛んである。（文） | ・事前のマッチングアレンジの取り組み<br>・マッチングコーディネーターを見本市に導入し、出展者・来場者のマッチング促進（シーズ開拓）、産業振興の取り組みに情報の還元も行う<br>・しっかりと主催者のニーズに応えられるようなスタッフの育成 |
| ・最近では、メーカーとデザイナーとのマッチングが好評であった。（ヒ） | ・クリエイターの見本市参加を促し、製造業とマッチングを図る |

| 背景 | 取り組み内容(例) |
|---|---|
| ・市としての成長戦略、産業施策の視点から、工業研究所、事業振興、ものづくり、商業などの各課の役割を連携させてトータルに取り組むことが重要。インテックスは出口部分の役割を担い、そこに取り組みの成果がつながればいい。大きな政策スキームの中で事業メニューを整理し、全体を仕切るプロジェクトマネージャーの役割をどこかが担う。(ヒ) | ・経済成長戦略、国際戦略総合特区に取り組む関係課、経済団体と連携し、マッチングや商談会を開催し、産業集積の進展に伴い既存見本市の拡大、新規見本市開催につなげる |
| ・海外では地元の業者とタイアップして行っているところが多い。地元施設や企業をうまく巻き込んではどうか。(ヒ) | ・重点分野以外では、参加者として地元企業をターゲットにし、成長途上で未開拓の分野の見本市が有望 |
| ・見本市主催で業界トップの会社の営業力は凄まじい。社員の殆どは営業職で日々出展者集めに奔走し、来場者向けのセミナーも多数企画している。(ヒ)・<br>・今後の発展を見据え、重点分野として位置づけた分野の催事については割引を行う。既存の見本市では増館分は割引くと規模拡大にもなる。柔軟に対応してはどうか。(ヒ)<br>・費用を割り引くことで、リスクが軽減され、新しい分野の催事を小さな規模でもやろうという意識が生まれる。今後伸びると予想される新しい分野や大阪市として注目する重点分野を掘り起こす意味でも検討に値するだろう。(ヒ)<br>・初めての見本市の場合、最初はDMを打ったり、リストの入手と精査など下準備に数千万円はかかる。見本市オーガナイザーの多くは、いわゆるメーカー系企業と比較すると事業規模は小さいため、負担は大きい。初回の見本市開催の時だけでも施設使用料の減免をしてはどうか。(ヒ)<br>・会場使用料を安くするといったインセンティブがあれば、施設側と組んで自主企画を運営することもできる。施設側がきっかけとなって新しい催事を開催することも可能だろう。(ヒ) | ・商談を重視した見本市の開催実績のある主催者への開催支援<br>・商談を重視した見本市開催の実績のある主催者とインテックス大阪運営団体との共催による開催の場合、施設使用料に柔軟性をもたせる(新規見本市の場合は展示面積全てを対象、既存見本市の場合は前年より増床した分を対象)など |
| ・東京から大阪に来る主催者・来場者に対して旅費と宿泊費をセットで提供するパックがあればいい。(ヒ) | ・商談を重視した見本市開催に意欲のある出展者への出展支援 |

(凡例)文中の(ヒ)はヒアリングから得た情報、(文)は文献調査によるもの。

(注)大阪市のビジネスパートナー(BPC)都市:アジア太平洋地域における経済ネットワークを構築するため、大阪市が1988年に始めた都市提携で、自治体のリーダーシップの下、民間レベルでの国際経済交流を促進するものである。この経済ネットワークを活用して、大阪の中小企業の国際化や活性化を図り、BPC提携都市間の経済交流を通じた相互発展をめざしている。

## ⑵　商談活性化に向けた流れ

これまでに検討してきた有望分野について、アンケート・ヒアリング調査からインテックス大阪の抱える課題を把握することにより、何がボトルネックになっているか明らかにし、開催地としてインテックス大阪を選んでもらえるための取組の検討を行った。日々変化するマーケットの中では、見本市などの催事に係わる主体とのコミュニケーションを通じて、主催者・出展者・来場者のニーズを把握することで、新規の見本市・展示会を育成できるような機能を持たせることが必要である。

具体的な取組内容として、新規見本市の開拓育成・既存見本市の商談活性化のために、広報協力（公共スペースでの広報、行政の持つ企業ネットワークを活用した広報、後援）、有力なバイヤーの誘致、クリエイターの見本市参加を促す、マッチングコーディネーターを導入する、主催者のニーズに応えられるようなスタッフの育成に努めるといった取組を行う。特に、行政が担う取組として、経済団体と連携し、マッチングや商談会を開催する、地元企業をターゲットにした未開拓の分野の見本市を開催するといったことも考えられる。

図表 II-2　商談活性化策検討の流れ

## 5. 経済波及効果の分析

### ⑶　分析の概要

#### ①　経済波及効果

本調査では、催事の来場者・出展者・主催者に、アンケート・ヒアリング調査を行うことで詳細なデータを収集した上で、産業連関分析の手法を用いて、経済・雇用・税収面における波及効果の分析を行った。

今回の経済効果の試算に当たっては、概ね３つの段階に分けて行った。

まず、アンケートとヒアリング調査によって、消費額に関する需要増加額を把握する。何らかの産業部門に対して支出が行われた場合、当該産業部門には、支出額に相当する生産額が誘発される。大阪市内の各産業部門で誘発された生産額が直接効果である。

次に、直接効果によって生じる原材料等の中間需要（投入）によって起こる波及効果を把握する。直接効果による中間需要を満たすため行われる生産を支えるために行われた生産活動が新たな需要となって、他の産業部門の生産を誘発することになる。この繰り返しによって生み出される生産額を合計したものが間接１次波及効果である。

直接効果と間接１次波及効果により、誘発された生産活動を通じて発生した雇用者所得のうち、一部は貯蓄に回り、一部は消費として支出される。この消費需要を満たすために必要となる新たな生産を誘発する効果が間接２次波及効果である。波及の流れについては、以下の図表に示すとおりである。

図表 II-3　経済波及効果算出におけるイメージ図

### ② 契約誘発効果

展示会来訪への主な目的は、会場に訪れた企業・消費者といった見本市・展示会等来場者への情報発信を通じた、新規顧客の開拓、新規契約の獲得である。その点、上記で検討した波及効果は、見本市・展示会等の開催、見本市・展示会への参加に要した費用を用いた推計であり、新規契約から生じる需要額や、見本市・展示会の開催によって獲得した新規顧客との契約から発生する効果といったものは考えられていない。

本調査では、限られたデータに基づく推計ではあるものの、このような契約誘発効果についても推計を行うことで、見本市・展示会の本来の役割である商談がもたらす需要額について経済効果の測定を試みた。

図表 II-4　経済波及効果と契約誘発効果推計のイメージ図

## (4) 大阪市内への波及効果

インテックス大阪の経済波及効果を推計するため、各主体における総消費額を算出する。

### ① 来場者総消費額

| |
|---|
| インテックス大阪を利用したイベントの来場者による市内総消費額は約 224 億円と推計される。また、全国における消費額は 232 億円であった。 |

イベント来場者の消費構成は、それぞれのイベントの性格によって、４種類（①見本市・展示会、②即売会、③コミック・同人誌、④イベント・試験）に分類した。

#### [1]アンケート調査による消費項目の把握

消費項目については、インテックス大阪においてアンケート調査を行うことにより、把握した。（調査の概要と結果については、18 ページを参照）

[2]来場者の消費項目

来場者の消費項目については、以下の通りに分類した。

図表 II-5　来場者の消費項目

| | 費目 | 産業連関表上の分類 |
|---|---|---|
| 1 | 宿泊費 | 対個人サービス |
| 2 | 飲食費 | 対個人サービス |
| 3 | 大阪市内までの交通費（会社または自宅から市内までの往復） | 運輸 |
| 4 | 大阪市内の交通費（市内からｲﾝﾃｯｸｽ大阪までの往復） | 運輸 |
| 5 | 土産・買物費（会場内） | 商業 |
| 6 | 土産・買物費（会場外） | 商業 |
| 7 | 観光・娯楽費 | 対個人サービス |
| 8 | 駐車場代 | 対個人サービス |
| 9 | ガソリン代 | 石油・石炭製品 |
| 10 | 高速代 | 運輸 |
| 11 | その他 | 対個人サービス |

[3]来場者の原単位

アンケート調査によって把握したイベントの種類ごとに消費原単位の推計を行った。ここでは、同一カテゴリーに属するイベントの来場者の消費額及び消費構成は均一であるとの仮定に立ち、イベントの来場者１人当たりの項目別消費額を原単位とした。

[4]来場者の総消費額

[3]によって得られた来場者の項目別消費額の原単位に、カテゴリーごとに平成 23 年度内に開催される各イベントの来場者総数を乗じることで、来場者の総消費額を推計した。

図表 II-6　イベント別来場者総数

（単位：人）

| イベント | 来場者総数 |
|---|---|
| 見本市・展示会 | 1,222,300 |
| 即売会 | 476,000 |
| コミック・同人誌 | 217,000 |
| イベント・試験 | 556,829 |
| 合計 | 2,472,129 |

図表 II-7　来場者消費額(産業連関表投入用)

（単位：百万円）

| 部門名 | 来場者総消費額 | |
|---|---|---|
| | 大阪市内 | 全国 |
| 農林水産業 | 0 | 0 |
| 鉱業 | 0 | 0 |
| 食料品 | 0 | 0 |
| 繊維製品 | 0 | 0 |
| パルプ・紙・木製品 | 0 | 0 |
| 化学製品 | 0 | 0 |
| 石油・石炭製品 | 514 | 615 |
| 窯業・土石製品 | 0 | 0 |
| 鉄鋼 | 0 | 0 |
| 非鉄金属 | 0 | 0 |
| 金属製品 | 0 | 0 |
| 一般機械 | 0 | 0 |
| 電気機械 | 0 | 0 |
| 情報・通信機器 | 0 | 0 |
| 電子部品 | 0 | 0 |
| 輸送機械 | 0 | 0 |
| 精密機械 | 0 | 0 |
| その他の製造工業製品 | 0 | 0 |
| 建設 | 0 | 0 |
| 電力・ガス・熱供給 | 0 | 0 |
| 水道・廃棄物処理 | 0 | 0 |
| 商業 | 8,358 | 8,358 |
| 金融・保険 | 0 | 0 |
| 不動産 | 0 | 0 |
| 運輸 | 8,525 | 9,357 |
| 情報通信 | 0 | 0 |
| 公務 | 0 | 0 |
| 教育・研究 | 0 | 0 |
| 医療・保健・社会保障・介護 | 0 | 0 |
| その他の公共サービス | 0 | 0 |
| 対事業所サービス | 0 | 0 |
| 対個人サービス | 5,021 | 4,882 |
| 事務用品 | 0 | 0 |
| 分類不明 | 0 | 0 |
| 合計 | 22,419 | 23,211 |

### ② 出展者総消費額

インテックス大阪を利用したイベントの出展者による総消費額は約 326 億円と推計される。また、全国における消費額は 371 億円であった。

イベント出展者の消費構成は、イベントの性格によって、２種類（①見本市・展示会、②コミック・同人誌、）に分類した。

#### [1]アンケート調査による消費項目の把握

消費項目については、現地においてアンケート調査を行うことにより把握した。（調査の概要と結果については、18 ページを参照）

#### [2]出展者の消費項目

出展者の消費項目については、以下の通りに分類した。

図表 II-8　出展者の消費項目

【見本市・展示会】

| | 費目 | 産業連関表上の分類 |
|---|---|---|
| 1 | 出展料（小間代） | 対事業所サービス |
| 2 | 会場設備工事費（ブース設営などに係る費用） | 対事業所サービス |
| 3 | 機材レンタル費（OA、AV機器、ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ機材等ﾚﾝﾀﾙ） | 対事業所サービス |
| 4 | 運営管理費（通訳、警備など出展関連経費） | 対事業所サービス |
| 5 | 運送・運輸費（出展品輸送費、招待者移動経費など） | 運輸 |
| 6 | 臨時雇用費（ブーススタッフ、コンパニオンなど） | 対事業所サービス |
| 7 | 広告宣伝費（出展にかかる広告宣伝経費） | 対事業所サービス |
| 8 | 印刷製本費（会場資料作成など） | その他の製造工業製品 |
| 9 | 事務局経費（事前会議費、事務用品調達など） | 対事業所サービス |
| 10 | その他物品費 | 対事業所サービス |
| 11 | 宿泊費（1人1日分の平均） | 対個人サービス |
| 12 | 飲食費（1人1日分の平均） | 対個人サービス |
| 13 | 市内までの交通費（会社から市内までの往復、1人分） | 運輸 |
| 14 | 市内交通費(市内からインテックスまでの往復、1人分) | 運輸 |
| 16 | 土産・買物費（社員、スタッフによる消費額） | 商業 |
| 17 | 観光・娯楽費（立ち寄った観光地等で消費した額） | 対個人サービス |
| 18 | その他 | 対事業所サービス |

【コミック・同人誌】

| | 費目 | 産業連関表上の分類 |
|---|---|---|
| 1 | 参加費 | 対事業所サービス |
| 2 | 運送料・運搬費(出展品輸送費など) | 運輸 |
| 3 | 臨時雇用費(ブーススタッフなど) | 対事業所サービス |
| 4 | 広告宣伝費(広告宣伝経費) | 対事業所サービス |
| 5 | 印刷製本費 | その他の製造工業製品 |
| 6 | 事務経費（事前打合、事務用品調達など） | 対事業所サービス |
| 7 | その他物品費 | 対事業所サービス |
| 8 | 宿泊費（1人1日分の平均） | 対個人サービス |
| 9 | 飲食費（1人1日分の平均） | 対個人サービス |
| 10 | 市内までの交通費（会社から市内までの往復、1人分） | 運輸 |
| 11 | 市内交通費(市内からインテックスまでの往復、1人分) | 運輸 |
| 12 | 土産・買物費（会場内） | 商業 |
| 13 | 土産・買物費（会場外） | 商業 |
| 14 | 観光・娯楽費（立ち寄った観光地等で消費した額） | 対個人サービス |
| 15 | 駐車場代 | 対個人サービス |
| 16 | ガソリン代 | 石油・石炭製品 |
| 17 | 高速代 | 運輸 |
| 18 | その他 | 対事業所サービス |

### [3]出展者の原単位

アンケート調査によって把握したイベントの種類ごとに消費原単位の推計を行った。ここでは、出展者の消費項目の原単位については、アンケート結果から得られた各消費項目の金額（円）を、イベントの種類ごとの床面積（㎡）で割ることによって算定した。

### [4]出展者の総消費額

[3]によって得られた出展者の項目別消費額の原単位を、2011 年度内に使用したホールの総床面積（㎡）に乗じることにより、出展者の総消費額を推計する。

なお、総床面積（㎡）については、展示会場の延べ床面積に、展示会会場に占めるブース面積の比率を乗じることで算出した。

ブース面積比率を求めるに当たっては、平成 23 年度に開催された代表的な催事として、総合展とものづくり系の展示会を取り上げ、ブース面積と会場面積からブース面積比率を算出した。その結果、算出された 39.5%を見本市・展示会のブース面積比率として用いている。また、コミック・同人誌のブース（机）面積比率については、利用面積 3,000 ㎡のうち、出展ブース数が 750 ブースであったことから、ブース面積比率は 25%を用いた。

総床面積(㎡)＝展示会場の延べ床面積(㎡)×ブース面積比率

図表 II-9　延べ床面積

（単位：㎡）

| イベント | 利用面積 |
|---|---|
| 見本市・展示会 | 1,279,050 |
| コミック・同人誌 | 264,175 |
| 合計 | 1,543,225 |

図表 II-10　出展者消費額(産業連関表投入用)

（単位：百万円）

| 部門名 | 出展者総消費額 | |
|---|---|---|
| | 大阪市内 | 全国 |
| 農林水産業 | 0 | 0 |
| 鉱業 | 0 | 0 |
| 食料品 | 0 | 0 |
| 繊維製品 | 0 | 0 |
| パルプ・紙・木製品 | 0 | 0 |
| 化学製品 | 0 | 0 |
| 石油・石炭製品 | 0 | 297 |
| 窯業・土石製品 | 0 | 0 |
| 鉄鋼 | 0 | 0 |
| 非鉄金属 | 0 | 0 |
| 金属製品 | 0 | 0 |
| 一般機械 | 0 | 0 |
| 電気機械 | 0 | 0 |
| 情報・通信機器 | 0 | 0 |
| 電子部品 | 0 | 0 |
| 輸送機械 | 0 | 0 |
| 精密機械 | 0 | 0 |
| その他の製造工業製品 | 3,769 | 5,077 |
| 建設 | 0 | 0 |
| 電力・ガス・熱供給 | 0 | 0 |
| 水道・廃棄物処理 | 0 | 0 |
| 商業 | 712 | 1,307 |
| 金融・保険 | 0 | 0 |
| 不動産 | 0 | 0 |
| 運輸 | 3,123 | 3,210 |
| 情報通信 | 0 | 0 |
| 公務 | 0 | 0 |
| 教育・研究 | 0 | 0 |
| 医療・保健・社会保障・介護 | 0 | 0 |
| その他の公共サービス | 0 | 0 |
| 対事業所サービス | 21,700 | 25,467 |
| 対個人サービス | 3,304 | 1,708 |
| 事務用品 | 0 | 0 |
| 分類不明 | 0 | 0 |
| 合計 | 32,609 | 37,067 |

### ③ 主催者総消費額

インテックス大阪を利用したイベントの主催者による総消費額は約35億円と推計される。また、全国における消費額は44億円であった。

イベント主催者の消費構成は、それぞれのイベントの性格によって、４種類（①見本市・展示会、②即売会、③コミック・同人誌、④イベント・試験）に分類した。

#### [1]アンケート調査による消費項目の把握

消費項目については、これまでインテックス大阪でイベントを開催した経験のある主催者にアンケート調査を行うことにより、把握した。

・実施方法:郵送で送付し、郵送で回収
・調査実施期間:2012年1月6日～1月20日
・回収数:31

#### [2]主催者の消費項目

主催者の消費項目については、以下の通りに分類した。

図表 II-11　主催者の消費項目

| | 費目 | 産業連関表上の分類 |
|---|---|---|
| 1 | 会場費 | 対事業所サービス |
| 2 | 会場設備工事費（ブース設営などに係る費用） | 対事業所サービス |
| 3 | 機材レンタル費（OA、AV機器、ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ機材等ﾚﾝﾀﾙ） | 対事業所サービス |
| 4 | 運営管理費（通訳、警備など出展関連経費） | 対事業所サービス |
| 5 | 運送・運輸費（出展品輸送費、招待者移動経費など） | 運輸 |
| 6 | 臨時雇用費（ブーススタッフ、コンパニオンなど） | 対事業所サービス |
| 7 | 広告宣伝費（出展にかかる広告宣伝経費） | 対事業所サービス |
| 8 | 印刷製本費（会場資料作成など） | その他の製造工業製品 |
| 9 | 事務局経費（事前会議費、事務用品調達など） | 対事業所サービス |
| 10 | その他物品費 | 対事業所サービス |
| 11 | 宿泊費（参加者全員分） | 対個人サービス |
| 12 | 飲食費（懇親会費、飲食店等、参加者全員分） | 対個人サービス |
| 13 | 市内までの交通費（会社から市内までの往復、1人分） | 運輸 |
| 14 | 市内交通費(市内からインテックスまでの往復、1人分) | 運輸 |
| 15 | 土産・買物費（社員、スタッフによる消費額） | 商業 |
| 16 | 観光・娯楽費（立ち寄った観光地等で消費した額） | 対個人サービス |
| 17 | その他 | 対事業所サービス |

#### [3]主催者の原単位

アンケート調査によって把握したイベントの種類ごとに消費原単位の推計を行った。ここでは、主催者の消費項目については、イベントの開催期間、及び利用した展示上の面積に比例するという考え方に基づき、原単位については、アンケート結果から得られた各消費項目の金額（円）を、それぞれのイベントの種類ごとの床面積（日㎡）で割ることによって算出した。

ただし、会場費については、より正確な金額であるインテックス大阪の収入項目である平成23年度の「展示会賃貸料」と「諸室賃貸料」の合計額である1,560百万円と設定した。

[4]主催者の総消費額

[3]によって得られた主催者の項目別消費額の原単位を、イベントごとに、該当するイベントの平成 23 年度における利用総面積（㎡）に乗じることにより、主催者の総消費額を推計する。

図表 II-12　主催者消費額(産業連関表投入用)

（単位:百万円）

| 部門名 | 主催者総消費額 | |
|---|---|---|
| | 大阪市内 | 全国 |
| 農林水産業 | 0 | 0 |
| 鉱業 | 0 | 0 |
| 食料品 | 0 | 0 |
| 繊維製品 | 0 | 0 |
| パルプ・紙・木製品 | 0 | 0 |
| 化学製品 | 0 | 0 |
| 石油・石炭製品 | 0 | 0 |
| 窯業・土石製品 | 0 | 0 |
| 鉄鋼 | 0 | 0 |
| 非鉄金属 | 0 | 0 |
| 金属製品 | 0 | 0 |
| 一般機械 | 0 | 0 |
| 電気機械 | 0 | 0 |
| 情報・通信機器 | 0 | 0 |
| 電子部品 | 0 | 0 |
| 輸送機械 | 0 | 0 |
| 精密機械 | 0 | 0 |
| その他の製造工業製品 | 110 | 156 |
| 建設 | 0 | 0 |
| 電力・ガス・熱供給 | 0 | 0 |
| 水道・廃棄物処理 | 0 | 0 |
| 商業 | 0 | 0 |
| 金融・保険 | 0 | 0 |
| 不動産 | 0 | 0 |
| 運輸 | 123 | 151 |
| 情報通信 | 0 | 0 |
| 公務 | 0 | 0 |
| 教育・研究 | 0 | 0 |
| 医療・保健・社会保障・介護 | 0 | 0 |
| その他の公共サービス | 0 | 0 |
| 対事業所サービス | 3,250 | 4,104 |
| 対個人サービス | 0 | 0 |
| 事務用品 | 0 | 0 |
| 分類不明 | 0 | 0 |
| 合計 | 3,483 | 4,412 |

### ④ 主体別に見た総消費額

上記に従って推計した各主体の総消費額は下記のとおりである。大阪市内での消費額の合計値は585億円となっており、なかでも出展者による消費が大きな割合を占めている。また、全国では総消費額は647億円となっている。

図表 II-13　主体別総消費額

（大阪市内）

（単位：億円）

| | 総消費額（市内） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 見本市・展示会 | 即売会 | コミック・同人誌 | イベント・試験 | 合計 |
| (1) 来場者 | 99 | 73 | 36 | 17 | 224 |
| (2) 出展者 | 277 | － | 49 | － | 326 |
| (3) 主催者 | 20 | 4 | 2 | 9 | 35 |
| 合計 | 396 | 76 | 87 | 26 | 585 |

（全国）

（単位：億円）

| | 総消費額（全国） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 見本市・展示会 | 即売会 | コミック・同人誌 | イベント・試験 | 合計 |
| (1) 来場者 | 103 | 75 | 37 | 17 | 232 |
| (2) 出展者 | 285 | － | 85 | － | 371 |
| (3) 主催者 | 29 | 4 | 2 | 9 | 44 |
| 合計 | 417 | 78 | 125 | 27 | 647 |

### ⑤ 波及効果・税収効果の推計結果

（大阪市内への波及効果）

平成 17 年大阪市の産業連関表を用いて、平成 23 年度においてインテックス大阪で開催された催事がもたらす波及効果について、推計を行った。

インテックス大阪において平成 23 年度に開催された催事における総消費額を元に計算すると、大阪市内への直接効果は 373 億円、間接 1 次波及効果は 137 億円、間接 2 次波及効果は 61 億円、経済波及効果全体では 571 億円、雇用者誘発数は 4,283 人と推計される。また、税収効果は合計で 3.6 億円であった。

図表 II-14　市内への波及効果（推計結果の概要）

（単位：億円、人）

| | 経済波及効果（市内） | | | | 雇用者誘発数（市内） | 税収効果（市内） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 直接効果 | 間接1次波及効果 | 間接2次波及効果 | 合計 | | 法人税収増加額 | 個人税収増加額 | 合計 |
| (1) 来場者 | 109 | 36 | 18 | 162 | 1,302 | 0.7 | 0.4 | 1.1 |
| (2) 出展者 | 236 | 90 | 39 | 365 | 2,672 | 1.4 | 0.9 | 2.3 |
| (3) 主催者 | 28 | 11 | 5 | 44 | 309 | 0.2 | 0.1 | 0.3 |
| 合計 | 373 | 137 | 61 | 571 | 4,283 | 2.2 | 1.4 | 3.6 |

（全国への波及効果）

全国への波及効果については、平成 17 年大阪市の産業連関表を用いて推計を行う。

アンケートにおいて質問した消費項目の中で、市内で消費したか市外で消費したかを尋ねており、市内消費額と市外消費額を合わせて集計することにより、全国への経済波及効果として推計を行った。

インテックス大阪において平成 23 年度に開催された催事における総消費額を元に計算すると、全国への直接効果は 604 億円、間接 1 次波及効果は 432 億円、間接 2 次波及効果は 195 億円、経済波及効果全体では 1,231 億円、雇用者誘発数は 9,464 人と推計される。また、税収効果は合計で 104.4 億円であった。

図表 II-15　全国への波及効果（推計結果の概要）

（単位：億円、人）

| | 経済波及効果（全国） | | | | 雇用者誘発数（全国） | 税収効果（全国） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 直接効果 | 間接1次波及効果 | 間接2次波及効果 | 合計 | | 法人税収増加額 | 個人税収増加額 | 合計 |
| (1) 来場者 | 203 | 139 | 65 | 407 | 3,188 | 16.7 | 18.5 | 35.3 |
| (2) 出展者 | 358 | 262 | 117 | 736 | 5,589 | 28.2 | 33.5 | 61.7 |
| (3) 主催者 | 43 | 31 | 14 | 88 | 687 | 3.4 | 4.1 | 7.5 |
| 合計 | 604 | 432 | 195 | 1,231 | 9,464 | 48.3 | 56.1 | 104.4 |

図表 II-16　波及効果の推計結果とフロー(大阪市内)

## 経済波及効果フロー（出展者）

（単位：億円）

## 経済波及効果フロー（主催者）

●経済波及効果の推計に関連する用語解説

- **直接効果**：経済波及の元になる効果のことで、新たな消費によって発生した最終需要額。
- **間接１次波及効果**：直接効果によって生産が増加した産業で新たに必要となる原材料や燃料などの中間需要を満たすために、新たに発生する生産誘発の効果。
- **間接２次波及効果**：直接効果と第１次波及効果によって生み出された粗付加価値の一部（雇用者所得）が家計消費にまわり、新たな需要となって誘発される消費財関連の生産誘発の効果。
- **生産誘発額**：市内に生じた最終需要を賄うために、各産業で直接・間接に必要となる生産額。
- **粗付加価値誘発額**：生産額誘発額のうちの粗付加価値部分。
- **雇用者所得誘発額**：粗付加価値誘発額のうちの雇用者所得部分。
- **営業余剰誘発額**：粗付加価値誘発額のうちの営業余剰部分。
- **雇用者誘発数**：誘発された生産に必要となる理論上の雇用者数（ただし、誘発雇用者の全てが新規雇用につながるとは限らない）。

●税収効果の推計方法

経済波及効果推計におけるプロセスの中で、誘発された粗付加価値額に含まれる営業余剰（企業の利潤）と雇用者所得を用いて、税収効果の推計を行う。

税収効果として、来場者や出展者による消費が行われ、企業の営業余剰が増加することによる法人税収の増加分と、大阪市内に居住する雇用者の所得が増加することによる個人税収の増加分の２つについて推計する。

通常、税額は税法により所得額に税率を乗じて算出されるが、所得額による税率の違いや控除項目等があることから、税収係数を用いて税収効果の算出を行う。算出方法は、下記のとおりである。

（把握すべき項目と税収係数の算出方法）

| 税収効果 | 算出方法 | 税収係数の算出方法 |
|---|---|---|
| 法人税収増加効果 | 営業余剰誘発額×税収係数 | 法人市民税／営業余剰 |
| 個人税収増加効果 | 雇用者所得誘発額×税収係数 | 個人市民税／雇用者所得 |

税収係数の算出に必要な法人市民税は、大阪市「平成 18 年度　市税決算額比較表」から、個人市民税は大阪市「平成 17 年度　市税決算額比較表」から、営業余剰は、「平成 17 年(2005 年)産業連関表(確報)」の値を用いている。

産業連関表は、「市内概念」によって作成されているため、雇用者所得の中には、大阪市内にある企業が大阪市に居住していない従業員に支払った賃金が含まれている。よって、個人市民税を推計するためには、大阪市内で働いており、かつ大阪市内に居住している大阪市民の雇用者所得を算出する必要がある。

大阪市民の雇用者所得を算出するにあたり、総務省「平成 17 年 国勢調査」の大阪市内に常住する 15 歳以上就業者数の中から、大阪府内他市町村と府外で従業する人数を除き、「市内就業者比率」を算出する。次に、大阪市で従業する 15 歳以上就業者数の中から、大阪府内他市町村と府外に常住する人数を除くことにより、「市内居住者比率」を算出する。こうして求めた市内就業者比率と市内居住者比率を個人市民税と雇用者所得に乗じ、個人市民税の税収係数を算出する。

また、全国の税収効果については、下記の算出方法に従った。個人税収係数は16%、法人実効税率は39.5%を使用している。

1)個人税収増加額＝雇用者所得誘発額×個人税収係数

・個人税収係数＝所得税率＋住民税率＝６％＋10%

所得税率の数値は財務省「平成17年度一般会計歳入歳出決算」より、平成17年度実績値から算出。

住民税率は総務省「家計調査（平成12年)」への勤労者の平均年収553万円への課税率を利用。

2)法人税収増加額＝営業余剰誘発額×法人実効税率

＝（粗付加価値誘発額×営業余剰比率）×法人実効税率

・法人実効税率は財務省「法人所得課税の実効税率の国際比較」より39.54%を採用

（参考：国内主要MICE施設における経済波及効果の推計結果）

国内で代表的なコンベンション施設である東京ビッグサイトとパシフィコ横浜における経済波及効果の調査結果と、今回インテックス大阪で行った調査結果について比較を行ったものを下記に示す。

今回経済波及効果を推計するに当たり、東京ビッグサイトで実施された手法を元に実施している。ただし、東京ビッグサイトの全国への経済波及効果は東京都の産業連関表を用いて行われており、単純な比較はできないことに注意する必要がある。

図表 II-17　国内主要MICE施設における波及効果（推計結果の概要）

（単位：億円、人）

| | インテックス大阪 | | 東京ビッグサイト | | パシフィコ横浜 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 市内 | 全国 | 都内 | 全国 | 市内 | 全国 |
| 経済波及効果 | 571 | 1,231 | 4,626 | 7,547 | 689 | 1,929 |
| 直接効果 | 373 | 604 | 2,327 | 2,983 | 465 | 863 |
| 間接1次波及効果 | 137 | 432 | 1,296 | 2,583 | 136 | 652 |
| 間接2次波及効果 | 61 | 195 | 1,003 | 1,981 | 88 | 414 |
| 雇用者誘発数 | 4,283 | 9,464 | 26,600 | 48,700 | 5,900 | 16,200 |

（注）東京ビッグサイトは平成18年度、パシフィコ横浜は平成19年度に開催された催事を対象に推計している。
（資料）東京ビッグサイト調査報告書概要版、パシフィコ横浜調査報告書概要版

## ⑸　契約誘発効果

契約誘発効果を算出するに当たり、アンケート調査から、見本市・展示会出展者が掲げた目標契約額を総費用合計額で割り、サンプルごとに費用対効果（倍率）を算出する。そして、得られた費用対効果（倍率）を総費用額に乗じることにより、契約誘発効果を算出する。

（1）費用対効果（倍率）＝各出展者の目標契約金額（円）÷各出展者の総費用合計額（円）
（2）契約誘発額（円）＝費用対効果（倍率）×総費用合計額（円）

費用対効果について算出したところ、約18倍という結果になった。このことは、ある企業が見本市・展示会のために費用を投じた場合、その投入額の18倍の費用対効果がなければ出展のメリットはないということになる。ただし、あくまでも各出展者の契約金額は目標金額であるため、実際に契約が行われた金額ではなく、目標金額という性格上、高い数字になっていることに注意する必要がある。

この費用対効果を見本市・展示会の費用合計にかけた結果、2011 年度にインテックス大阪で開催された展示会等による全国への契約誘発効果は約１兆 900 億円であった。

また、こうして得られた全国への契約誘発効果に、出展者アンケートから得られた出展者の市内立地率(23.2%) をかけることで、全国で生じた契約誘発効果額を大阪市内と市外に按分した。これによると、大阪市内で発生する契約誘発効果額は 2,534 億円、大阪市外に発生する契約誘発効果額は 8,402 億円となった。東京ビッグサイトにおける推計結果と比較すると、市内は約７分の１、全国では約３分の１程度となっている。

図表 II-18　契約誘発効果の推計結果概要

（単位：億円）

| | 契約誘発効果 | |
|---|---|---|
| | 市内（都内） | 全国 |
| [1]インテックス大阪 | 2,534 | 10,936 |
| [2]東京ビッグサイト | 16,783 | 27,126 |
| [1]/[2] | 0.15 | 0.40 |

(注)東京ビッグサイトの推計結果は見本市分野の推計結果のみ

## 6. インテックス大阪での商談活性化に向けて

今後は、これまでに検討してきた有望分野及びアンケート・ヒアリング調査結果などを踏まえて、インテックス大阪が、今まで以上に商談志向の高い出展者・主催者・来場者のコミュニケーションの場となるような取組が求められている。

実際の取り組むにあたって、インテックス大阪は、見本市にかかわる出展者・来場者から期待されている、広報協力、バイヤー誘致、マッチングコーディネーターの導入など見本市活性化のために想定される具体的な手段のうち、より現状に即したもの、効果が高いと期待されるものに対して、優先的に取り組みを行っていく必要がある。

一方で、インテックス大阪は、一般の集客施設と異なり、地域の産業を支える社会的資本という公的役割を担う施設である。大阪市としては、産業の活性化という観点から、地元企業の商談の活性化などに向けて、経済団体等と連携するとともに、施設使用料の割引や老朽化した施設の改善など、インテックス大阪が、より魅力的なサービスを主催者・出展者・来場者に対し提供するために取りうる方策について、今後検討を行い、支援を行う必要がある。

# Ⅲ. インテックス大阪の運営組織及び運営方式の検討

## 1. インテックス大阪の施設運営の課題及び検討の方向性について

### (1) インテックス大阪及び運営主体（財団法人大阪国際経済振興センター）の概要・役割

#### ① インテックス大阪の概要

インテックス大阪は、次代の新しいまちづくりをめざし、大阪市制 100 周年の記念事業の一つとして計画された「テクノポート大阪計画」の先駆的な施設として、昭和 60 年３月に咲洲地区（大阪南港）に完成した。その後、見本市の大型化に対応するため展示施設の整備を図り、平成５年 10 月には立体構造の６号館が完成し、総展示面積約 73,000 ㎡の国内最大級の展示会場となった。

インテックス大阪の概要は以下の通りである。

図表 Ⅲ-1　インテックス大阪の概要

<table>
<tr><th>区分</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>所有者</td><td>敷地・建物ともに大阪市所有</td></tr>
<tr><td>運営者</td><td>財団法人大阪国際経済振興センター</td></tr>
<tr><td>施設名称</td><td>インターナショナルエキジビションセンター,オオサカ<br>International Exhibition Center, Osaka （INTEX大阪）</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>大阪市住之江区南港北１丁目５番 102 号</td></tr>
<tr><td>開業</td><td>１～５号館：昭和 60 年５月　　６号館　：平成５年 10 月</td></tr>
<tr><td>面積</td><td>敷地面積：121,233 ㎡　　延床面積　：132,709 ㎡</td></tr>
<tr><td>主要施設</td><td>展示場６棟(１号館～６号館)、センタービル(地下１階地上２階)、<br>インテックスプラザ、スカイプラザ、ゲート広場、屋外展示場、駐車場</td></tr>
<tr><td>構造</td><td>１~５Ａ号館　鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、地上１階<br>５Ｂ号館　鉄骨鉄筋コンクリート造、地上３階<br>６号館　鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、地上５階地下１階</td></tr>
<tr><td>展示施設</td><td>
<table>
<tr><th>展示施設</th><th>展示面積（㎡）</th></tr>
<tr><td>１号館</td><td>5,087</td></tr>
<tr><td>２号館</td><td>6,729</td></tr>
<tr><td>３号館</td><td>5,119</td></tr>
<tr><td>４号館</td><td>6,729</td></tr>
<tr><td>５号館Ａゾーン</td><td>4,728</td></tr>
<tr><td>５号館Ｂゾーン</td><td>1,625</td></tr>
<tr><td>６号館Ａゾーン</td><td>9,679</td></tr>
<tr><td>６号館Ｂゾーン</td><td>9,679</td></tr>
<tr><td>６号館Ｃゾーン</td><td>10,535</td></tr>
<tr><td>６号館Ｄゾーン</td><td>10,167</td></tr>
<tr><td>屋外展示場</td><td>2,900</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>72,978</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>会議施設</td><td>
<table>
<tr><th>会議施設</th><th>部屋数・面積・収容人数</th></tr>
<tr><td>５号館２階</td><td>５ヵ所・684 ㎡・388 人（うち国際会議ホール 414 ㎡・300 人）</td></tr>
<tr><td>センタービル２階</td><td>７ヵ所・300 ㎡・107 人</td></tr>
<tr><td>６号館２階</td><td>９ヵ所・381 ㎡・193 人</td></tr>
<tr><td>６号館５階　多目的スペース</td><td>１ヵ所・534 ㎡・250 人</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>22 カ所・1,899 ㎡・938 人</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>サービス施設</td><td>レストラン（２ヶ所）・売店（11 ヶ所）・ビジネスセンター</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>区分</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>駐車場</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>駐車台数</th><th>敷地面積（㎡）</th></tr>
<tr><td>6号館屋上</td><td>900台</td><td>23,790</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中ふ頭　(鉄骨造地上4階建)</td><td>普通車980台</td><td>7,700</td></tr>
<tr><td colspan="2">(平成8年4月供用開始)</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

### ② インテックス大阪の運営主体の概要

インテックス大阪の管理・運営を行う主体は、財団法人大阪国際経済振興センターであり、その概要は以下の通りである。

**図表 Ⅲ-2　インテックス大阪の運営主体の概要**

<table>
<tr><th>区分</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>名称</td><td>財団法人大阪国際経済振興センター</td></tr>
<tr><td>設立年月日</td><td>昭和59年12月18日</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>大阪市住之江区南港北1丁目5番102号<br>(インテックス大阪内)</td></tr>
<tr><td>基本財産</td><td>162,000,000円<br>大阪市　61.7%<br>大阪府　6.2%<br>大阪商工会議所　6.2%<br>その他民間企業　25.9%</td></tr>
<tr><td>役職員数</td><td>常勤役員数　3名<br>職員数　38名（平成24年2月時点）</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>インテックス大阪の管理・運営<br>インテックス大阪における催事等の誘致・利用促進活動<br>インテックス大阪における利用者へのサービス提供事業<br>経済交流事業 ※<br>企業誘致推進事業 ※<br>大阪市海外事務所の運営 ※<br>※インテックス大阪部門とは別に運営される「国際部」の事業</td></tr>
<tr><td>設立目的</td><td>関西一円における国際的な人、物、技術、情報等の多面的交流の拠点として建設された「インテックス大阪」の管理運営を通じて、海外との取引拡大、産業協力の促進及び国際間の相互理解の向上に資する事業を行うことにより関西の国際化を促し、もって我が国の通商の振興及び世界経済の持続的発展に寄与することを目的とする。</td></tr>
</table>

### ③ インテックス大阪の運営主体の担う役割

インテックス大阪は、主に、インテックス大阪部門と、国際部からなる。それぞれの部門が実施する事業の概要は以下の通りである。

図表 Ⅲ-3　実施事業の概要

**【インテックス大阪】**

**①インテックス大阪の管理･運営**

インテックス大阪において施設を適切に管理し、見本市・展示会等の利用に供すること。

**②誘致･利用促進活動**

展示会主催者への営業活動を行い、見本市・展示会等の催事を誘致すること。

**③サービス提供事業**

主催者、参加者の利便に配慮して、利用者向けインフォメーションセンター、ビジネスセンター及び駐車場管理などを行うこと。

**【国際部】**

**①経済交流事業**

海外事務所や海外ネットワークを通じた在阪中小企業の国際ビジネス活動の支援や経済交流活動の支援を行うこと。

**②企業誘致推進事業**

大阪市内への進出及び再投資が有望な国内外の企業を発掘し、広報活動・企業招聘活動など企業誘致活動を通して、進出企業の定着と在阪企業と本社機能流出防止に努めること。

**③大阪市海外事務所を通じた経済交流支援事業**

大阪市海外事業所（シカゴ、シンガポール、パリ、上海）の運営を通じて、大阪の中小企業の国際ビジネス支援、経済交流、外国企業等の誘致、大阪のプロモーションを実施すること。

## ⑵　インテックス大阪の現状と課題

### ①　インテックス大阪の施設利用の現状

インテックス大阪においては、催事等が縮小していくなかで、開業から26年が経過しており、経年による施設の老朽化も見られ、改修の必要性に迫られている。

厳しい財政運営を迫られるなかで、利用者ニーズを適切に把握し、魅力ある施設への改修を効率的・効果的に取り組む必要がある。

#### １）催事の傾向

以下のグラフ及び図表Ⅱ-12に示すとおり、開催件数は伸びを示しているものの、催事の規模は縮小傾向にある。

また、年々施設の稼働率は低下しており、一層の稼働率の向上の余地があるといえる。

図表 Ⅲ-4　催事の小規模化

【開催件数の推移】

【1催事当たり延展示面積の推移（日㎡/件）】

（資料）大阪市

### ２）施設の老朽化

インテックス大阪は、開業後 26 年が経過し（6 号館のみ 18 年経過）、施設所有者である大阪市が厳しい財政状況にあるなかで、施設の老朽化に伴う改修への対応が急務となっている。

### ３）100 人以上収容可能な会議施設の不足

現在の施設は、300 人収容のものが最大であり、大規模なセミナー、会議には対応が困難となっている。現時点では、周辺施設との連携で対応しているのが現状である。

### ② インテックス大阪の直面する現状と課題

今後の見本市活性化に向けて、インテックス大阪が直面している現状と検討課題は以下の通りである。

図表 Ⅲ-5　インテックス大阪の現状と検討課題

| 役割 | 現状 | 今後の検討課題 | 他施設の状況 |
|---|---|---|---|
| 施設の管理運営 | ・現在は市からの委託により実施。<br>・委託により運営は安定しているが、今後、さらなる営業力・企画力の強化の余地がある。 | ・今後、コンベンション施設の国際競争・都市間競争が厳しくなるなかで、一層のサービスの向上及び効率化に向けて取り組める運営体制の構築が必要。<br>（今後を見据えた自立的な経営のために、効率化・収益力向上のインセンティブが必要。） | |
| 見本市・各種催事誘致 | ・誘致営業は現在実施（営業担当５名。うち民間での営業経験者３名）。近年、民間での営業経験者を増員し、催事の誘致に取り組んだ結果、催事の誘致に成功しているものの、一層の営業力の強化が求められている。 | ・国内外のネットワークを有する民間オーガナイザー等との連携も視野にいれ、更なる強化が必要。<br>・営業による誘致獲得がインセンティブとなる組織作りが必要。 | 神戸国際展示場では、民間オーガナイザーと連携。 |
| 施設の老朽化 | ・整備後26年以上が経過し、施設・設備ともに老朽化している。 | ・施設改修の必要性に迫られている。 | 東京ビッグサイトが、平成30年までに改修費 300 億円を投資予定。 |
| 見本市等自主企画 | ・自主企画を実施せず。（社）大阪国際見本市委員会がその機能を担っている。 | ・施設運営組織が見本市等自主企画を実施することも検討。（民間との連携も視野に入れる。） | 東京ビッグサイト、西日本総合展示場において、自主企画が実施されている。 |
| 使用料・利用料の取扱い | ・使用料収入は市の収入となり、委託業務として事業を実施しているため、収益力向上・効率性向上のインセンティブは働きにくい。また料金体系も硬直的となる。 | ・賃貸借方式や利用料金制への移行により、多様なサービス・価格の提供による利用促進及び収入増加のインセンティブを目指す。<br>・施設の収入を運営者の収入とすることにより、柔軟な料金の設定を可能にすることで、収益力向上・効率性の向上インセンティブとする。 | |
| その他（利用者利便性の向上） | ・現在はサービスセンター（コピー、ファックス等）、臨時駐車場の提供、テナント管理を実施している。<br>・インテックス大阪では、大規模な催事の際には、現状の飲食・物販では不足感がある。<br>・インターネット接続環境が十分に整っていない。 | ・周辺会議施設等の手配、交通チケット・宿泊施設の手配、ブース設営請負など利用者への様々なサービスのワンストップでの提供が望まれる。<br>（運営時間に対するニーズの対応、柔軟な料金設定、貸出備品の充実などの取り組みも検討。）<br>・インテックス大阪の全体的な魅力の向上。（テナントの充実、広告収入増加など、インテックス大阪の施設全体で収益及び魅力を向上させる仕組みの導入）<br>・Sibos 開催により有線 LAN の整備がなされる予定であるが、IT 環境へのニーズへの対応については、引き続き社会環境の変化に合わせた取り組みが必要である。 | 幕張メッセでは、交通チケット、宿泊手配、ブース設営請負を実施。 |

【(参考)他施設と比較したインテックス大阪の施設・運営の状況】

なお、下表は、過年度調査等にもとづき、現行のインテックス大阪と他施設をハード・ソフト面から比較したものである。現状、インテックス大阪の現状は、以下に示す通りである。

特に、運営面では、施設使用料の料金体系が硬直的な点や、利用時間が 24 時間対応でないなど、運営面の柔軟性に欠き、改善の余地が残る。

図表 Ⅲ-6　他施設との比較

| 項目 | インテックス大阪 | パシフィコ横浜 | 東京ビッグサイト | 幕張メッセ |
|---|---|---|---|---|
| 開業年 | 昭和60年(6号館は平成5年) | 平成3年 | 平成8年 | 平成元年 |
| 施設概要 | 敷地面積:121,233㎡ | 敷地面積:100,558㎡ | 敷地面積:243,421㎡ | 敷地面積:217,151㎡<br>(国際会議場含む) |
| | 延床面積:132,709㎡<br>(展示:70,078㎡) | 延床面積:252,164㎡<br>(展示:20,000㎡) | 延床面積:230,873㎡<br>(展示:80,662㎡) | 延床面積:164,919㎡<br>(国際会議場含む) |
| ホール・会議室 | ＜ホール・会議室関係＞<br>1号館 (5,087㎡)<br>2号館 (6,729㎡)<br>3号館 (5,119㎡)<br>4号館 (6,729㎡)<br>5号館Aゾーン (4,728㎡)<br>5号館Bゾーン (1,625㎡)<br>6号館Aゾーン (9,679㎡)<br>6号館Bゾーン (9,679㎡)<br>6号館Cゾーン (10,535㎡)<br>6号館Dゾーン (10,167㎡)<br>屋外展示場 (2,900㎡) | ＜ホール・会議室関係＞<br>・展示ホールA、C(3300㎡)<br>・展示ホールB、D(6700㎡)<br>・アネックスホール(1350㎡)<br>・国立大ホール(5002席)<br>・メインホール(1002席)<br>・大会議室301～304(1366㎡)<br>・大会議室501+502(792㎡)<br>・大会議室503(554㎡) | ＜ホール・会議室関係＞<br>・東展示棟東1～東6ホール<br>(8350㎡×2ホール、8670㎡×4ホール)<br>・西展示棟西1～西4ホール<br>(4680㎡×1ホール、6840㎡×1ホール、8880㎡×2ホール)<br>・レセプションホール(1700㎡)<br>・国際会議場(1030㎡)<br>・会議室22室(190～35㎡) | ＜ホール・会議室関係＞<br>・展示ホール1～8(各6750㎡)<br>・展示ホール9(9000㎡)<br>・展示ホール10・11(4500㎡×2ホール)<br>・幕張イベントホール(アリーナ3098㎡)<br>・コンベンションホール(1390㎡)<br>・国際会議室(635㎡)<br>・中会議室(330㎡・280㎡)<br>ほか全16室 |
| 利用時間等 | ×24時間利用できない。<br>(7:00～22:00) | ○24時間利用可能 | ○24時間利用可能 | ○24時間利用可能 |
| 施設使用料 | [1～6号館]<br>272円(内税)(9～17時までの料金) | 347円(内税) | 380円(外税) | 325円(内税) |
| 自主事業の状況 | 開催せず<br>※(社)大阪国際見本市委員会がその機能を有する | 不明 | 1)JIMTOF(日本国際工作機械見本市)<br>2)危機管理産業展(他併催あり) | 1)幕張メッセ"どきどき"フリーマーケット2010<br>2)LIVE STAND 2010(イベント)<br>3)COUNTDOWN JAPAN 10/11(コンサート)(展示会無) |

注:各施設HP、各種資料に基づき作成

### ⑶　検討の方向性

施設の利便性向上は、大きく分けて施設や設備面（ハード）と運営の質や内容（ソフト）の二つ要素に影響される。

インテックス大阪の今後の取り組みの方向性としては、下図のとおり、施設の運営（ソフト）の改善を図ることで、（商談重視の）見本市の開催増につなげ、稼働率向上を実現することによって、施設の機能（ハード）の維持・向上に繋げ、更なる利便性を向上させ、さらなる見本市等の開催増を目指す必要がある。

収益性を向上させるためには、ハード・ソフト・経営面での改善が必要であるが、本調査においては、見本市等の催事の増加を促すべく、見本市等をはじめとする催事の増加に資する施設運営手法に主眼をおいた改善を検討する。

図表 Ⅲ-7　今後の取組のイメージ

### ⑷　取組の視点：公共性と収益性

インテックス大阪の稼働率向上に向けては、公共性を担保したうえで、収益性を最大化するための、最適解を目指すこととする。

公共性とは、見本市開催による産業振興など政策実現に資するものである。また、収益性とは、稼働率の向上・収益力強化を可能とする組織運営によってもたらされる大阪市財政への貢献を意味する。なお、稼働率の向上は、集客における大阪市の経済効果も見込まれることから、広義での公共性と捉えることもできる。

### ⑸　インテックス大阪の今後の取り組み

現在、インテックス大阪では、事業課が施設の貸出を含む施設運営、営業課が催事の誘致という役割分担を担っている。インテックス大阪は、施設運営に関するノウハウを有しているが、現在は自主企画事業を実施しておらず、催事の誘致や自主企画事業の開催などの企画・営業に関しては、十分な実施体制が構築されていないのが現状である。

今後は、自主企画事業の実施、催事の誘致など、民間連携の可能性も視野に入れて、営業力を強化する必要がある。その他、アフターコンベンションを見据えた催事の付帯的なサービスの向上など、利用者の利便性向上の取り組みも行う必要がある。

図表 Ⅲ-8　現在のインテックス大阪の施設運営と営業の業務範囲

図表 0-9　今後のインテックス大阪が強化する業務の範囲(イメージ)

【参考事例】国内他都市の事例

◎自主企画事業の実施状況

国内他都市のコンベンション施設では、近年、自主企画事業の開催が取り組まれている。他都市のコンベンション施設の自主企画事業の開催実績を見ると、震災（神戸）や陶磁器（福岡・北九州）など、個々のテーマに地域特性が反映されている。他施設における自主企画等の実施状況に関して調査を行った結果、東京ビッグサイトや西日本総合展示場では自主企画として展示会が開催されている。他の機関との連携に関しては、東京ビッグサイトや、幕張メッセ、マリンメッセでは、民間企業と連携して催事が開催されている。また、西日本総合展示場のように公共と連携するケースも見られる。いずれにしても、今後の見本市は他機関と連携なくしての開催は難しいといえる。

図表 Ⅲ-10　（参考）他の施設の自主企画開催の状況

| 展示場 | インテックス大阪 | 神戸国際展示場 | 東京ビッグサイト | 幕張メッセ | 名古屋市国際展示場 | マリンメッセ福岡 | 西日本総合展示場 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自主企画の名称 | 開催せず※(社)大阪国際見本市委員会がその機能を有する | 市からの委託を受けて会議、セミナー（テクノオーシャン（会議・隔年）、震災対策セミナー）を開催<br>→展示会での開催は無い | 1）他民間企業と連携<br>JIMTOF（日本国際工作機械見本市）<br>2)危機管理産業展（他併催あり） | 1)幕張メッセ“どきどき”フリーマーケット2010<br>2)LIVE STAND 2010（イベント）<br>3)COUNTDOWN JAPAN 10/11（コンサート） | ウェルフェア（国際福祉健康産業展） | 全国陶磁器フェアーin福岡 | 1)ｴｺﾃｸﾉ<br>2)西日本国際福祉機器展・西日本ﾄｰﾀﾙﾘﾋﾞﾝｸﾞｼｮｰ<br>3)西日本ｲﾝﾎﾟｰﾄﾌｪｱ<br>4)西日本総合機械展<br>5)西日本陶磁器ﾌｪｽﾀ |
| 実施方法 | | ― | 1)他民間企業と連携<br>2)自社のみ | 1)～3)他民間企業と連携 | その他（実行委員会） | 他民間企業と連携 | 1)北九州市と共催<br>2)～5)自社のみ |

注：各施設へのアンケート結果に基づき作成（下線部は、自社での開催又は民間企業と連携したケース）

◎人材育成への取組み

国内他都市のコンベンション施設へのアンケートを実施した結果、積極的に人材育成を実施している施設は少なく、現状はほとんどＭＩＣＥ人材の育成はＯＪＴに頼っているのが現状といえる。こうした分野において、今後インテックス大阪が、インテックス大阪の運営強化・組織力強化に取り組むとともに、人材育成のノウハウを体系化することも考えられる。

◎広報への取組み

国内他都市のコンベンション施設へのアンケートを実施した結果、インテックス大阪を含め、全ての施設でインターネット及びパンフレットの外国語表記の対応を行っている。

ただし、インテックス大阪では、インターネット・パンフレットの外国語表記の対応のほかは、雑誌広告の掲載に留まる。一方で、東京ビッグサイトや、幕張メッセ、マリンメッセは、プロモーションビデオの作成を行い、広報に取り組んでいる。

図表 Ⅲ-11　広報への取組

| | インテックス大阪 | 神戸国際展示場 | 東京ビッグサイト | 幕張メッセ | 名古屋市国際展示場 | マリンメッセ福岡 | 西日本総合展示場 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| インターネットにおける外国語表記 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| パンフレットにおける外国語表記 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 新聞・雑誌に広告を掲載 | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | ○ |
| 広報誌に情報を掲載 | － | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ |
| プロモーションビデオ作成 | － | － | ○ | ○ | － | ○ | － |
| テレビCM | － | － | － | － | － | － | － |
| メールマガジン発行 | － | － | － | － | － | － | － |
| 集客施設等へのポスター等掲出 | － | － | － | － | ○ | － | ○ |
| その他 | － | － | － | ・大型ビジョン(都内４箇所)<br>・JR駅構内看板の掲出 | － | ・業界誌への出稿 | － |

◎主要展示場のマッチングへの取り組み状況

見本市・展示会でのマッチングのための取り組みついては、特に行っていないというところがほとんどであったが、北九州の西日本展示場では、国（経産省等）からの助成金の活用や地域の行政及び大学、公的機関との共催及び連携を通じてマッチングを図っているとのことであった。

【参考事例】見本市先進国ドイツの運営会社の事例

以下は、海外における見本市産業の最も進んだドイツの運営の考え方・中国進出のケースである。

【ドイツの運営会社の中国進出の事例】

- ドイツにおいては、大手運営会社などが、数十年も前から戦略的に海外展開を行っている。例えばメッセ・デュッセルドルフは、ドイツでの見本市誘致のほか、中国・インドやロシアなど世界各国の展示場での見本市運営経験を有している。同社はドイツの地方自治体が株主であるが、補助金・交付金等は無し。
- 商品のイノベーションサイクル・トレンドなどの業界の特性を踏まえた見本市の誘致・提案を行っている。

【中国進出】

- 1999年にドイツの運営会社3社がJV組成のための企業(GEC)を設立。中国企業とJVを組んで上海新国際見本市会場(SNIEC)の運営及び見本市の主催を行っている。
- 施設の整備にあたっては、公共の支援はなく、事業のキャッシュフローから施設の資金調達・整備・運営を行っており、上海では、現在も順調に施設の拡張を行っている。こうした背景から、運営会社は、日本よりも経済成長が著しい近隣新興国への参入の方に関心を有している。

【上海新国際見本市会場運営に係る事業スキーム】

| | |
|---|---|
| GECの役割 | ◇事業のF/S調査・マーケティング・コンサルティング<br>・設計・建設・維持管理・運営までのマーケティング・コンサルティング<br>・SNIECのために設立された事業会社 |
| 各メッセの役割 | ◇出資・役員の配置<br>◇各事業主体よりノウハウの提供<br>◇見本市等の誘致・開催のための支援 |
| 中国側企業の役割 | ◇現地政府との調整<br>◇現地の採用などスタッフに係る事項 |

注：ドイツ企業ヒアリング、インターネット資料に基づき作成

## 2. 課題解決に向けた運営手法等の検討

### (1) 施設運営強化のための運営手法の検討

#### ① 運営主体について

現在、インテックス大阪の運営は、財団法人大阪国際経済振興センターに委託されているが、今後運営主体を公募することも含めて、運営改善を検討する。以下は、現在の運営主体による運営を行った場合、別組織による運営の場合(公募)、直営の場合のメリット・デメリットを比較したものである。

##### １）現運営主体の活用

現在の運営主体による運営のメリットは、市の施策との一体性が図られること、これまで蓄積した施設管理運営のノウハウ（大型催事の安全な開催、リピーター毎のニーズに合った対応等）の継承が可能であり、安定的な施設運営を提供することが可能である。

一方で、民間事業者との連携など、企画力・営業力向上の取組み等により、今以上の稼働率向上等の余地があるものと想定される。

##### ２）別組織による運営の場合（公募）

催事の企画・開催に係る様々なサービス提供等の運営業務に関しては、ノウハウを有する民間事業者が一定程度存在していることにより、集客力の向上が見込まれる。ただし、一部の維持管理・運営業務（特殊設備の維持管理及び施設管理運営に係る一連のオペレーション）に関しては、民間のノウハウの蓄積が不足しており、現在単独で包括的に運営を行える民間事業者はほとんどいないのが現状である。こうしたことから、ＪＶによる参画など民間事業者間の連携を視野に入れた公募が想定される。

##### ３）直営

直営のメリットは、市の施策との一体性が図られることであり、公益性・公平性は担保される。ただし、財政負担縮減効果や、民間の企画・営業のノウハウに乏しく、現在のインテックス大阪以上に魅力ある運営は期待しにくい。

図表 Ⅲ-12　運営主体について

| | 現運営組織<br>((財)大阪国際経済振興センター)の活用 | | 別運営組織の活用 | | 直営 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市施策との一体性(見本市開催への積極的取り組み、災害等の対応等) | ○ | ・市からの職員派遣、市出資等により一体性を確保 | △ | ・契約やモニタリングで公益性を担保することとなるが、市の施策との一体性の確保は困難。 | ◎ | ・市との一体性は確保 |
| 施設管理運営ノウハウ | ◎ | ・施設管理運営のノウハウの継承 | ○ | ・施設管理運営ノウハウの蓄積には時間を要する。<br>・近隣住民の配慮を欠いた運営などの懸念が残る。 | × | ・人事異動による施設管理運営ノウハウの十分な蓄積は困難。 |
| 利用者への影響(利用料・公平的扱い等) | △ | ・施設を賃借する場合や、保有する場合、収入確保のため利用料の値上げの可能性あり。公平性は確保。 | × | ・施設を賃借する場合や保有する場合、収益優先で過度の値上げや、競合企業等への差別的扱いが懸念される。 | ◎ | ・公共性、公平性は確保。 |
| 企画・営業力 | ○ | ・柔軟な運営の仕組みの導入により、誘致などを今以上に行いやすくすることで、企画・営業力の強化は期待できるが、別運営組織より劣る可能性あり。 | ◎ | ・民間の企画・運営ノウハウを最大限発揮できる可能性。 | × | ・民間の企画・運営ノウハウに乏しく、企画・営業力の発揮は期待できない。 |
| 運営組織の経営安定・向上性 | ○ | ・柔軟な運営の仕組みの導入により、企画営業力を向上させることで、経営安定は期待できるが、別運営組織より劣る可能性あり。 | ◎ | ・民間の企画・営業力の強化と、効率化により、経営力の強化が期待できる。 | ○ | ・公益性重視で収益力が弱いことが経営コストに影響することで、他に劣る可能性がある。 |
| 市財政への貢献 | △ | ・収益の一部を市へ納付する場合、別運営組織に劣る可能性あり。 | ○ | ・収益の一部を市へ納付する場合、現運営組織よりも勝る可能性あり。 | × | ・財政負担が高く、他の選択肢よりも劣る可能性が高い。 |

### ② 運営方式の検討

インテックス大阪の今後の施設の改修、今後の民間のノウハウを生かした維持管理及び運営の事業推進に着目し、想定される運営方式を以下のように分類した。

インテックス大阪の維持管理・運営を、改修業務も含めて民間事業者に提案を求める場合、民間事業者の追うリスクが極めて高くなること、大型コンベンション施設の管理運営を行いうる民間事業者が現状極めて少ないなかで、ＰＦＩ事業ではかえって競争性が働かなくなるおそれがあり、本調査においては、維持管理・運営に主眼を置いた指定管理者制度、賃貸借方式、施設保有方式を検討することとする。

図表 Ⅲ-13　運営方式の検討

| 事業方式 | 概要 |
|---|---|
| 現行（管理運営委託方式） | ・大阪市の管理運営委託に基づいて、外郭団体である運営主体が、施設の管理運営を実施する。<br>・事業期間中の所有権の移転は無し。 |
| 指定管理者制度 | ・地方自治体が指定する法人等が、地方自治体と指定管理協定を締結し、地方自治法上の指定管理者となって公の施設の管理を行う。<br>・指定期間中の所有権の移転は無し。 |
| 賃貸借方式 | ・運営主体が、賃貸借契約に基づき事業期間中にわたって賃借料を納付し、施設の維持管理・運営を行う。<br>・賃貸借契約であるため、所有権の移転はなし。 |
| 施設保有方式<br>（建物は市が現物出資し、運営主体が保有し、土地は使用貸借） | ・運営主体が、市からの現物出資を受けて施設を保有し、改修・維持管理・運営・資金調達の全てを行う。<br>・土地については、大阪市からの使用貸借となる。（大規模修繕を運営主体が行う前提では、施設の売却や土地の賃貸は不可能と想定） |
| PFI方式（RO） | ・民間事業者が資金を調達し、施設を改修(Rehabilitate)・維持管理・運営(Operate)する事業方式。<br>・所有権の移転はなく、地方自治体が所有者となる。改修対象施設の状態を正確に把握できるかにより、官民のリスク分担が異なる。 |
| PFI方式（ROT） | ・民間事業者が資金を調達し、施設を改修(Rehabilitate)・維持管理・運営(Operate)契約期間終了後、公共にその施設を移管(Transfer)する。 |
| DBO方式 | ・民間事業者が施設を設計(Design)、建設(Build)し、管理・運営(Operate)を行う。<br>・設計、建設業務は、工事請負契約に基づき行われるためＢＴＯ方式やＢＯＴ方式のような施設の所有権移転がない。<br>・また、施設整備に係る費用は起債により調達する。そのため民間資金は活用しない。 |

## 図表 Ⅲ-14　運営方式の詳細

| | 現行<br>（管理運営委託方式） | 賃貸借方式 | 指定管理者制度 | 建物：保有（市が現物出資）<br>土地：使用貸借 | PFI方式<br>（RO） | PFI方式<br>（ROT） | DBO方式 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 概要 | ・大阪市の管理運営委託に基づき施設運営<br>・施設使用料は本市歳入<br>・大規模修繕は市が実施 | ・運営組織が賃借料支払い<br>・大規模修繕は市が実施 | ・利用料金制を採用し、運営上の必要経費を控除後、一定割合を市へ納付させる<br>（または、大阪市から指定管理料を支出し、使用料は大阪市の収入）<br>・大規模修繕は市が実施 | ・建物のみ現物出資<br>・施設利用料は運営組織の収入<br>・大規模修繕は運営組織が実施<br>（大規模修繕を運営組織が行う前提では、施設の売却や土地の賃貸は不可能と想定） | ・SPC（特別目的会社）が自ら資金調達を行い、施設を改修する。<br>・施設所有権の移転は無く、契約期間中は管理運営・改修を一体的に行い、行政から運営費支払いと利用料金収入で資金を回収する。 | ・SPC（特別目的会社）が自ら資金調達を行い、施設を改修する。<br>・契約期間中は、施設を所有して管理運営・改修を一体的に行い、行政から運営費支払いと利用料金収入で資金を回収する。<br>・契約期間終了後は、有償又は無償により、施設の所有権を行政に移転する。 | ・公共が資金調達を行い、SPC（特別目的会社）が施設の設計・改修・維持管理・運営を包括的に行う。<br>・施設所有権の移転は無く、契約期間中は管理運営・改修を一体的に行い、行政から運営費支払いと利用料金収入で資金を回収する。 |
| 選定方法 | ・原則公募（現行、随意契約） | ・原則公募 | ・原則公募 | ・原則公募 | 公募のみ：SPC（特別目的会社） | 公募のみ：SPC（特別目的会社） | 公募のみ：SPC（特別目的会社） |
| 施設所有権の移転 | 無し | 無し | 無し | 建物のみ移転 | 無し | 有り（契約期間中はSPCの所有。契約期間終了後は行政へ移転。） | 無し |
| 契約期間 | 原則単年度 | 最長10年 | 4年程度 | 無し | 10～15年程度が一般的 | 10～15年程度が一般的 | 10～15年程度が一般的 |
| メリット | ・市の施策（見本市の開催を増やす等）を一定反映させることが可能<br>・受託者の経営リスク無し | ・契約等により市施策（見本市の開催を増やす等）を一定反映させることが可能。<br>・契約期間の自由度が高い。 | ・利用料金制を採用すると、営業のインセンティブ及び自由度向上（柔軟な利用料金設定など）<br>・市の施策（見本市の開催を増やす等）を一定反映させることが可能<br>・行政財産となるため、大規模修繕の起債による資金調達が可能 | ・営業のインセンティブ及び自由度向上（柔軟な利用料金設定など）<br>・大規模修繕経費を大阪市が負担する必要なし | ・営業インセンティブ、自由度向上。<br>・PFI法に基づき、事業契約の中で権利義務を明確に定めるため、公共性の確保は一定可能。<br>・改修費の支払いの平準化が可能。<br>・事業期間を通じた財政負担の縮減効果が見込まれる。 | ・営業インセンティブ、自由度向上。<br>・PFI法に基づき、事業契約の中で権利義務を明確に定めるため、公共性の確保は一定可能。<br>・改修費の支払いの平準化が可能。<br>・事業期間を通じた財政負担の縮減効果が見込まれる。 | ・営業インセンティブ、自由度向上。<br>・事業期間を通じた財政負担の縮減効果が見込まれる。<br>・包括的な業務委託により、予防保全を見据えた施設整備・維持管理運営が見込まれる。<br>・PFIと比較して起債による調達により、金利コストが減少する。 |
| 留意点・課題 | ・営業インセンティブが働きにくい。<br>・使用料は市が定めるため、柔軟な使用料設定は困難。<br>・運営者が短期間で替わる可能性がある場合は、契約期間を超える時期の催事誘致の動機が低下し、催事件数が減少する恐れがある。<br>・普通財産であるため、大規模修繕の資金調達が困難。 | ・建物等損耗により運営主体の使用収益を阻害した場合、施設所有者である市がリスクを負う。<br>・普通財産であるため、大規模修繕の資金調達が困難。<br>・管理運営委託方式に比べ運営組織の経営リスクは大きくなる。 | ・行政財産への転換、条例化が必要。<br>・運営者が短期間で替わる可能性がある場合は、契約期間を超える時期の催事誘致の動機が低下し、催事件数が減少する恐れがある。 | ・出資相手先によっては市施策の実現が図れない（見本市開催に取り組まない、利用料の値上げ等が懸念）。<br>・大規模修繕経費は民間の資金調達となるため金利負担も含め経営を圧迫。<br>・固定資産税の負担も発生し運営組織の経営リスクは他の方式に比べ著しく大きい。 | ・PFI法上公募によらない随意契約不可。また、WTO政府調達協定により、調達方式は、総合評価型一般競争入札（価格・提案評価）となる。<br>・見本市開催の条件、利用料の据え置きなど、公共側が付す条件によっては、入札価格が高くなる、又は入札不調のおそれがあり、財政負担の縮減効果又は市施策の実現が図れなくなる可能性があるため、導入にあたっては、事前に十分な検証が必要となる。 | ・PFI法上公募によらない随意契約不可。また、WTO政府調達協定により、調達方式は、総合評価型一般競争入札（価格・提案評価）となる。<br>・見本市開催の条件、利用料の据え置きなど、公共側が付す条件によっては、入札価格が高くなる、又は入札不調のおそれがあり、財政負担の縮減効果又は市施策の実現が図れなくなる可能性があるため、導入にあたっては、事前に十分な検証が必要となる。<br>・施設の保有に伴い、既存の施設や設備の瑕疵などに関するリスクまでをSPCが負うことはきわめてリスクが高く、事業として成立しにくい。 | ・WTO政府調達協定により、調達方式は、総合評価型一般競争入札（価格・提案評価）となる。<br>・見本市開催の条件、利用料の据え置きなど、公共側が付す条件によっては、入札価格が高くなる、又は入札不調のおそれがあり、財政負担の縮減効果又は市施策の実現が図れなくなる可能性があるため、導入にあたっては、事前に十分な検証が必要となる。<br>・PFI事業の場合、事業契約で包括的に契約を締結するのに対し、DBOはそれぞれ①市と事業関係者との基本契約、②市と設計・建設業者との建設請負契約、③市と運営・維持管理事業者（SPC：指定管理者OR賃借主体）との運営委託契約と3本になるため、契約関係が複雑になる。（建設JVは立てたら終わり、またSPCも、建設業務に関する責任を負わないため、リスク分担・包括性というメリットはPFIと比較すると限定的）。 |
| 市財政との関係 | ・施設使用料は全額市の収入<br>・市は管理運営委託経費、大規模修繕経費を負担<br>・管理運営委託経費は不要額を精算するため、運営組織に剰余金が発生せず、市財政的には効率的 | ・市場原理に基づく賃料設定が必要。<br>・運営者の経営状態に係わらず安定した市への収入が見込める。<br>・大規模修繕経費は市負担 | ・営業努力により市納付額が増加する可能性あり<br>・大規模修繕経費は市負担 | ・市の歳入無し<br>・大規模修繕経費の市負担無し | ・平準化により、市が一時的に多額の改修経費を調達する必要性が生じる事は回避できる。 | ・平準化により、市が一時的に多額の改修経費を調達する必要性が生じる事は回避できる。 | ・提案時に予防保全や運営を見据えて改修と運営一体で提案すること、営業努力により、財政負担の減少が見込まれる可能性あり。 |
| 施設建替 | ・市負担 | ・市負担 | ・市負担 | ・市負担（補助・貸付等。市民の理解を得られるかという課題が残る。） | ・市負担（SPCが、改修・維持管理・運営・資金調達まで行い、市は、サービスの対価として費用を平準化して支払う）<br>（PFI手法をとると現運営団体への賃貸は困難。原則として、SPCへの賃借となる。） | ・市負担（SPCが、改修・維持管理・運営・資金調達まで行い、市は、サービスの対価として費用を平準化して支払う）<br>（PFI手法をとると現運営団体への賃貸は困難。原則として、SPCへの賃借となる。） | ・市負担（民間が、改修・維持管理・運営まで行い、市は、サービスの対価として費用を平準化して支払う）<br>（DB手法をとると現運営団体への賃貸は困難。原則として、SPCへの賃借となる。） |
| 他事例 | | ・東京ビッグサイト（賃貸借方式に近いスキームとして、外郭団体に無償貸借・売上の20%を都へ納付）<br>・東京国際フォーラム（外郭団体）<br>・仙台サンプラザホール（ホテル等複合施設。民間へ賃貸） | ・幕張メッセ（外郭運営）<br>・名古屋市国際展示場（外郭運営）<br>・神戸国際展示場（外郭＋民間JV、利用料金制）<br>・西日本総合展示場（北九州）（外郭運営、利用料金制併用）<br>・マリンメッセ福岡（外郭運営、利用料金制） | ・パシフィコ横浜<br>・ぢばさんセンター（高知県） | 【MICE施設】<br>・無し。<br>【その他施設】<br>・神戸市摩耶ロッジ整備等事業（神戸市）※国民宿舎<br>・多摩地域ユース・プラザ(仮称）整備等事業（東京都） | 【MICE施設】<br>・無し。<br>【その他施設】<br>・名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備等事業 | 【MICE施設】<br>・無し。<br>【その他施設】<br>・中沢警察職員住宅（仮称）の設計、建設、管理および運営事業（新潟県）<br>・（仮称）新清掃工場・新水泳場整備運営事業（浜松市） |

### ③ 運営上の課題の改善の方策

#### １）維持管理・運営の効率化

近年の国内他都市の展示場・会議場施設においては、当該都市の自治体が、将来的な競争力激化を見据えた、一層の運営改善の取組みを行う事例も徐々に見られる。

その中でも、導入事例として指定管理者公募のプロポーザルによって、既存の財団がオーガナイザー等の民間企業とＪＶ等の連携を組むケース（神戸市、岐阜市）や、新たに民間企業が選定されるケース（名古屋市）など、これまでとは異なる手法を行う提案者が、定性的・定量的に高い評価を得て選定される事例が散見される。

**【先行事例に見る効率化が見込まれるポイント】**

- 間接部門の効率性の課題：間接部門のスリム化。
- 柔軟な人員体制：繁閑に応じた人員配置を実施。
- 企画・営業部門の強化：連携先の民間事業者からの営業人材の投入・又は民間事業者の有するネットワークを活用。その他自主企画運営会社等との連携も行う。
- 外注管理：既存の調達先・外注先の契約の見直しによる運営費の効率化。

インテックス大阪が、商談見本市の開催により、これまで以上に魅力を向上させるためには、既存の経営計画・運営計画の評価・見直しを行い、最適な形でのヒト・モノ・カネの投入を行うことで、効率化・合理化を図ることが必要となる。先行事例同様、今後、効率化の余地があるものと想定される。

ただし、公募により選定する際には、価格面による評価のみではなく、提案の質の向上と管理運営の効率化について、提案内容の実現可能性・妥当性の観点から検証を行うことが、事業の継続性や経営の安定性を担保するうえで重要である。

### ２）多様な運営面でのサービスの充実に伴う料金体系の柔軟化とインセンティブの導入

**【サービスの充実と柔軟な料金体系】**

施設使用料は、歩合ではなく固定の料金が設定されるケースが一般的であり、催事の誘致に際して弾力性の乏しい料金体系となっているのが現状である。今後は多様な運営メニューを充実させることで、利用者の質的なニーズに合った魅力ある催事の場を提供するとともに、利用しやすい柔軟な料金体系を導入することで、予算上のニーズにも応えていくことが期待される。

オーガナイザー業務を行っている民間事業者へのヒアリングから、展示施設の施設使用料の負担額は大きく、また初回の催事は事業リスクが高い（初回の催事で失敗すると、次の催事の開催そのものが困難となる）ため、初回の施設使用料の割引やパッケージ化、催事の繁閑に応じた価格帯など、料金体系に関しては、サービスの一環として、工夫の余地があるといえる。民間事業者側のリスクに配慮した様々な価格とサービス提供に関するマーケティングを行い、運営主体の収益性確保と民間事業者の予算上のニーズというバランスの取れた料金体系を検討することが企画力・営業力強化の上で重要である。

**【インセンティブ導入による料金収入の直接収受】**

インテックス大阪では、利用者からの施設使用料は、運営主体が施設使用料の徴収代行を行い、市に納付する仕組みを採用している。賃貸借方式や利用料金制などに見られる運営主体が料金収入を直接収受する仕組みと、使用料制に見られるように運営主体が料金収入の徴収代行を行い、市へ納付する仕組みを採用することによる違いは下表のとおりである。

運営主体が徴収代行を行い市へ納付する場合は、直接収受する場合と比較して利用者増加のインセンティブが働きにくく、サービスの質の向上・収益力の向上につながりにくいのが課題である。このため使用料制による徴収代行を採用する場合でも、市に納付される収入の一部を、収入実績に応じて運営主体に還元する仕組みによってインセンティブを確保することが望ましい。

| | 料金収入の直接収受（利用料金制等） | 徴収代行し市へ納付（使用料制） |
|---|---|---|
| メリット | ・サービス内容・料金設定に関して運営主体に裁量を持たせることで、運営主体の自立的な経営努力を促すことができ、弾力的な収支計画の立案が可能。<br>・市場動向・繁閑に合わせて、適切な料金水準を設定することができる。 | ・地方自治体の意図する価格でのサービス提供が可能となる。<br>・運営主体は、委託料の範囲内で事業を実施し、収入面でのリスクが極小化されるため、事業継続性が高まる。 |
| デメリット | ・利用料金収入の範囲内で事業を実施する必要があるため、一定の需要リスクが生じる。<br>・利用料金収入の一部や賃料を市に納付させる場合、民間事業者の収入の取り分について、ハイリスク・ハイリターン又はハイリスク・ローリターンの事業運営を民間事業者に求めた場合には、事業の安定的な継続が困難になるおそれがある。また、経営の安定化のために収益重視の運営となり、公共性を劣後とする運営を行うおそれがある。 | ・利用増加のためのインセンティブが事業者にないため、収益力向上・利用促進の面で難がある。（利用者が多くなれば多くなるほど、経費も増える。）<br>・事業者の創意工夫を期待しにくくなる。<br>・市の歳入であるため、割引・パッケージ化など、自由な料金体系の設定など、利用者側に立った価格の提供が困難。 |
| 備考 | ・運営主体の経営状態が料金設定に影響してくる可能性があり、あらかじめ料金体系に対する考え方を明確にする必要がある。（それを行わない場合、料金が高くなる、事業の継続が難しくなる可能性もある。）<br>・運営主体の判断によって、収益性と公共性のバランスを欠くおそれがあるため、モニタリングの仕組みを構築することが望ましい。<br>・事業継続性への担保として、災害時など、事業者の責めに寄らない場合のキャンセル等の取扱いについて、合理的な範囲での市の支援の考え方を定めることが望ましい。 | ・使用料制においても、目標設定による利益還元など、何らかのインセンティブの仕組みを導入することが望ましい。 |

## ⑵　想定される運営スキームのあり方

今後の運営組織のあり方として、現時点では、現行方式から転換する場合、指定管理者制度の導入、賃貸借方式、施設保有方式の３つの方式が想定される。以下は、先行事例に見られる主要な運営方式を示したものである。

なお、先行事例において、賃貸借方式及び現行のインテックス大阪に見られる管理運営委託方式を採用している事例は、見られなかった。

### ①　指定管理者制度の例

| ◆指定管理者制度:官民競争のケース | |
|---|---|
| 事業形態 | |
| 概要 | 公募による指定管理者制度導入により、従前の運営主体から、見本市運営を行う別の民間事業者が選定され、指定管理者に指定。 |
| (想定される)効果 | ・競争性導入により収支の改善及び企画・営業力の向上が見込まれる。 |
| 課題(留意点) | ・行政財産化の手続きが必要である。<br>・ノウハウの継承の問題が残る。<br>・運営主体が変わる場合、運営を行いうる民間事業者が少ないため、競争性の担保及び選定後の引継ぎを見据えた情報開示・行政側の引継ぎに対する支援が必要である。<br>・高い効果を見込むためには、官民の強みを活かすべく、役割・リスク分担のあり方など、事前に検討する必要がある。 |
| 事例 | 名古屋国際会議場（展示場の事例は無し） |
| **◆指定管理者制度:従来の運営主体と民間JVのケース** | |
| 事業形態 | |
| 概要 | 公募による指定管理者制度の導入により、従前の運営主体が、他の民間事業者と連携して参画し、指定管理者に指定。 |
| (想定される)効果 | ・競争性導入により一定の収支の改善及び企画・営業力の向上が見込まれる。<br>・公共施策との一体性が相応に担保され、円滑な施設運営が期待できる。 |
| 課題(留意点) | ・行政財産化の手続きが必要である。<br>・高い効果を見込むためには、官民の強みを活かすべく、役割・リスク分担のあり方など、事前に検討する必要がある。 |
| 事例 | 長良川国際会議場、神戸市国際展示場 |
| **◆指定管理者制度:従来の運営主体による運営** | |
| 事業形態 | |
| 概要 | 公募または非公募による指定管理者導入。指定の前後で指定管理者の変更は無し。 |
| (想定される)効果 | ・公共施策との一体性が担保され、円滑な施設運営が期待できる。 |
| 課題(留意点) | ・行政財産化の手続きが必要である。<br>・収益性よりも、公益性・公共の施策の一体性を優先する場合に有効な手法である。 |
| 事例 | 幕張メッセ（展示場）名古屋市国際展示場、マリンメッセ　等 |

## ② 賃貸借方式・施設保有方式の例

| ◆賃貸借方式 | |
|---|---|
| 事業形態 | |
| 概要 | 公共が施設を保有し、運営主体は公共に賃借料を納付する。 |
| (想定される)効果 | ・競争性による収支の改善が見込まれる。 |
| 課題(留意点) | ・公共性の担保及びノウハウの継承の問題が残る。<br>・公募選定に当っては、プロポーザル方式が前提となる。<br>・普通財産であり、起債による改修が困難となる。<br>・市況に合わせた賃借料の変動ができない場合、民間にとっては参入が困難となるおそれがある。 |
| 事例 | 先行事例なし |
| ◆(参考)無償貸付+歩合方式 | |
| 事業形態 | |
| 概要 | 公共が施設を保有し、運営主体に無償貸付（賃借料相当額は売上歩合として市に納付） |
| (想定される)効果 | ・競争性による収支の改善が見込まれる。 |
| 課題(留意点) | ・公共性の担保及びノウハウの継承の問題が残る。<br>・公共施策上、事実上の歩合賃料は認められない可能性が高い。<br>・公募選定に当っては、プロポーザル方式が前提となる。<br>・普通財産であり、起債による改修が困難となる。 |
| 事例 | 東京ビッグサイト |
| ◆施設保有方式 | |
| 事業形態 | |
| 概要 | 運営主体自ら施設を保有。土地は公共から借り受け、運営。 |
| (想定される)効果 | ・民間が、施設を保有し、施設・設備の維持管理・運営を自らの裁量で行うことにより、最適化が見込まれる。 |
| 課題(留意点) | コンベンション施設は、社会資本としての位置づけであり、投資の全てを事業収益で賄えるだけの採算性の高い事業ではないため、主に以下の点で、過度の需要リスク・施設保有リスクを運営主体が負うため、導入は集客力の高い首都圏の施設に限定される。<br>・民間資産であるため、将来の建替・費用負担が課題となる。<br>・運営主体自らが民間から調達することとなり、起債金利よりも高い金利負担が生じる。固定資産税の負担なども課題。<br>・公共性の担保及びノウハウの継承の問題が残る。 |
| 事例 | パシフィコ横浜 |

## 3. シミュレーションに基づく評価

### (1) シミュレーションによる評価

#### ① シミュレーションによる評価の流れ

シミュレーションによる検討に当たっては、インテックス大阪の維持管理・運営に関して、現行の運営体制に基づいて事業を実施した場合と、新しい運営体制の下で事業を実施した場合を比較し、定量評価及び定性評価を行う。

新運営体制による事業実施の評価にあたっては、事業が成立するだけの採算性を確保できること、市への財政面での貢献が認められることを指標とした。

図表 Ⅲ-15 シミュレーション評価の流れ

### ② シミュレーションの前提条件

事業概要を整理すると次の通りとなる。

インテックス大阪の改修・維持管理・運営に関して、現行方式、指定管理者制度、賃貸借方式、施設保有方式の場合で、年間の財政負担額の比較を行う。

なお、以下は平成 23 年度時点の設定条件であり、今後の検討や、施設の状況によって、実際の運営開始年度や改修期間などは変わることも想定される。

**図表 Ⅲ-16　事業概要**

| 項 目 | 内 容 |
|---|---|
| 検討対象 | 財団法人大阪国際経済振興センター（インテックス大阪部門）<br>※国際部は含まない。 |
| 施設規模 | ・敷地面積：121,233 ㎡<br>・延床面積：132,709 ㎡<br>・施設構成：展示場６棟（１号館～６号館）、センタービル(地下１階地上２階)、インテックスプラザ、スカイプラザ、ゲート広場、屋外展示場、駐車場 |
| 事業範囲 | ○インテックス大阪部門に係る業務<br>・インテックス大阪の管理・運営<br>・インテックス大阪における催事等の誘致・利用促進活動<br>・インテックス大阪における利用者へのサービス提供事業<br>※　国際部（経済交流事業、企業誘致推進事業、大阪市海外事業所の運営）については、シミュレーションには含めない。<br>※　改修については、シミュレーション上、平成 27 年から５年間と設定。なお改修業務と長期修繕業務は、施設保有方式のみ、運営主体の業務範囲とする。 |
| 事業期間 | ・改修期間　約５年（平成 27 年度から平成 31 年度）と設定<br>・維持管理期間　17 年（開業から 45 年間） |
| 事業手法 | 比較を行う事業スキームは、下記の４方式とする<br>①現行方式<br>②指定管理者制度<br>③賃貸借方式<br>④施設保有方式 |
| 物価変動 | 見込まない |

## 図表 Ⅲ-17　運営方式の比較

| | | 現行方式 | 指定管理者制度 | 賃貸借方式 | 施設保有方式 |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業期間 | | 17年 | 17年 | 17年 | 17年 |
| 運営主体※1 | | 現運営体制（財団法人大阪国際経済振興センター） | 指定管理者 | 賃借人 | 民間企業 |
| 改修の資金調達方法 | | 地方債<br>（起債充当率75%）<br>※3 | 地方債<br>（起債充当率75%） | 地方債<br>（起債充当率75%）<br>※3 | 民間借入 |
| 事業範囲 | 維持管理・運営 | 現運営体制（財団法人大阪国際経済振興センター）が実施 | 運営主体（指定管理者）が実施 | 運営主体（賃借人）が実施 | 運営主体（民間企業）が実施 |
| | 改修 | 公共が実施 | 公共が実施 | 公共が実施 | 運営主体（民間企業）が実施 |
| | 改修後の長期修繕※2 | 公共が実施 | 公共が実施 | 公共が実施 | 運営主体（民間企業）が実施 |
| 料金の取扱い | | 使用料制<br>（使用料の徴収代行） | 料金を直接収受 | 料金を直接収受 | 料金を直接収受 |

※1：運営主体は、現在の運営主体が、指定管理者、賃借人、又は施設を保有する運営主体となることが想定される一方、他の民間企業が運営主体となることも想定される。シミュレーション実施の上では、収支上安全側を見て、会社設立費用を見込んでいる。

※2：改修後の大幅な機能回復を図る長期修繕については、公共の業務とし、施設の運営者側の業務範囲に含まれていない。一般的にこうした業務は、運営主体側に委ねないことが望ましい。その理由として、①予測精度が低いこと（見積もりの精度が落ちる）、②実施時期が曖昧なこと（公募による評価が困難であること）、③定義が曖昧である、などが挙げられる。こうした不確実性は、民間にとってリスクとなり、過去に入札不調となるケースも存在する。ただし、運営主体が施設を保有する場合には、その業務に含まれることとなる。

※3：現状では、起債による資金調達は困難であるが、導入時に起債による調達が可能な場合を想定してシミュレーションを実施する。

1） 現行方式の場合の収支前提

図表 Ⅲ-18　現行方式の場合の収支の前提

| 項 目 | | 内 容 |
|---|---|---|
| 市の収支前提 | 初期投資費 | 改修費 |
| | 資金調達 | ・現在の施設の機能の回復として、改修を５年間（平成27から平成31年まで）かけて実施。改修資金を地方債により調達し、10年で償還<br>・起債充当率75%（残りは一般財源）、起債金利は直近の10年ものを基準として設定 |
| | 収入 | 展示館使用料、駐車場使用料、利便施設賃料収入　等<br>(直近３年間の実績に基づき算定) |
| | 支出 | 長期修繕費（先行事例に基づき、運営期間を通じた負担額を平準化して計上） |
| 運営主体収支前提 | 初期投資費等 | － |
| | 収入 | サービス事業収入（テナント賃料・臨時駐車場）等<br>(直近３年間の実績に基づき算定) |
| | 支出 | 人件費・委託費・賃借料・修繕費（経常修繕）・光熱水費・その他物件費（直近３年間の実績に基づき算定） |
| | 長期修繕 | － |
| | 減価償却費 | － |
| | 法人税等 | － |
| | 配当 | － |

2） 指定管理者制度の場合の収支前提

図表 Ⅲ-19　指定管理者制度の場合の収支の前提

| 項 目 | | 内 容 |
|---|---|---|
| 市の収支前提 | 初期投資費 | 改修費 |
| | 資金調達 | ・現在の施設の機能の回復として、改修を５年間（平成27から平成31年まで）かけて実施。改修資金を地方債により調達し、10年で償還<br>・起債充当率75%（残りは一般財源）、起債金利は直近の10年ものを基準として設定 |
| | 収入 | 利便施設賃料収入（直近３年間の実績に基づき算定）<br>事業所税・法人税（市税相当分） |
| | 納付金 | 利用料金による収入に対し、固定額＋歩合分を市に納付。<br>各年の納付額平均は、約10億円（約９億円固定額+歩合分） |
| | 支出 | 長期修繕費（先行事例に基づき、運営期間を通じた負担額を平準化して計上） |
| 運営主体収支前提 | 初期投資費等 | 会社設立費（登記費用等） |
| | 収益 | 利用料金収入、サービス事業収入、その他事業収入<br>・利用者増に連動する収益については、平成27年度から、平成32年度まで各年１％ずつ収入増加を見込む |
| | 費用 | 人件費・委託費・賃借料・修繕費（経常修繕）・光熱水費・その他物件費<br>（直近３年間の実績に基づき算定）<br>・利用者増に連動する変動費については、平成27年度から、平成32年度まで各年１％ずつ費用増加を見込む<br>・人員は、先行事例に基づき、総務事務に係る人員を削減し、営業人員を増強<br>・委託費・光熱水費・その他物件費は、先行事例等により、運営コストの縮減を見込む |
| | 長期修繕 | － |
| | 減価償却費 | － |
| | 公租公課 | 法人税実効税率：40.9%（市税相当分3.367%）<br>事業所税：面積割（600円/㎡） |
| | 配当 | － |

**【特記事項】**

- 指定管理者制度を導入する場合、現在の施設は普通財産であるため、行政財産への切り替えが前提となる。
- 利用料金制導入に伴う事業所税の課税に関して、総務省「指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて」では、利用料金制により施設の経費のほとんどが賄われている場合には、指定管理者に事業所税が課税されることになる。なお、事業所税は市税であることから、実質的な市への財政貢献額には影響しない。

### 3）賃貸借方式の場合の収支前提

**図表 Ⅲ-20　賃貸借方式の場合の収支の前提**

| 項 目 | | 内 容 |
|---|---|---|
| 市の収支前提 | 初期投資費 | 改修費 |
| | 改修費の資金調達 | ・現在の施設の機能の回復として、改修を５年間（平成27から平成31年まで）かけて実施。改修資金を地方債により調達し、10年で償還<br>・起債充当率75%（残りは一般財源）、起債金利は直近の10年ものを基準として設定 |
| | 収入 | 利便施設賃料収入（直近３年間の実績に基づき算定）<br>事業所税・法人税（市税相当分） |
| | 賃借料 | 改修期間中は減免とした上で、指定管理者制度導入時の納付金総額の 17 年間平均値を賃借料相当額と設定<br>各年の賃借料平均は、約10億円 |
| | 支出 | 長期修繕費（先行事例に基づき、運営期間を通じた負担額を平準化して計上） |
| 運営主体収支前提 | 初期投資費等 | 会社設立費（登記費用等） |
| | 収益 | 利用料金収入、サービス事業収入、その他事業収入<br>・利用者増に連動する収益については、平成27年度から、平成32年度まで各年１%ずつ収入増加を見込む |
| | 費用 | 人件費・委託費・賃借料・修繕費（経常修繕）・光熱水費・その他物件費（直近３年間の実績に基づき算定）<br>・利用者増に連動する変動費については、平成27年度から、平成32年度まで各年１%ずつ費用増加を見込む<br>・人員は、先行事例に基づき、総務事務に係る人員を削減し、営業人員を増強<br>・委託費・光熱水費・その他物件費は、先行事例等により、運営コストの縮減を見込む |
| | 長期修繕 | － |
| | 減価償却費 | － |
| | 公租公課 | 法人税実効税率：40.9%（市税相当分3.367%）<br>事業所税：面積割（600円/㎡） |
| | 配当 | － |

**【特記事項】**

- 改修費調達にあたっては、現状全てを一般財源で賄うことは困難と想定されるため、普通財産であっても起債での調達を前提として算定している。
- 賃借料の設定にあたっては、施設整備に要した投資に対し、事業期間を通じて回収するだけの賃料水準の設定は困難である。
- 現状の施設においては全館使用される催事は少なく、施設の一部改修が収入に及ぼす影響は限定的であるにもかかわらず、賃貸借方式の場合には施設の面積に対して貸付が決まるため、改修期間中に賃借料の減免が生じることとなる（シミュレーションにおいては、市の賃借料収入総額が指定管理の納付金総額と同額に設定しているため、改修期間中の減免額が他の期間の賃借料に上乗せされ、運営期間中の賃借料水準は上昇する。）。
- 賃貸借方式の場合、事業所税が課税される。なお、事業所税は市税であることから、実質的な市への財政貢献額には影響しない。

### 4）施設保有方式の場合の収支前提

図表 Ⅲ-21　施設保有方式の場合の収支の前提

| 項 目 | | 内 容 |
|---|---|---|
| 市の収支前提 | 収入 | 事業所税・固定資産税・法人税（市税相当分） |
| | 支出 | － |
| 運営主体収支前提 | 初期投資費 | 改修費・会社設立費（登記費用等） |
| | 改修費の資金調達 | ・現在の施設の機能の回復として、改修を５年間（平成27から平成31年まで）かけて実施。改修資金を民間借入により調達し、10年で償還<br>・金利は直近の長期プライムレートにリスクを上乗せして設定 |
| | 収益 | 利用料金収入、サービス事業収入、その他事業収入<br>・利用者増に連動する収益については、平成27年度から、平成32年度まで各年１％ずつ収入増加を見込む |
| | 費用 | 人件費・委託費・賃借料・修繕費（経常修繕）・光熱水費・その他物件費<br>(直近３年間の実績に基づき算定)<br>・利用者増に連動する変動費については、平成27年度から、平成32年度まで各年１％ずつ費用増加を見込む<br>・人員は、先行事例に基づき、総務事務人員を削減し、営業人員を増強<br>・委託費・光熱水費・その他物件費は、先行事例等により、運営コストの縮減を見込む |
| | 長期修繕 | 長期修繕費（先行事例に基づき、運営期間を通じた負担額を平準化して計上） |
| | 減価償却費 | 定額法に基づき償却 |
| | 公租公課 | 法人税実効税率：40.9%（市税相当分3.367%）<br>事業所税：面積割（600円/㎡）<br>固定資産税率・都市計画税率：1.7% |
| | 配当 | － |

**【特記事項】**

- 先行事例においては、運営主体（施設保有者）による施設の改修や建替費用の調達が困難であり、大きな課題となっている。
- 施設保有方式の場合、固定資産税・事業所税が課税されるほか、減価償却費を計上することとなる。

## ③ 定量評価（シミュレーション結果）

### １）指定管理者制度のケース（現行方式との比較）

現行方式の場合は、使用料収入から運営主体に委託する管理経費、改修費・長期修繕費を差し引き、事業期間を通じて約 39.5 億円が市の収入となる。

これに対し、指定管理者制度による運営の場合、運営主体の維持管理・運営の効率化及び利用料金制によるインセンティブ導入により、運営主体の収益性が向上した結果、事業期間を通じて約 10.6 億円の税引後利益が見込まれる。指定管理者制度における大阪市の収支については、指定管理者から大阪市へ支払われる納付金や事業所税等の収入から、起債償還及び長期修繕の実施による市の支出を差し引くと、約 42.0 億円が市の収入となり、現行方式より、約 2.5 億円市財政への貢献が見込まれる結果となった。

図表 Ⅲ-22　指定管理者制度

（単位：千円）

□運営主体損益　　▼新体制　　▼改修期間

| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 | H40 | H41 | H42 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | (29年目) | (30年目) | (31年目) | (32年目) | (33年目) | (34年目) | (35年目) | (36年目) | (37年目) | (38年目) | (39年目) | (40年目) | (41年目) | (42年目) | (43年目) | (44年目) | (45年目) | (H26～42年) |
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
| 営業収益 | 利用料金収入/その他収入等 | 1,966,941 | 1,966,941 | 1,986,087 | 2,005,232 | 2,024,378 | 2,043,524 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 34,682,474 |
| 営業費用 | インテックス大阪運営費用 | 814,432 | 811,432 | 815,824 | 820,216 | 824,608 | 829,000 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 14,082,823 |
| | 公租公課（事業所税） | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 1,326,000 |
| | 納付額 | 998,254 | 999,754 | 1,007,131 | 1,014,508 | 1,021,885 | 1,029,262 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 17,473,826 |
| | 営業費計 | 1,890,686 | 1,889,186 | 1,900,955 | 1,912,724 | 1,924,493 | 1,936,262 | 1,948,031 | 1,948,031 | 1,948,031 | 1,948,031 | 1,948,031 | 1,948,031 | 1,948,031 | 1,948,031 | 1,948,031 | 1,948,031 | 1,948,031 | 32,882,648 |
| 税引前当期損益 | | 76,254 | 77,754 | 85,131 | 92,508 | 99,885 | 107,262 | 114,639 | 114,639 | 114,639 | 114,639 | 114,639 | 114,639 | 114,639 | 114,639 | 114,639 | 114,639 | 114,639 | 1,799,826 |
| 法人税 | | 31,188 | 31,802 | 34,819 | 37,836 | 40,853 | 43,870 | 46,887 | 46,887 | 46,887 | 46,887 | 46,887 | 46,887 | 46,887 | 46,887 | 46,887 | 46,887 | 46,887 | 736,129 |
| 当期純損益 | | 45,066 | 45,953 | 50,313 | 54,672 | 59,032 | 63,392 | 67,752 | 67,752 | 67,752 | 67,752 | 67,752 | 67,752 | 67,752 | 67,752 | 67,752 | 67,752 | 67,752 | 1,063,697 |
| 税引後利益累計 | | 45,066 | 91,019 | 141,332 | 196,004 | 255,036 | 318,428 | 386,180 | 453,932 | 521,683 | 589,435 | 657,187 | 724,938 | 792,690 | 860,442 | 928,194 | 995,945 | 1,063,697 | － |

□市収支（指定管理）

| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 | H40 | H41 | H42 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 収入 | 賃料収入（利便施設等） | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 670,752 |
| | 納付金収入 | 998,254 | 999,754 | 1,007,131 | 1,014,508 | 1,021,885 | 1,029,262 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 1,036,639 | 17,473,826 |
| | 税収（事業所税・法人税（市税分）） | 80,799 | 80,854 | 81,124 | 81,395 | 81,666 | 81,937 | 82,207 | 82,207 | 82,207 | 82,207 | 82,207 | 82,207 | 82,207 | 82,207 | 82,207 | 82,207 | 82,207 | 1,392,054 |
| | 収入計 | 1,118,509 | 1,120,064 | 1,127,712 | 1,135,359 | 1,143,007 | 1,150,655 | 1,158,302 | 1,158,302 | 1,158,302 | 1,158,302 | 1,158,302 | 1,158,302 | 1,158,302 | 1,158,302 | 1,158,302 | 1,158,302 | 1,158,302 | 19,536,631 |
| 支出 | 一般財源 | 0 | 650,000 | 650,000 | 650,000 | 650,000 | 650,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,250,000 |
| | 起債償還額（元利金） | 0 | 0 | 211,447 | 422,893 | 634,340 | 845,787 | 1,057,233 | 1,057,233 | 1,057,233 | 1,057,233 | 1,057,233 | 1,057,233 | 845,787 | 634,340 | 422,893 | 211,447 | 0 | 10,572,332 |
| | 長期修繕（平準化） | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 1,514,889 |
| | 支出計 | 89,111 | 739,111 | 950,558 | 1,162,004 | 1,373,451 | 1,584,898 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 934,898 | 723,451 | 512,004 | 300,558 | 89,111 | 15,337,221 |
| 収支（各年） | | 1,029,398 | 380,953 | 177,154 | ▲ 26,645 | ▲ 230,444 | ▲ 434,243 | 11,958 | 11,958 | 11,958 | 11,958 | 11,958 | 11,958 | 223,405 | 434,851 | 646,298 | 857,745 | 1,069,191 | 4,199,410 |
| 収支（累計） | | 1,029,398 | 1,410,350 | 1,587,504 | 1,560,859 | 1,330,415 | 896,172 | 908,130 | 920,088 | 932,046 | 944,004 | 955,962 | 967,920 | 1,191,325 | 1,626,176 | 2,272,474 | 3,130,219 | 4,199,410 | － |

■現行方式の場合の市の収支

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 従来型使用料・賃料収入 | 1,654,983 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 28,369,720 |
| 管理委託経費 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 9,085,619 |
| 改修・長期修繕費 | 89,111 | 739,111 | 950,558 | 1,162,004 | 1,373,451 | 1,584,898 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 934,898 | 723,451 | 512,004 | 300,558 | 89,111 | 15,337,221 |
| 従来型収支（使用料収入－管理経費－改修・長期修繕費） | 1,031,424 | 396,112 | 184,665 | ▲ 26,782 | ▲ 238,228 | ▲ 449,675 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | 200,325 | 411,772 | 623,218 | 834,665 | 1,046,112 | 3,946,879 |

■現行方式と比較した市財政への貢献

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 17年間の市収支（指定管理者制度）－従来型財政収支 | ▲ 2,026 | ▲ 15,159 | ▲ 7,511 | 136 | 7,784 | 15,432 | 23,080 | 23,080 | 23,080 | 23,080 | 23,080 | 23,080 | 23,080 | 23,080 | 23,080 | 23,080 | 23,080 | 252,531 |

### 2）賃貸借方式のケース（現行方式との比較）

現行方式の場合は、使用料収入から管理経費、改修費・長期修繕費を差し引き、事業期間を通じて約 39.5 億円が市の収入となる。

これに対し、賃貸借方式による運営の場合、指定管理者制度と同様、運営主体の維持管理・運営の効率化及び施設の利用料の直接収受によりインセンティブ導入により、運営主体の収益性が向上した結果、事業期間を通じて約 10.6 億円の税引後利益が見込まれる。賃貸借方式における大阪市の収支については、運営主体から大阪市へ支払われる施設の賃借料や事業所税等の収入から、起債償還及び長期修繕の実施による市の支出を差し引くと、約 42.0 億円が市の収入となり、現行方式より、約 2.5 億円市財政の貢献が見込まれる結果となった。

なお、賃貸借方式の賃借料の総額は、指定管理者制度による納付金とほぼ同額となる水準を設定しているが、指定管理者制度の場合、固定+歩合分となっており、売上の増加が見込みにくい初年度（平成 26 年度）には、納付額が若干他の年度より少なくなる。一方で、賃貸借方式は賃借料が固定され、かつ改修期間中の減免相当額が他の運営期間中の賃借料に上乗せされているために、初年度に赤字が発生している点に留意が必要である。

## 図表 Ⅲ-23　賃貸借方式

（単位：千円）

**□運営主体損益**

▼新体制　▼改修期間

| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 | H40 | H41 | H42 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | (29年目) | (30年目) | (31年目) | (32年目) | (33年目) | (34年目) | (35年目) | (36年目) | (37年目) | (38年目) | (39年目) | (40年目) | (41年目) | (42年目) | (43年目) | (44年目) | (45年目) | (H26～42年) |
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
| 営業収益 | 利用料金収入/その他収入等 | 1,966,941 | 1,966,941 | 1,986,087 | 2,005,232 | 2,024,378 | 2,043,524 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 34,682,474 |
| 営業費用 | インテックス大阪運営費用 | 814,432 | 811,432 | 815,824 | 820,216 | 824,608 | 829,000 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 833,392 | 14,082,823 |
| | 公租公課（事業所税） | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 1,326,000 |
| | 施設の賃貸料 | 1,092,114 | 873,691 | 873,691 | 873,691 | 873,691 | 873,691 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 17,473,826 |
| | 営業費計 | 1,984,546 | 1,763,123 | 1,767,515 | 1,771,907 | 1,776,299 | 1,780,691 | 2,003,506 | 2,003,506 | 2,003,506 | 2,003,506 | 2,003,506 | 2,003,506 | 2,003,506 | 2,003,506 | 2,003,506 | 2,003,506 | 2,003,506 | 32,882,648 |
| 税引前当期損益 | | ▲ 17,606 | 203,817 | 218,571 | 233,325 | 248,079 | 262,833 | 59,164 | 59,164 | 59,164 | 59,164 | 59,164 | 59,164 | 59,164 | 59,164 | 59,164 | 59,164 | 59,164 | 1,799,826 |
| 法人税 | | 0 | 83,361 | 89,396 | 95,430 | 101,464 | 107,499 | 24,198 | 24,198 | 24,198 | 24,198 | 24,198 | 24,198 | 24,198 | 24,198 | 24,198 | 24,198 | 24,198 | 743,329 |
| 当期純損益 | | ▲ 17,606 | 120,456 | 129,176 | 137,895 | 146,615 | 155,334 | 34,966 | 34,966 | 34,966 | 34,966 | 34,966 | 34,966 | 34,966 | 34,966 | 34,966 | 34,966 | 34,966 | 1,056,496 |
| 税引後利益累計 | | ▲ 17,606 | 102,851 | 232,026 | 369,921 | 516,536 | 671,870 | 706,836 | 741,802 | 776,768 | 811,734 | 846,700 | 881,666 | 916,632 | 951,598 | 986,564 | 1,021,530 | 1,056,496 | － |

**□市収支（賃貸借方式）**

| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 | H40 | H41 | H42 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 収入 | 賃料等収入（利便施設等） | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 39,456 | 670,752 |
| | 施設の賃借料収入 | 1,092,114 | 873,691 | 873,691 | 873,691 | 873,691 | 873,691 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 1,092,114 | 17,473,826 |
| | 税収（事業所税・法人税（市税分）） | 78,000 | 85,480 | 86,022 | 86,563 | 87,105 | 87,646 | 80,171 | 80,171 | 80,171 | 80,171 | 80,171 | 80,171 | 80,171 | 80,171 | 80,171 | 80,171 | 80,171 | 1,392,700 |
| | 収入計 | 1,209,570 | 998,627 | 999,169 | 999,710 | 1,000,252 | 1,000,793 | 1,211,741 | 1,211,741 | 1,211,741 | 1,211,741 | 1,211,741 | 1,211,741 | 1,211,741 | 1,211,741 | 1,211,741 | 1,211,741 | 1,211,741 | 19,537,277 |
| 支出 | 一般財源 | 0 | 650,000 | 650,000 | 650,000 | 650,000 | 650,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,250,000 |
| | 起債償還額（元利金） | 0 | 0 | 211,447 | 422,893 | 634,340 | 845,787 | 1,057,233 | 1,057,233 | 1,057,233 | 1,057,233 | 1,057,233 | 1,057,233 | 845,787 | 634,340 | 422,893 | 211,447 | 0 | 10,572,332 |
| | 長期修繕（平準化） | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 1,514,889 |
| | 支出計 | 89,111 | 739,111 | 950,558 | 1,162,004 | 1,373,451 | 1,584,898 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 934,898 | 723,451 | 512,004 | 300,558 | 89,111 | 15,337,221 |
| 収支（各年） | | 1,120,459 | 259,516 | 48,611 | ▲ 162,294 | ▲ 373,199 | ▲ 584,104 | 65,397 | 65,397 | 65,397 | 65,397 | 65,397 | 65,397 | 276,844 | 488,290 | 699,737 | 911,184 | 1,122,630 | 4,200,056 |
| 収支（累計） | | 1,120,459 | 1,379,975 | 1,428,586 | 1,266,292 | 893,093 | 308,989 | 374,386 | 439,783 | 505,180 | 570,577 | 635,974 | 701,371 | 978,215 | 1,466,505 | 2,166,242 | 3,077,426 | 4,200,056 | － |

**■現行方式の場合の市の収支**

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 従来型使用料・賃料収入 | 1,654,983 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 28,369,720 |
| 管理委託経費 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 9,085,619 |
| 改修・長期修繕費 | 89,111 | 739,111 | 950,558 | 1,162,004 | 1,373,451 | 1,584,898 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 934,898 | 723,451 | 512,004 | 300,558 | 89,111 | 15,337,221 |
| 従来型収支（使用料収入－管理経費－改修・長期修繕費） | 1,031,424 | 396,112 | 184,665 | ▲ 26,782 | ▲ 238,228 | ▲ 449,675 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | 200,325 | 411,772 | 623,218 | 834,665 | 1,046,112 | 3,946,879 |

**■現行方式と比較した市財政への貢献**

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 17年間の市収支（賃貸借方式）－従来型財政収支 | 89,035 | ▲ 136,595 | ▲ 136,054 | ▲ 135,513 | ▲ 134,971 | ▲ 134,430 | 76,519 | 76,519 | 76,519 | 76,519 | 76,519 | 76,519 | 76,519 | 76,519 | 76,519 | 76,519 | 76,519 | 253,177 |

### ３）施設保有方式のケース（現行方式との比較）

現行方式の場合は、使用料収入から管理経費、改修費・長期修繕費を差し引き、事業期間を通じて約 39.5 億円が市の収入となる。

これに対し、施設保有方式の場合、指定管理者制度や賃貸借方式にみられる納付金や賃借料の市への支払いは発生しないが、民間調達による利払費用、減価償却費、固定資産税の負担により、事業期間を通じた税引前損失の累計は 151.8 億円の赤字である。償却前損益では黒字を確保しているが、事業の安定性には課題がある。

また、施設保有方式における大阪市の収支については、運営主体から大阪市へ支払われる事業所税・固定資産税収入に対し、資金調達や長期修繕に伴う支出は生じないため、事業期間を通じて約 43.3 億円が市の収入となり、現行方式より、約 3.9 億円市財政の貢献が見込まれる結果となっている。ただし、先に述べたとおり運営主体は赤字であり、今後、継続的・安定的なインテックス大阪の運営のためには、市の財政面での支援なくして、設備の更新や建替などの今後の投資は困難といえる。

## 図表 Ⅲ-24　施設保有方式

（単位：千円）

**□運営主体損益**　　▼新体制　　▼改修期間

| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 | H40 | H41 | H42 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | (29年目) | (30年目) | (31年目) | (32年目) | (33年目) | (34年目) | (35年目) | (36年目) | (37年目) | (38年目) | (39年目) | (40年目) | (41年目) | (42年目) | (43年目) | (44年目) | (45年目) | (H26～42年) |
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
| 営業収益 | 利用料金収入/その他収入等 | 1,966,941 | 1,966,941 | 1,986,087 | 2,005,232 | 2,024,378 | 2,043,524 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 2,062,670 | 34,682,474 |
| 営業費用 | インテックス大阪運営費用 | 774,976 | 771,976 | 776,368 | 780,760 | 785,152 | 789,544 | 793,936 | 793,936 | 793,936 | 793,936 | 793,936 | 793,936 | 793,936 | 793,936 | 793,936 | 793,936 | 793,936 | 13,412,071 |
| | 長期修繕（平準化） | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 89,111 | 1,514,889 |
| | 支払利息 | 0 | 0 | 52,000 | 99,251 | 141,658 | 179,124 | 211,551 | 186,837 | 161,629 | 135,917 | 109,690 | 82,939 | 55,653 | 33,610 | 16,915 | 5,675 | 0 | 1,472,449 |
| | 公租公課：事業所税 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 1,326,000 |
| | 公租公課：固定資産税 | 247,297 | 265,758 | 281,271 | 293,628 | 302,585 | 307,858 | 273,710 | 239,562 | 205,414 | 171,266 | 137,117 | 102,969 | 68,821 | 51,616 | 34,411 | 17,205 | 0 | 3,000,487 |
| | 減価償却費 | 1,514,094 | 1,514,094 | 1,687,427 | 1,873,141 | 2,073,141 | 2,289,808 | 2,008,710 | 2,008,710 | 2,008,710 | 2,008,710 | 2,008,710 | 2,008,710 | 2,008,710 | 1,012,078 | 1,012,078 | 1,012,078 | 1,012,078 | 29,060,989 |
| | 費用計 | 2,703,478 | 2,718,939 | 2,964,178 | 3,213,891 | 3,469,647 | 3,733,445 | 3,455,018 | 3,396,156 | 3,336,800 | 3,276,939 | 3,216,565 | 3,155,666 | 3,094,231 | 2,058,351 | 2,024,451 | 1,996,006 | 1,973,125 | 49,786,885 |
| 税引前損益 | | ▲ 736,538 | ▲ 751,998 | ▲ 978,091 | ▲ 1,208,659 | ▲ 1,445,269 | ▲ 1,689,921 | ▲ 1,392,348 | ▲ 1,333,486 | ▲ 1,274,130 | ▲ 1,214,269 | ▲ 1,153,895 | ▲ 1,092,995 | ▲ 1,031,561 | 4,319 | 38,219 | 66,664 | 89,545 | ▲ 15,104,411 |
| 法人税支払額 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,767 | 15,632 | 27,266 | 36,624 | 81,288 |
| 税引後利益 | | ▲ 736,538 | ▲ 751,998 | ▲ 978,091 | ▲ 1,208,659 | ▲ 1,445,269 | ▲ 1,689,921 | ▲ 1,392,348 | ▲ 1,333,486 | ▲ 1,274,130 | ▲ 1,214,269 | ▲ 1,153,895 | ▲ 1,092,995 | ▲ 1,031,561 | 2,553 | 22,588 | 39,399 | 52,921 | ▲ 15,185,699 |
| 税引後利益累計 | | ▲ 736,538 | ▲ 1,488,535 | ▲ 2,466,627 | ▲ 3,675,286 | ▲ 5,120,554 | ▲ 6,810,475 | ▲ 8,202,823 | ▲ 9,536,309 | ▲ 10,810,439 | ▲ 12,024,708 | ▲ 13,178,603 | ▲ 14,271,598 | ▲ 15,303,159 | ▲ 15,300,606 | ▲ 15,278,019 | ▲ 15,238,620 | ▲ 15,185,699 | － |
| 【参考】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 償却前損益 | | 777,556 | 762,096 | 709,336 | 664,482 | 627,873 | 599,887 | 616,362 | 675,224 | 734,581 | 794,441 | 854,816 | 915,715 | 977,149 | 1,016,397 | 1,050,297 | 1,078,742 | 1,101,623 | 13,956,579 |

**□市収支（施設保有方式）**

| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 | H40 | H41 | H42 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 収入 | 税収（事業所税・固定資産税・法人税（市税）） | 325,297 | 343,758 | 359,271 | 371,628 | 380,585 | 385,858 | 351,710 | 317,562 | 283,414 | 249,266 | 215,117 | 180,969 | 146,821 | 129,774 | 113,813 | 97,652 | 81,286 | 4,333,781 |
| | 収入計 | 325,297 | 343,758 | 359,271 | 371,628 | 380,585 | 385,858 | 351,710 | 317,562 | 283,414 | 249,266 | 215,117 | 180,969 | 146,821 | 129,774 | 113,813 | 97,652 | 81,286 | 4,333,781 |
| 支出 | 一般財源 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 支出計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収支（各年） | | 325,297 | 343,758 | 359,271 | 371,628 | 380,585 | 385,858 | 351,710 | 317,562 | 283,414 | 249,266 | 215,117 | 180,969 | 146,821 | 129,774 | 113,813 | 97,652 | 81,286 | 4,333,781 |
| 収支（累計） | | 325,297 | 669,055 | 1,028,326 | 1,399,954 | 1,780,539 | 2,166,397 | 2,518,106 | 2,835,668 | 3,119,082 | 3,368,347 | 3,583,465 | 3,764,434 | 3,911,255 | 4,041,030 | 4,154,843 | 4,252,495 | 4,333,781 | － |

**■現行方式の場合の市の収支**

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 従来型使用料・賃料収入 | 1,654,983 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 1,669,671 | 28,369,720 |
| 管理委託経費 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 534,448 | 9,085,619 |
| 改修・長期修繕費 | 89,111 | 739,111 | 950,558 | 1,162,004 | 1,373,451 | 1,584,898 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 1,146,344 | 934,898 | 723,451 | 512,004 | 300,558 | 89,111 | 15,337,221 |
| 従来型収支（使用料収入－管理経費－改修・長期修繕費） | 1,031,424 | 396,112 | 184,665 | ▲ 26,782 | ▲ 238,228 | ▲ 449,675 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | ▲ 11,121 | 200,325 | 411,772 | 623,218 | 834,665 | 1,046,112 | 3,946,879 |

**■現行方式と比較した市財政への貢献**

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 17年間の市収支（施設保有方式）－従来型財政収支 | ▲ 706,126 | ▲ 52,354 | 174,606 | 398,410 | 618,813 | 835,533 | 362,831 | 328,683 | 294,535 | 260,387 | 226,239 | 192,091 | ▲ 53,504 | ▲ 281,997 | ▲ 509,405 | ▲ 737,013 | ▲ 964,825 | 386,902 |

【（参考）施設の整備・運営を民間事業者が直接実施した場合】

【前提条件】

・民間運営主体が自ら資金を調達し、施設の初期投資から維持管理・運営・改修等を行う。

・運営期間は45年間。

・初期投資費を民間から調達し、10年毎に借り換えながら40年償還。

・改修費は21年目から実施。改修費以外の長期修繕費は事業期間を通じて計上。

≪シミュレーション結果≫

- 減価償却費のみならず、起債よりも高い利払費用、固定資産税の負担など、償却前損益で見ても赤字であり、事業としても成り立たないのが現状である。
- 施設保有型による運営を行った場合、将来の建替えの時期には、施設整備費（金利、固定資産税等）が大きくなることが予測される。
- コンベンション施設は、社会的インフラという側面が強い点が特徴である。単純に事業性成立の可否のみで評価することは適切ではなく、経済的な効果と合わせ評価を行い、大阪市としての支援を行っていく必要がある。

### １）定性評価

**【公共性の担保について】**

現行方式の場合は、公共性の担保という観点では確実性が高く、リピーター毎のニーズに合った対応や施設の管理運営ノウハウの蓄積を有している点が評価できるが、創意工夫の余地と収益力強化のインセンティブに関しては、今以上の改善の可能性があるといえる。

指定管理者の場合には、地方自治法に基づく指定管理者として運営を行うこととなり、大阪市の「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」に基づき、運営を行うこととなる。これに加え、実務上、大阪市と運営主体の間で、モニタリングの考え方・手続きなどを取り決めて実行することで、公共性の担保は可能といえる。ただし、指定管理者制度を導入するにあたっては、行政財産化の手続きが必要となる。

賃貸借方式の場合には、運営主体の選定にあたっては、総合評価型による選定が前提となる。価格競争（入札）による選定では、市の施策への配慮を求めることが不可能となる。また法令や大阪市におけるガイドライン、運営に係る指針が存在しないため、モニタリング、債務不履行時の対応、契約解除の手続きなど、あらかじめ契約条件に盛り込む必要がある。また、普通財産の改修には、財源の確保が課題である。

施設保有方式の場合、公共性の担保は、大阪市が所有者である運営主体の経営への参画の度合いにより異なってくる。大阪市が資本・人事面で経営参画を行う場合には、公共性に配慮された運営は可能といえるが、一切の経営参画（資本・人事面での参画）が無い場合には、困難となる。

**【収益力向上のインセンティブ及び最適なリスク分担】**

運営主体が、委託料の範囲で運営を行い、使用料の徴収代行を行う現行方式の場合、稼働率向上のインセンティブが働きにくいのが課題である。現行の運営主体は、施設管理のノウハウを有していると評価できるが、一方で、今後、企画・営業に関して組織的に展開し、一層のノウハウを向上させる余地があるといえる。こうした課題を解決するという意味では、公募による選定は競争性を促すことは有効といえる。

ドイツのコンベンション施設の運営主体のケースのように、施設の管理運営から自主企画・催事の誘致などの営業力を備えたプレーヤーは、国内に存在しないのが現状である。今後、国際競争が激化するコンベンション施設のマーケットにおいて、民間オーガナイザー等の連携など、連携を行える方式を採用することが望ましい。こうした自主企画や誘致を支えるサービスの一つとして、料金体系の柔軟性やインセンティブ導入は位置づけられ、新体制移行後の運営主体が、柔軟な料金体系を設定し、料金を直接収受できる手法（指定管理者制度・賃貸借方式・施設保有方式）を採用する方が、収益力強化の向上のインセンティブとなり、創意工夫が生まれる余地があるものと期待される。

ただし、運営主体側に過度にリスクを移転した場合、民間事業者のインテックス大阪の運営への連携・参画意欲が損なわれる可能性が生じるほか、事業破綻による事業中断リスクが生じるおそれがある。施設保有方式の場合、課税や民間借入に伴う運営コストの増大という点から、最もリスクが高いと言える。財務面から見ても、施設を保有する運営主体には、建替費用を負担するだけの経営体力が無く、将来の建替に関して、大阪市が一民間企業である運営主体のために費用負担をすることに理解が得られなくなるおそれがあり、この点についても課題である。

### 2）総合評価

現行方式は、公共性の担保という観点では確実性が高く、リピーター対応や施設の管理運営ノウハウの蓄積を有している点が評価できるが、創意工夫の余地と収益力強化のインセンティブに関しては、今以上の改善の余地があるといえる。定量的には、現状のままでは、大阪市の財政への貢献は限定的であるが、使用料収入の実績に対するインセンティブ制度の導入や、料金設定の弾力性など、集客向上に向けたインセンティブの導入により公益性を担保しながら集客のインセンティブを上げる効果を期待することができる。

指定管理者制度は、起債による調達が可能であること、歩合等による柔軟な利用料金収入の市への納付が、市財政への貢献が見込まれること、公益性の担保が可能という観点から、導入により公益性を担保しながら集客のインセンティブを上げる効果を期待することができる。ただし、導入に当たっては、行政財産化の手続きが前提となる。

賃貸借方式は、現行の普通財産のままでの事業実施が可能であること、大阪市の財政へ貢献することが見込まれることなど、定量的・定性的に評価できる。ただし、導入にあたっては、改修財源の調達、市場原理に基づいた賃料の設定、プロポーザルによる運営主体の選定など課題を解決できる場合には、導入の効果が期待できる。

施設保有方式の場合は、事業所税に加えて、固定資産税が市の財政に貢献するものと期待される。ただし、運営主体自らが資金を調達し、起債よりも高額の利払費用を負担することとなるが、運営主体の経営は、そのままでは厳しい状況に置かれることになる。このため、大阪市として、将来の建替え時の支援も含め、資本面や人事面での運営主体への財政支援や経営参画の方針を定めることで、実施の可能性は出てくる。

インテックス大阪の運営は、経済波及効果分析において示したように、主催者、出展者、来場者等の消費による経済効果が雇用、税収に及ぼす効果が大きい事業である。過度に大阪市への財政貢献度や収益性を追求するあまりに、過大なリスクを運営主体側に移転すると、リスクが提案価格にはね返るおそれがあること、入札不調に陥るおそれがあること、事業実施に至っても事業継続が困難になるおそれがあることから、以後検討に当たっては、民間事業者の参画条件や意向把握の深度化を行い、リスクの最適化を行うことが条件となる。

## ⑵　今後の公募に向けた検討事項

### ①　今後の公募に向けた論点の抽出

今後は、これまでの検討を踏まえて、府市一帯となった施策の推進を見据える必要がある。

大阪市として公募による競争性を導入する場合には、以下の視点から選定を行う必要がある。

図表 Ⅲ-25　今後の公募に向けた検討事項

| 項目 | 公募の視点 | 留意点 |
|---|---|---|
| 参加資格 | ・資格要件においてどの程度の実績を求めるかについては、導入までに、民間事業者と対話をしながら参画を促すための検討を行い、決定する必要がある。<br>・多様な主体によるフォーメーションを可能とする配慮が必要。 | ・現在国内の大規模コンベンション施設は、公共的な施設として運営されているものがほとんどであり、運営実績を有する民間事業主体は少ないのが現状である。<br>・可能な限り、幅広い事業者の参画を促す必要がある。（極端にハードルの高い資格や実績を求めると、競争性が働かない。） |
| 事業期間 | ・施設は、数年前（長いもので３～４年程度前）から予約が入るのが特徴である。運営主体が予約を獲得するインセンティブを得るためには、５年以上の事業期間を確保することが望ましい。（例えば、指定管理者制度を導入する場合、大阪市のガイドラインでは４年間が標準指定期間であるが、インテックス大阪への導入にあたっては、指定期間の延長を視野にいれた検討も必要。） | ・４年間の場合、営業の効果が発揮される前に運営主体が交代となる可能性がある。（事業インセンティブの欠如）<br>・改修計画の策定と実施にあたっては、民間事業者の意向を把握した上で、最も実現可能性（参画可能性）の高い改修計画・スケジュール・事業期間を設けることが必要となる。 |
| 事業範囲 | ・公的な施設としてインテックス大阪が担うべき業務がある場合には、仕様（要求水準）として定める。<br>・可能な限り施設の現況、維持管理状況、運営状況（イベントや利用者の状況）など、ハード・ソフトともに適切な情報開示を行う。 | ・災害時の市との連携など、市の直接指揮下に入る場合には、その旨市の考え方を記載。<br>・適切な情報が無い場合、事業者の見積もりに影響するほか、引継ぎに多大な支障を来たすおそれがある。また、場合によっては、災害時の連携も困難となるおそれもある。 |
| 官民リスク分担 | ・民間事業者が事業撤退時、破綻時、不可抗力時に備えて、契約等で方針を示しておく。<br>・適切に義務が履行されない場合に備え、モニタリングに関する考え方も定める。 | ・バックアップサービサーの確保や、予約金の取扱など、利用者サービスへの支障を最小化する必要がある。 |
| 評価 | ・評価については、施設管理（ハード）、運営計画（ソフト）、経営（財務）の視点から、特に重視する点について提案させ、定性評価を行う。<br>・現行の大阪市のガイドライン等に準じた形態とし一定の整合を図りながらも、収益事業の比率が高いインテックス大阪の特性に配慮し、高い企画・提案及びその実現可能性、並びに事業リスクに対する対応策などを特に評価することが望ましい。 | ・事業者が実施すべき当たり前のことは、当然守るべき義務として仕様（要求水準）を示し契約で縛り、あえて評価対象としない。特に提案を期待する点に評価を絞り、事業者を選定する。 |

### ⑶　公募により想定される課題・対応策等

#### ①　公募による選定に伴う課題

以下は、インテックス大阪において、公募により運営主体が交代することに伴う課題について分析したものである。

公募により期限を定めて運営主体と契約した場合には、その後の事業継続のモチベーション、前期・次期運営主体への引継ぎが課題として想定される。一般的に展示場では、開催より数年前から施設の予約がなされるケースが多いが、今後、大型の催事を誘致した場合には、予約が開催年度の４、５年以上前となる可能性もある。こうした点に鑑みると、数年程度の短期契約では、運営開始直後に誘致を行い予約を受け付けても、催事の実施に至る前に運営主体が交代となる可能性もでてくる。この場合、誘致する主体とサービスの実施主体が異なることから、スムーズなサービスの提供及び実績に対する評価・モニタリングの実施が難しくなる。このため、短すぎない程度の適度な契約期間を設定することが望ましい。

大型集客施設の場合、半年程度の引継ぎ期間を確保することが望ましいとされているが、運営期間を短く設定することで、運営主体公募の頻度が上がると、引継ぎ業務に係るコストが増加し、結果として大阪市側のコストに影響することにも留意が必要である。

**図表 Ⅲ-26　運営主体の公募を行う場合の検討課題**

| | 課題 | 課題分析 |
|---|---|---|
| 公募により運営主体を指定 | **事業継続のモチベーション維持（契約期間を超える誘致案件の取組み動機の低下の懸念）** | ・契約期間を超える誘致案件について、契約期間を超える先の施設の予約の受付は、直接的なインセンティブとはならないが、次期運営主体として継続契約のための間接的なインセンティブとなりうる。<br>・ただし、運営主体による運営期間中に次期の運営主体の公募がなされ、当該期の運営主体と異なる運営主体が落札者（優先交渉権者）となった時から、次期運営主体による運営開始までの間に、営業・予約・サービス提供のモチベーションの低下が想定される。（自社の顧客を次期運営主体に奪われるため。） |
| | **前期運営主体・次期運営主体への引継ぎ** | ・業務範囲が多岐に渡り、かつ特殊な設備を有する施設であること、オペレーションが複雑であることから、引継ぎ業務の負担は極めて膨大である。 |

### ② 先行事例にみるリスク分担（需要変動リスクと修繕に係るリスクの考え方について）

官民の料金収入に係るインセンティブ導入と修繕に関して、図表Ⅲ-28 に示すとおり、主要な先行事例の現状について分析を行った[1]。（なお、公表されている先行事例が指定管理者制度又はＰＦＩ事業であるため、これら二つの方式について整理を行っているが、総合評価型に共通して適用が可能といえる。）

一般的に、指定管理者は維持管理・運営のみで事業期間が短い（３～５年が標準期間）のに対し、ＰＦＩ事業は、自ら民間資金などから借り入れて資金調達を行い、設計・建設・維持管理・運営を長期（10 年～20 年が標準期間）包括的に行うことから、後者の方が、より事業リスクが高いのが特徴である。また指定管理者は、既存の施設・設備の構造を所与として、既存の枠組み（制約）の中で運営業務の提案を行うが、ＰＦＩ事業の場合には、性能発注に基づき、公共の求める要求水準に従って施設を整備するとともに、公共の方針上認められる範囲において民間事業者が最も運営を行いやすいハード及びソフトを選択しているという点も、異なっている。

#### １）先行事例に見る料金収入に係るインセンティブ導入と需要リスクの捉え方

指定管理者制度に関しては、維持管理・運営業務に対する指定管理業務に係る経費から利用料金収入を差し引いた額が指定管理料として支払われるケースが多い。なお、集客施設である布引ハーブ園のケースに関しては、指定管理者が直接収受する利用料金制を採用していないが[2]、こうしたケースにおいても、インセンティブをもたせるべく、収入目標額を提案させ、提案額を超えるものについては、超過分の 50%以上（具体的な比率は民間事業者に提案させている）を納付し、下回る分については補填しないとするスキームを採用している。

また、ＰＦＩ事業においては、利用料金制・使用料制の両方が存在しており、使用料制の場合には、利用者数や稼働率などから指標を求めて、サービス対価の増額・減額を行っている。こうした手法をとる場合には、利用者数及び稼働率など、信頼できるデータの取得方法・算定根拠を明らかにしておくこと、また実務的な観点から、できるだけ指標は簡便で誰にでも分かりやすいことが求められる。利用料金制の場合、長期にわたり利用料金制における需要変動をすべて民間に移転することは極めてリスクが高く、過度に移転した場合には、ＰＦＩ事業のみを事業の収入とするＳＰＣ（特別目的会社）の事業継続が危ぶまれることから、官民双方でリスク分担を行っている。

このように、インセンティブと需要リスクは表裏一体であり、大阪市において導入するうえでは、事業の安定性に配慮したうえで、官民でＷｉｎ-Ｗｉｎとなるインセンティブの仕組みの導入が望ましい。

---

[1] 現時点で利用料金制やインセンティブの仕組みを採用するコンベンション施設がほとんど無いため、文化施設や体育施設など、大型の集客施設を中心に、事例を収集している。

[2] 公募資料においては、料金の取扱について「利用料金制」という名称を用いているが、実態は、民間事業者が直接収受する仕組みではなく、徴収代行となっているため、本調査においては、「利用料金制を導入せず」として分類している。

### 2）先行事例に見る修繕に係る官民リスク分担の捉え方

指定管理者制度の場合、通常整備後一定年数が経過した施設の指定管理者を募集することが多いため、既存の施設の修繕実績から、修繕の上限額を決めて指定管理者の業務の範囲とするケースが多い[3]。

コンベンション施設は一般の公共施設と異なり、大型施設であること、特殊な設備を有することから、点検・補修に多額のコストを要する施設であることが特徴といえる。一般の公共施設では、指定管理者の修繕費の上限は、30 万円～100 万円の範囲で設定されるのが標準的であるが、来場者が多く、かつ特殊機材の設営などが伴うコンベンション施設の場合には、修繕費の上限はおのずと高くなる。下表は、千葉県日本コンベンションセンター国際展示場の修繕費のリスク分担の考え方であり、上限額を 250 万円としている。

ＰＦＩ事業のように、整備主体と維持管理業務を行う主体が同一の主体の場合には、修繕業務は民間事業者の業務範囲となり、帰責事由に応じて負担することとなる。

本事業においては、帰責事由に応じた負担が望ましいと考えられるが、整備主体と運営主体が別であることから、劣化等の運営主体の責めによらない事由による修繕費のすべてを民間に負担させるのは適切ではない。実務上、上限を設けて民間事業者に負担させることが一般的な手法であるが、具体的な上限金額に関しては、現在のインテックス大阪の建物等診断を行うなどして、施設の状況を的確に把握して決定することが望ましい。

**図表 Ⅲ-27　千葉県日本コンベンションセンター国際展示場における修繕費の考え方**

| | 内容 | 公共 | 運営主体 |
|---|---|---|---|
| 施設・設備の損傷 | 経年劣化によるもの（１回の修繕につき、概ね 250 万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のもの） | | ○ |
| | 〃（上記以外） | ○ | |
| | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（１回の修繕につき、概ね 250 万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のもの） | | ○ |
| | 〃（上記以外） | ○ | |

[3] ホルトホール大分の場合、指定管理者とは別に、施設の整備を行った主体としてＳＰＣがホルトホール大分の整備及び保守等の維持管理を実施し、修繕業務を含めてＳＰＣの業務範囲としている。指定管理者は、基本的に運営業務のみであり、帰責事由に応じて修繕費を負担する。

## 図表 Ⅲ-28　各種集客施設における修繕費の取扱及び利用料金収入に係るインセンティブ導入の考え方

| 施設名（管理主体） | 施設の内容 | 施設規模 | 事業手法 | 開業年 | 修繕の考え方 | 修繕限度額 | 利用料金制 | 収入の仕組み・インセンティブの考え方 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ホルトホール大分<br>（大分市） | ホール、図書館、まちづくり情報プラザ、保育所、総合社会福祉センター | 敷地面積 18, 970. 61㎡<br>建 物 構造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建<br>建築面積 14, 358. 45㎡<br>延床面積 38, 430. 54㎡（うち、民間収益施設 1,525.88 ㎡） | 指定管理者制度 | 平成23年3月末に建設着手、開業予定は平成25年7月<br>（平成24年1月5日に指定管理者公募）<br>（指定期間2年9ヶ月） | 修繕費は指定管理者の業務に含まれる。<br>本施設又は設備について、指定管理者の責により毀損した場合の修繕料は、指定管理者の負担となる。<br>なお、本施設又は設備が指定管理者以外の責により毀損した場合の修繕料は、市が別途契約をしているSPC（ホルトホール大分の整備主体で、維持管理を担う。）またはその責のある者の負担。 | － | 導入 | 指定管理経費から利用料金収入・自主事業収入を差し引いた額が指定管理料となる。光熱水費は市が負担。 |
| 泉南市立文化ホール<br>（泉南市） | ホール、図書館 | 鉄筋コンクリート造地上3階<br>延床面積 4,940.910 ㎡<br>敷地面積 9,595.760 ㎡<br>（駐車場含む） | 指定管理者制度 | 昭和 59 年<br>（指定期間5年間） | 修繕費は指定管理者の業務に含まれる。<br>管理施設の修繕等については、日常の管理業務の中で発生する修繕等に係る費用で、原則として、1件（合理的な理由のある施工単位）につき、30万円（消費税を含む）未満のものは、指定管理者が実施。 | 30万円 | 導入 | 管理運営経費（管理者の自主事業に係る経費を除く）から、利用料金収入・自主事業収入を差し引いた額が指定管理料となる。 |
| 神奈川県立かながわアートホール<br>（神奈川県） | ホール、スタジオ | 駐 車場：25台<br>建築面積：1, 948. 58㎡<br>延床面積：2, 618. 02㎡<br>敷地面積：4, 273. 23㎡ | 指定管理者制度 | 平成4年<br>（指定期間5年間） | 修繕費は指定管理者の業務に含まれる。<br>指定管理者の故意または重大な過失によるもの、経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（100 万円未満の小規模なもの）は指定管理者負担。（施設・設備の設計・構造上の原因によるもの、年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（100 万円を超えるもの）は公共が負担。 | 100 万円 | 導入 | 管理運営経費から、利用料金収入・企業協賛金収入を差し引いた額が指定管理料となる。自主事業は指定管理業務の範囲外。<br>（利用料金収入を自主事業の経費に充当することは認めない。） |
| 山梨県立県民文化ホール<br>（山梨県） | ホール | 敷地面積 約 21,635 ㎡<br>建築面積 約 9,259 ㎡<br>延床面積 約 20,018 ㎡<br>構造 地上4階、地下1階、塔屋1階、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り | 指定管理者制度 | 昭和57年<br>（指定期間5年間） | 修繕費は指定管理者の業務に含まれる。<br>修繕は、1件60万円未満は指定管理者が実施。60万円以上の修繕は公共が実施。<br>資本的修繕・改修のうち、指定管理者が希望する場合は指定管理者、それ以外は公共が実施。 | 60万円 | 導入 | 管理運営経費から、利用料金収入を差し引いた額が指定管理料となる。 |
| 布引ハーブ園<br>（神戸市） | ラベンダー園、芝生広場、ホール　等 | 供用 34.1ha、都市計画決定 70.3ha | 指定管理者制度<br>（PFI 事業（RO）の事業主体と一体公募による） | 平成3年<br>（指定期間 16 年） | 修繕費は指定管理者の業務に含まれる。<br>指定管理料のうち、ハーブ園の施設・設備の修繕に係る経常修繕費については毎年度基準額として 15,000 千円を計上とし、支出した実額に基づいて精算を行う。ただし、年度間で調整を行うこと等により、特定の年度にこの基準額を超える経常修繕費の提案を行うことは差し支えないとしている。 | － | 導入せず | 料金収入は市の収入となるが、指定管理者は目標額を設定し、各年度において目標を下回った分については、事業者が補填するものとする。目標を超えた場合は、超過分のうち、事業者が提案書類において提案する比率分（上限を 50%とする。）を事業者の収入とする。 |
| （仮称）墨田区総合体育館建設等事業<br>（東京都墨田区） | アリーナ、武道場、屋内プール、駐車場 | 建築面積 5,608 ㎡以内<br>延床面積 16,000 ㎡以上 | PFI 方式（BTO）<br>指定管理者制度 | 平成 22 年<br>（運営期間 20 年） | 修繕費・大規模修繕費ともに民間事業者の業務に含めるものとする。<br>公共の帰責事由による公共施設・設備等の劣化・損傷は、公共が負担。 | － | 導入 | サービス対価（維持管理・運営費相当額）から、利用料金収入を差し引いた額が指定管理料となる。<br>【広告宣伝・駐車場収入等】<br>収入が増加した場合、公共は事業者に対し、増収相当額の 20%をサービス購入費から減額して支払う。ただし、減額金額は提案時のサービス購入費（維持管理・運営費相当額）の 30%を限度とする。<br>収入が減少した場合、公共は事業者に対し、減収相当額の 20%をサービス購入費（維持管理・運営費相当額）に増額して支払う。ただし、増額金額は提案時のサービス購入費（維持管理・運営費相当額）の 30%を限度とする。<br>【プールに係る収入等】<br>・収入が増加した場合、公共は収入増加相当額の 50%をサービス購入費（維持管理・運営費相当額）から減額して支払う。<br>・収入が減少した場合、公共はサービス購入費（維持管理・運営費相当額）の増額は行わない。 |
| 北九州市黒崎副都心「文化・交流拠点地公共」整備等PFI事業<br>（北九州市） | 広場・緑地、図書館、ホール | 全体面積：33, 233.12 ㎡ | PFI 方式（BTO）<br>指定管理者制度 | 平成 22 年工事着工<br>平成 24 年7月開業予定<br>（運営期間 15 年） | 修繕費は指定管理者の業務に含まれる。<br>事業期間中、大規模修繕は想定していないが、事業期間中の施設の機能・性能を維持するために必要となる修繕については規模の大小を問わず民間事業者の業務に含めるものとする。<br>公共の帰責事由による公共施設・設備等の劣化・損傷は、公共が負担。 | － | 導入せず | ホールの維持管理・運営費部分の各年のサービス対価については、市が設定する指標の基準を上回る場合はサービス購入料を増額し、指標の基準を下回る場合はサービス購入料を削減する。<br>削減時・増額時の考え方は、各室の稼働率を基準に評価を行い、利用状況の変動により運営費部分のサービス購入料を増減させる係数（±5%以内）を乗じる。係数は、事業者提案による。 |
| （仮称）新文化センター整備運営事業<br>（稲城市） | 生涯学習・コミュニティ施設、児童・青少年施設、図書施設、ホール施設、市役所出張所施設及び民間施設 | 公共施設：4,200 ㎡以上<br>民間施設：概ね 2,000 ㎡以内 | PFI 方式（BOT）<br>指定管理者制度 | 平成 21 年 10 月<br>（運営期間 20 年） | 修繕費・大規模修繕費は指定管理者の業務に含まれる。<br>事業期間中の建築物の基本性能を保持するために定期的な建築物の修繕及び建築設備の修繕・更新を実施する。<br>公共の帰責事由による公共施設・設備等の劣化・損傷は、公共が負担。 | － | 導入せず | 利用者数（開業後の運営期間中の実績に基づく）の基準人数を設定し、当該年度の前年度利用者数を基準人数で除した値に応じて、次年度の運営費相当額から増額又は減額して支払。<br>値は 0.94～1.10 までの範囲で、多段階の係数を設定しており、値が 0.94 未満の場合には運営費1割減、1.10 を超える場合には、運営費1割増で支払。 |

（資料）各施設に係る公募資料を基に作成

# Ⅳ. おわりに

## 1. 見本市産業の育成及び国際見本市会場の運営組織のあり方等に関する有識者会議 意見まとめ

### 意見1　見本市活性化に向けた方向性

- 大阪では、かつてはインテックス大阪全館を使用し大型の産業機械を展示するような大規模な見本市が開催されていたが、国内産業の空洞化や経済の東京一極集中などによる大阪経済の相対的な地位の低下により、その開催数、規模は縮小傾向にある。
- 見本市や展示会（以下、「見本市等」という。）は、定期的に開催されることで、国内外の広範にわたる企業が、効率的に製品や技術、サービス（以下、「製品等」という。）の情報を発信・収集し、継続的なビジネスの拡大を図ることができるものであり、集客による経済効果も生まれることから、地域経済の活性化のため、その開催拡大に取り組む意義は大きい。特に海外企業との取引は、海外市場への進出拡大につながり、重要である。
- しかし、我が国の見本市等は、製品等の展示・PRの場として活用されている側面が強く、欧米のように商談が活発に行われているものとは一線を画している。商談は取引の拡大を果たすためには不可欠であり、今後は魅力的な製品等を持った出展者や取引意欲の高い来場者を集め、商談が活発に行われる見本市等の開催をめざすべきである。
- また、国際会議や学会（以下、「会議等」という。）も、展示会が併催される傾向にあり、企業取引拡大の機会となりうることからコンベンション全般の誘致にも積極的に取り組むべきである。
- 見本市等においても、最近は展示だけでなく、セミナーが併催される形態が主流となりつつあり、様々な情報が発信されている。これらにより効果的にビジネスが拡大され、その結果当該見本市等が拡大し、開催地としての都市の知名度も高まれば、他都市で開催されている大規模見本市等の誘致や、海外からのバイヤーや出展者も増加していく。これが更なる都市の知名度向上につながり、見本市等が増えていくような良い循環が生まれる。

### 意見2　見本市活性化に向けた取り組み

- 見本市の活性化の主人公はあくまで見本市オーガナイザー（以下、「主催者」という。）である。主催者は時宜に適った見本市等を企画し、地道な営業活動で出展者、来場者を集める。行政の役割は、サポーティング・アクターで主人公が能力を発揮できるような環境づくりをすることである。
- 地域経済の活性化の観点からは、地元企業をターゲットとした見本市等が開催されるべきであるが、現在、インテックス大阪で開催されている見本市等でも多くの地元企業が出展者やバイヤーとして参加しており、行政は、まず、これらの見本市等において主催者と連携して商談の活性化を図り、取引拡大の成果を積み規模の拡大をめざすべきである。さらに、商談が活発に行われる見本市等の開催に成功している主催者に、大阪での新規開催を勧誘する取組も必要であろう。
- 主催者を勧誘するための行政の取組としては、例えば、インテックス大阪の利用条件の緩和（柔軟な料金や利用時間の設定など）や利便性の向上（催事PR、主要外国語に対応したスタッフの配置、提供サービスの充実など）、これまでの産業振興施策によって培われた行政と地元企業とのネットワークを活用してのニーズ把握、見本市等への参加勧奨や有力バイヤー企業等への来場勧奨、アジア地域をはじめとする海外からの企業招聘、行政の広報媒体を活用した広報支

援や後援、アクセス改善に向けたシャトルバスの運行等が考えられる。また、行政をはじめとしたMICE産業にかかわる関係者間において情報の共有化を図り、それを一元的に発信し、主催者の企画立案や行政、施設運営者のプロモーション活動等に活用するといった体制を構築していくことも必要である。さらに、商談活性化に取り組む見本市等に対しては行政が表彰を行うなどして、主催者の意欲喚起を図り、さらなる取り組みの促進につなげるなども考えられる。これらの取組は、新規開催の見本市等が、小さな規模から育っていくよう息長く続けられたい。

- 諸外国では、見本市等を第三者が評価する仕組みや、専門人材の育成も行われており、これらに取り組んでいる関係機関と継続的に連携することも行政の課題の一つである。国際的な競争に晒されている現状において、海外の先進的な取組や業界の動向を把握しておくことは重要である。
- さらに、遠隔地の出展者、来場者の参加を促すことや展示会併催の会議等を誘致するため、観光資源の開発やプロモーションの拡充などのMICE施策の充実も求められる。

**意見3　インテックス大阪の運営について**

- インテックス大阪は国際見本市会場として、見本市等の開催を第一に運営を行うべきであることは言うまでもない。しかし、最近の大阪の経済状況や見本市等の縮小傾向を鑑みると、運営の改善により直ちに見本市等で施設が埋まることは考えにくく、一方で、施設は見本市等以外の大規模催事にも利用されており、それらは参加者の福祉の増大や地域経済の活性化に貢献している。関西唯一の大規模施設として、様々な催事に開放し、社会資本の有効活用を図るべきである。
- 施設は昭和 60 年の開業以来、大阪市の外郭団体である(財)大阪国際経済振興センター(以下、「財団」という。)が市から管理運営を受託して運営されている。財団は、インテックス大阪の運営を目的に市が中心となって設立されたもので、市から職員の派遣を受け市施策に沿って運営されている。同一組織による継続運営によりノウハウが蓄積され、様々な利用形態に応じた円滑な催事開催に貢献しているほか、中長期的視野に立った営業活動にも取り組んでいる。その結果、リピーターの確保や新規利用者の開拓に成功している。
- しかし、一方で管理運営委託方式では、インセンティブが働きにくいため、営業力や企画力を発揮する余地がまだまだ残されていると思われる。今後見本市等を増やしていくため、誘致活動を更に強化するとともに、自主開催も含めた新たな事業の展開も検討していくべきである。
- そのため、行政は施設所有者の立場から、運営者が見本市等の開催を中心に稼働率向上に取り組むような仕組みや、営業の自由度を高めるため利用条件を柔軟に設定できる仕組みなどを有した運営方式への転換と、営業力や企画力、実行力に優れた組織による運営を検討する必要がある。
- また、コンベンション全体の誘致の観点から、府の国際会議場との連携についても、営業協力からマネジメントの一元化など幅広く可能性を検討されたい。
- 上記の各課題に有効に取り組むため、最適な運営方式と施設運営者を選択されたい。

### 意見4　施設運営者の選定について

- 行政が合理的な施策方針に沿った明確な運営条件を課すことができれば、運営者を公募することで、営業・企画・実行力を伴った運営者が選定されることが期待できる。
- しかし、運営者が短期間で替わる可能性があると、中長期的視野に立った営業活動や運営ノウハウに裏付けられた質の高いサービスの継続、利用条件の継承などが課題となるため、運営期間は中長期とすることが望ましい。また運営者は、様々な主催者に対して営業活動を行っていく必要があり、そのため中立・公平な立場も求められる。見本市等についての直接的・間接的な見識や業務経験を有していることも公募選定の条件となろう。また運営者が替わることで生じるリスクや課題を認識し、対応策を講じた上で行われたい。
- 大規模展示場施設の管理運営から見本市等の営業・企画までオールラウンドに能力を備えた単独の団体は少ないかもしれないので、企業連合体が応募できるなど募集条件の工夫が望まれる。営業や企画の能力に優れ、主催者や行政と連携を図りながら、見本市等の開催に取り組む実行力を備えた最適な運営者により、大阪において見本市等の開催が増えていくことを期待する。

### 付記　施設設備面の対応について

- インテックス大阪は開業後26年が経過し、首都圏の類似の大型施設に比べ老朽化が進み、機能面でも劣っている印象が強い。万一の設備トラブルを未然に防ぎ、どのような運営者のもとでも安全・快適に施設が使用できるよう必要な整備を行った上で、公募選定を検討されることを望む。
- また、最近の見本市等では来場者を呼び込むため、セミナーを併催している場合が多いが、インテックス大阪では、このための会議施設が不足している。また、IT環境の充実にも取り組まれたい。見本市等に適した施設環境が整ってこそ、大阪が開催地として選ばれ、見本市等の活性化が図られることを認識し前向きに検討されたい。

## 2. 見本市産業の育成及び国際見本市会場の運営組織のあり方等に関する有識者会議 開催経過

### ⑴ 見本市産業の育成及び国際見本市会場の運営組織のあり方等に関する有識者会議 開催経過

| 項目 | 開催時期 | 開催場所 | 議題 |
|---|---|---|---|
| 第１回 | 平成 23 年 10 月 5 日（水）<br>14:00～17:00 | インテックス大阪会議室ＡＢ | （1）出席者紹介<br>（2）経済局あいさつ<br>（3）座長選出<br>（4）見本市視察<br>（5）意見交換、質疑<br>①見本市産業育成に向けた大阪市の問題意識について<br>②見本市活性化に向けた方向性について<br>③大阪における開催有望見本市、開催地として選ばれるための大阪の機能・魅力の向上について<br>④商談活性化方策<br>⑤インテックス大阪、（財）大阪国際経済振興センター概要等説明、施設運営の課題、検討の方向性について<br>⑥運営手法改善検討項目について |
| 第２回 | 平成 23 年 12 月 14 日（水）<br>15:00～17:00 | 大阪市市役所地下１階 第 10 共通会議室 | （1）開会<br>（2）意見交換・質疑<br>①見本市活性化に向けた方向性について<br>②大阪における開催有望見本市、開催地として選ばれるための大阪の機能・魅力の向上について<br>③見本市活性化・商談活性化方策<br>④施設運営手法改善について（事業スキームとシミュレーション）<br>⑤施設運営手法改善について（法人形態） |
| 第３回 | 平成 24 年 2 月 20 日（月）<br>15:00～17:00 | 大阪市市役所地下１階 第 10 共通会議室 | （1）開会<br>（2）意見交換・質疑<br>①第２回有識者会議での主な意見<br>②見本市活性化、商談活性化方策<br>③施設の運営手法について<br>④法人形態と国際会議場との連携、経済波及効果<br>⑤とりまとめ |

### ⑵ 見本市産業の育成及び国際見本市会場の運営組織のあり方等に関する有識者会議 委員名簿

| | 所属 | 氏名 |
|---|---|---|
| ○ | 学校法人関西外国語大学外国語学部教授 | 桜井 悌司 |
| | 独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部長 | 鈴木 厚 |
| | 弁護士法人興和法律事務所 | 森末 尚孝 |
| | 林紀美代 公認会計士事務所 | 林 紀美代 |

※ ○印は座長